ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業

要求水準書

平成 26 年 4 月
御殿場市・小山町広域行政組合

第Ⅰ編　設計・建設編

ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業
要求水準書
【第Ⅰ編】

設計・建設編

－ 目次 －

1. 総　則 1

1.1 工事概要 1
1.1.1 設計及び建設業務の目的 1
1.1.2 業務名 1
1.1.3 施設規模 1
1.1.4 建設用地 1
1.1.5 業務範囲 1
1.1.6 立地条件 2
1.1.7 工事期間 2
1.2 一般事項 3
1.2.1 関係法令等の遵守 3
1.2.2 許認可申請 4
1.2.3 部分使用 4
1.2.4 生活環境影響調査 4
1.2.5 提出書類 4
1.2.6 住民説明 4
1.2.7 地域振興 4
1.3 設計条件 5
1.3.1 実施設計 5
1.3.2 実施設計の変更 5
1.3.3 要求水準書の記載事項 6
1.3.4 契約金額の変更 6
1.3.5 先行承諾 6
1.3.6 疑義の解釈 6
1.3.7 内訳書の作成 6
1.4 施工条件 7
1.4.1 設計図書 7
1.4.2 SPC による施工監理 7
1.4.3 施工管理 8
1.4.4 施工確認図書等の提出 9
1.4.5 工事条件 10
1.5 材料及び機器 13
1.5.1 材料及び機器 13
1.5.2 器材指定製作者 13
1.5.3 鉄骨製作工場の選定 13
1.6 検査及び試験 14
1.7 試運転及び指導期間 15
1.7.1 試運転 15
1.7.2 試運転及び運転指導に係る費用 15
1.7.3 運転指導 16
1.8 性能保証 17

1.9 性能試験 20
1.9.1 予備性能試験 20
1.9.2 引渡性能試験 20
1.10 かし担保 22
1.10.1 設計のかし担保 22
1.10.2 施工のかし担保 22
1.10.3 かしの判定・補修 23
1.11 完成図書 24
1.11.1 提出要領 24
1.11.2 ごみ再資源化施設関係 24
1.12 正式引渡し 26
1.13 その他 27
1.13.1 保険 27
1.13.2 予備品及び消耗品 27
1.13.3 付属品 27
2. 全体計画 28
2.1 基本事項 28
2.1.1 施設整備にかかる基本方針 28
2.1.2 安定・経済運転 29
2.1.3 景観 29
2.1.4 環境保全 29
2.1.5 施設更新 29
2.1.6 運転管理 29
2.1.7 安全衛生管理 29
2.1.8 高齢者、障がい者等への対応 30
2.1.9 耐震設計 30
2.1.10 省エネルギー対策 30
2.1.11 環境啓発 30
2.1.12 直接搬入者への配慮 31
2.2 設計条件 32
2.2.1 処理能力 32
2.2.2 稼動日数 32
2.2.3 計画ごみ量 32
2.2.4 計画ごみ質 33
2.3 基本処理フロー 34
2.3.1 粗大ごみ・不燃ごみ処理系列 34
2.3.2 ビン処理系列 35
2.3.3 カン処理系列 35
2.3.4 ペットボトル処理系列 36
2.3.5 保管系列 37
2.4 ユーティリティ条件 38
2.5 ごみ搬入・搬出条件 39
2.5.1 ごみ搬入条件 39
2.5.2 ごみ搬出条件 40
2.6 居室騒音基準 41
2.7 来場者人数 41
2.8 公害防止条件 42
2.8.1 大気環境基準 42
2.8.2 騒音基準 42
2.8.3 振動基準 42

2.8.4 悪臭基準 42
2.8.5 排水基準 43

3. 土木・建築工事 44

3.1 一般事項 44
3.1.1 基本方針 44
3.1.2 計画及び設計の留意点 44
3.2 配置・動線計画 45
3.2.1 基本方針 45
3.2.2 配置計画 45
3.2.3 動線計画 45
3.3 土木工事 46
3.3.1 施工範囲 46
3.3.2 造成設計・工事 46
3.3.3 基礎工事 46
3.3.4 構内排水 46
3.3.5 構内道路及び管理道路工事 46
3.4 建築工事 48
3.4.1 基本方針 48
3.4.2 建築概要 48
3.4.3 平面計画 49
3.4.4 構造計画 52
3.4.5 意匠及び仕上計画 54
3.4.6 見学者ルート 55
3.5 外構工事 56
3.5.1 植栽 56
3.5.2 外灯 56
3.5.3 駐車場 56

4. 建築電気設備工事 57

4.1 共通事項 57
4.2 電気方式及び電源等 57
4.3 幹線設備 58
4.4 配管・配線材料等 59
4.5 動力設備 60
4.6 照明設備 62
4.7 コンセント設備 62
4.8 消防防災用制御盤 63
4.9 自動火災報知装置 63
4.10 雷保護設備 63
4.11 時計表示装置 63
4.12 拡声装置 63
4.13 インターホン 63
4.14 テレビ共同受信装置 64
4.15 電話設備 64
4.16 中央監視制御設備 64

5. 建築機械設備工事 67

5.1 共通事項 67
5.2 空気調和設備 68
5.3 風道、配管設備 69

5.4 自動制御設備 71
5.5 給排水衛生設備 72
5.5.1 衛生器具設備 72
5.5.2 給水設備 72
5.5.3 水槽類 72
5.5.4 雨水利用水設備 73
5.5.5 排水設備 73
5.5.6 給湯設備 74
5.6 昇降機設備 75
5.7 消防設備 75

6. プラント機械設備工事 76

6.1 各設備共通事項 76
6.1.1 基本方針 76
6.1.2 運転条件 77
6.1.3 製作・施工条件 77
6.1.4 安全衛生管理 77
6.1.5 安全対策 77
6.1.6 防火対策 78
6.1.7 リサイクルセンター内の動線計画 78
6.1.8 歩廊、階段等 78
6.1.9 配管工事 79
6.1.10 保温及び防露 81
6.1.11 塗装工事 82
6.1.12 プラント機器 83
6.1.13 コンベヤ 84
6.1.14 ポンプ 84
6.1.15 電動機 85
6.1.16 支持金物 85
6.1.17 地震対策 85
6.1.18 タンク・槽類 86
6.1.19 その他 86
6.2 受入供給設備 87
6.2.1 ごみ計量機 87
6.2.2 プラットホーム出入口扉 88
6.2.3 プラットホーム 89
6.3 搬送設備 91
6.4 粗大ごみ、不燃ごみ処理系列 92
6.4.1 粗大ごみ回収所（建築工事所掌） 92
6.4.2 可燃性粗大ごみ受入ヤード 92
6.4.3 切断機 93
6.4.4 不燃性粗大ごみ受入ヤード 93
6.4.5 不燃ごみ受入ヤード 94
6.4.6 粗大ごみ・不燃ごみ受入ホッパ 94
6.4.7 低速回転破砕機（粗破砕機） 95
6.4.8 高速回転破砕機 95
6.4.9 磁力選別機 96
6.4.10 粒度選別機 96
6.4.11 風力選別機 97
6.4.12 アルミ選別機 97
6.4.13 可燃物貯留ホッパ 97

6.4.14 不燃物貯留ホッパ 98
6.4.15 鉄類貯留ホッパ 99
6.4.16 アルミ類貯留ホッパ 99
6.5 ビン処理系列 101
6.5.1 ビン受入ヤード 101
6.5.2 ビン受入ヤード及び受入コンベヤ 101
6.5.3 コンテナ反転装置 101
6.5.4 ビン手選別コンベヤ 102
6.5.5 カレットストックヤード 102
6.5.6 生きビンストックヤード 103
6.6 カン処理系列 104
6.6.1 カン受入ヤード 104
6.6.2 カン受入ホッパ 104
6.6.3 カン磁力選別機 104
6.6.4 カン金属圧縮機 105
6.6.5 圧縮カンストックヤード 106
6.7 ペットボトル処理系列 107
6.7.1 ペットボトルストックヤード 107
6.7.2 ペットボトル受入ホッパ 107
6.7.3 ペットボトル手選別コンベヤ 107
6.7.4 ペットボトル圧縮・梱包機 108
6.7.5 圧縮・梱包ペットボトルストックヤード 108
6.8 保管系列 110
6.8.1 金属ヤード 110
6.8.2 小型家電類ストックヤード 110
6.8.3 有害ごみ、危険ごみストックヤード 111
6.8.4 自己搬入物ヤード 111
6.8.5 処理困難物ストックヤード 112
6.8.6 収集コンテナストックヤード 112
6.8.7 自転車類ストックヤード 113
6.8.8 不法投棄物ストックヤード 114
6.8.9 河川清掃ごみストックヤード 114
6.9 給水設備 115
6.9.1 所要水量 115
6.9.2 特記事項 115
6.10 排水設備 116
6.10.1 排水処理装置 116
6.11 電気設備 117
6.11.1 計画概要 117
6.11.2 受配変電盤設備工事 118
6.11.3 低圧配電設備 118
6.11.4 動力設備工事 119
6.11.5 非常用発電装置 121
6.11.6 無停電電源装置 121
6.11.7 交流電源装置 122
6.12 計装設備 123
6.12.1 計画概要 123
6.12.2 計装制御計画 123
6.12.3 計装機器 124
6.12.4 システム構成 126
6.12.5 計装項目 126

6.12.6 計量システム 127
6.13 雑設備 128
6.13.1 コンテナ自動洗浄装置 128
6.13.2 バグフィルタ 128
6.13.3 リサイクルセンター用サイクロン 129
6.13.4 脱臭装置 129
6.13.5 薬剤噴霧装置 129
6.13.6 吸引フード、ダクト 129
6.13.7 メンテナンス用ホイスト 130
6.13.8 工事説明用パンフレット 130
6.13.9 ごみ再資源化施設の映像学習教材 130
7. 粗大廃棄物処理場等の解体工事 131
7.1 基本事項 131
7.2 解体施設の概要 131
7.3 遵守事項 132
7.3.1 解体工事の現場管理 132
7.3.2 廃棄物の処分 132
7.3.3 建設資源 132
7.3.4 検査、点検及び分析等 132
7.3.5 関連施設との調整 132
7.3.6 工事中における周辺環境保全及び事故防止 132
7.3.7 工事期間中に発生する排水の処理及び流出防止 132
7.3.8 その他 133
7.4 工事条件 134
7.4.1 解体・撤去物の処理 134
7.4.2 関係法令等の遵守 134
7.4.3 工事施工計画及び実施設計 134
7.4.4 施工 134
7.5 解体工事の完了 136
8. 総　則 139
8.1 業務概要 139
8.1.1 運営業務の目的 139
8.1.2 業務名 139
8.1.3 施設規模 139
8.1.4 運営施設の条件 139
8.1.5 業務期間 139
8.1.6 ユーティリティ条件 139
8.2 施設運営にかかる基本方針 140
8.3 一般事項 141
8.3.1 本書の遵守 141
8.3.2 関係法令等の遵守 141
8.3.3 組合への報告・協力 141
8.3.4 関係官庁への報告・届出 141
8.3.5 組合の検査 141
8.3.6 関係官公署の指導等 141
8.3.7 労働安全衛生・作業環境管理 141
8.3.8 緊急時対応 142
8.3.9 急病等への対応 142
8.3.10 災害発生時の協力 143

8.3.11 地元雇用 143
8.3.12 障がい者雇用 143
8.3.13 作成書類・提出資料 143
8.4 運営条件 145
8.4.1 運営に関する図書 145
8.4.2 提案書の変更 145
8.4.3 本書の記載事項 145
8.4.4 本施設の引渡し条件 145
9. 全体計画 148
9.1 ごみの種類 148
9.2 計画処理量 148
9.3 計画ごみ質 148
9.4 車両仕様 148
9.5 公害防止基準 149
9.6 環境保全対策 149
9.7 作業環境保全 149
9.8 本施設の基本性能 149
10. 運営体制 150
10.1 業務実施体制 150
10.2 有資格者の配置 150
10.3 連絡体制 150
11. 廃棄物の受入業務 151
11.1 受付及び廃棄物の計量 151
11.2 案内・指示 151
11.3 料金徴収 151
11.4 受付時間 151
12. 運転管理業務 153
12.1 計画処理量 153
12.2 年間運転日数 153
12.3 運転時間 153
12.4 安定稼動試験 153
12.5 搬入廃棄物の性状分析 153
12.6 搬入管理 153
12.7 場内運搬 154
12.8 場外運搬 154
12.9 ごみ再資源化施設における前処理作業 154
12.10 適正処理 155
12.11 搬出物の保管及び積込 155
12.12 搬出物の性状分析 156
12.13 搬出管理 156
12.14 運転計画の作成 156
12.15 運転管理マニュアルの作成 156
12.16 運転管理記録の作成 156
13. 維持管理業務 158
13.1 備品・什器・物品・用役の調達 158
13.2 備品・什器・物品・用役の管理 158

13.3 点検・検査計画の作成 158
13.4 点検・検査の実施 158
13.5 補修・更新計画の作成 159
13.6 補修・更新の実施 159
13.7 精密機能検査 160
13.8 施設の保全 160
13.9 利用者・来場者の安全確保 160
13.10 長寿命化計画の作成及び実施 160
13.11 改良保全 161

14. 環境管理業務 162

14.1 環境保全基準 162
14.2 環境保全計画 162
14.3 作業環境保全基準 162
14.4 作業環境保全計画 162

15. 情報管理業務 163

15.1 運転管理記録報告 163
15.2 調達結果報告 163
15.3 点検・検査報告 163
15.4 補修・更新報告 163
15.5 環境保全報告 163
15.6 作業環境保全報告 164
15.7 本施設の維持管理の記録に関する報告 164
15.8 その他管理記録報告 164

16. 関連業務 165

16.1 来場者対応 165
16.2 資源化業者の紹介 165
16.3 清掃 165
16.4 植栽管理 165
16.5 防火管理 166
16.6 警備・防犯 166
16.7 来場者説明用パンフレット 166
16.8 住民対応 166

第Ⅰ編　設計・建設編

1. 総　則

「要求水準書 設計・建設業務編」（以下、「本書」という。）は、御殿場市・小山町広域行政組合（以下、「組合」という。）が発注する、ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業（以下「本事業」という。）の設計・建設業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

1.1　工事概要

1.1.1 設計及び建設業務の目的

本業務は、御殿場市及び小山町におけるリサイクル施策を推進すべく、ごみ焼却施設整備後の第 2 期工事として、本事業施設を設計及び建設することを目的とする。

1.1.2 業務名

ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業　設計・建設業務

1.1.3 施設規模

(1) 粗大ごみ、不燃ごみ処理系列	13.8t/日（5h）
1) 不燃ごみ	5.6 t/日（5h）
2) 粗大ごみ	8.2 t/日（5h）
(2) ビン処理系列	3.8t/日（5h）
(3) カン処理系列	1.7t/日（5h）
(4) ペットボトル処理系列	1.3t/日（5h）

(5) 保管系列（金属、小型家電類、有害ごみ、危険ごみ、処理困難物等）

1.1.4 建設用地

(1) 場所	静岡県御殿場市神場・板妻地先
(2) 建設用地面積	約 4.3ha（別紙 1 の青、緑及び橙の範囲）
1) 御殿場市粗大廃棄物処理場	約 0.69ha
2) 御殿場市粗大廃棄物処理場以外	約 3.61ha

1.1.5 業務範囲

本業務は、ごみ再資源化施設を整備するものであることから、実施設計及び施工を業務範囲とする。

(1) 土木・建築工事（第 3 章参照）	一式
(2) 建築機械設備工事（第 4 章参照）	一式

(3) 建築電気設備工事（第 5 章参照）　一式

(4) プラント機械設備工事（第 6 章参照）　一式

(5) 既存粗大廃棄物処理場等の解体工事（第 7 章参照）　一式

1.1.6 立地条件

(1) 地形、地質等

別紙 2 に参考として示す、地質調査結果（柱状図）のとおりである。

1) 都市計画区域 市街化調整区域

2) 用途地域　指定なし

3) 建ぺい率　60%以下

4) 容積率　200%以下

5) 高さ制限　建築基準法による

6) 日影規制　静岡県建築基準条例による
建築基準法別表第四（ろ）欄ロ（２）による規制、
平均地盤面からの高さは 4.0m を採用。

7) 河川保全区域　河川法による

8) 現況地盤高　T.P 527.8m

9) その他

御殿場市土地利用事業指導要綱を遵守し、防火水槽（60 ㎥）を設置する。

1.1.7 工事期間

(1) 部分引渡しを行う本施設（工場棟、構内道路及び駐車場等の廃棄物の受入に不可欠な施設及び付帯設備並びに事業者提案において整備対象とされた資源化（リサイクル）に資する民間収益施設及びその付帯設備）については、契約日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(2) 本施設を引渡し供用開始後に整備する施設は、平成 29 年 10 月までに整備し引き渡すものとする。また、同年月に行う引渡しにより、本事業施設の供用を開始する。

1.2 一般事項

1.2.1 関係法令等の遵守

本業務にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

表 1-1　関係法令等

● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 資源の有効な利用の促進に関する法律 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 森林法 ● 河川法 ● 宅地造成等規制法 ● 道路法 ● 農地法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 水道法 ● 労働安全衛生法 ● 景観法 ● 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	● 日本工業規格(JIS) ● 電気規格調査会標準規格(JEC) ● 日本電機工業会標準規格(JEM) ● 日本電線工業会標準規格(JCS) ● 日本照明器具工業会規格(JIL) ● 日本油圧工業会規格(JOHS) ● ごみ処理施設性能指針 ● 国土交通省建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編） ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領　2006 改訂版 ● 廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（その他一般廃棄物処理施設編） ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ● 静岡県環境基本条例 ● 静岡県生活環境の保全等に関する条例 ● 御殿場市環境基本条例 ● 御殿場市土地利用事業指導要綱 ● 御殿場市地下水の採取に関する要領 ● その他諸法令、規格等

1.2.2 許認可申請

本業務にあたっては関係官庁の指導に従い、認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続を本事業の特別目的会社（以下、「SPC」という。）は速やかに行い、組合に報告する。

また、組合が関係官庁へ許可申請、報告、届出（交付金申請等を含む）を必要とする場合、組合の指示に従って、SPC は必要な資料・書類等の作成・提出する。許認可申請に係る経費はすべて SPC が負担する。

1.2.3 部分使用

平成 27 年 4 月 1 日より供用を開始する本施設については、部分引渡しを行う。SPC は、組合の指示に従い部分引渡しの処理を行う。

1.2.4 生活環境影響調査

本業務にあたっては、「ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業生活環境影響調査業務委託　報告書」の内容を遵守し、現況調査の結果を踏まえ設計・施工する。また、SPC は、必要に応じ事後評価を実施する。

1.2.5 提出書類

工事着手届等の各種の提出書類は、組合の指示に従って作成する。

1.2.6 住民説明

組合が行う住民説明会等（半年に 1 回程度）に出席し、施設に関する事項、施工方法に関する事項、その他組合が求める説明を行うこと。また、説明会開催に必要な資料及び機材等の準備を行うものとする。なお、説明会への出席、資料作成については、SPC 負担とする。

1.2.7 地域振興

本事業施設の施工にあたっては、土木・建築関連、プラント関連等、各工事等において御殿場市及び小山町の業者及び同市町民の雇用を積極的に活用する。

1.3　設計条件

1.3.1 実施設計

SPC は、契約後直ちに実施設計に着手するものとし、実施設計は、次の図書に基づいて設計する。

(1) 本書

(2) 提案書

(3) その他組合の指示するもの

実施設計は、次の図書（最新版）を参考に設計する。

1) 敷地測量図

2) 地質調査報告書

3) 建築構造特記事項及び同解説

4) 国土交通省（官庁営繕）　公共建築工事標準仕様書 建築工事編

5) 国土交通省（官庁営繕）　公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編

6) 国土交通省（官庁営繕）　公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編

7) 国土交通省（官庁営繕）　建築物解体工事共通仕様書・同解説

8) 国土交通省　土木工事共通仕様書

9) 日本建築学会（各種特記事項、設計指針）

10) 土木学会　コンクリート標準示方書

11) 空気調和・衛生工学会　空気調和衛生工学便覧

12) その他組合の指示するもの

1.3.2 実施設計の変更

(1) 提出済の資料の内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、組合の指示により変更する場合はこの限りではない。

(2) 実施設計期間中、提出資料の中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合及び本事業施設の機能を全うすることが出来ない箇所が発見された場合、提出資料に対する改善変更を SPC の負担において行うものとする。

(3) 提出資料に対して部分的な変更を必要とする場合には、機能及び施設運営上の内容が同等以上の場合において、組合の指示又は確認を得て変更する。

1.3.3 要求水準書の記載事項

本書に記載されている事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。従って、本書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、すべて SPC の責任において補足・完備させなければならない。

なお、本書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。SPC は「（参考）」と記載されたものについて、実施設計図書で補足・完備させなければならない。また、本書で〔　　〕で示されているものについては SPC の提案を求めるものである。SPC は、〔　　〕で記載されたものについて、自ら提案し、実施設計図書ですべて SPC の責任において施設の性能及び機能を発揮するべく補足・完備させなければならない。

1.3.4 契約金額の変更

1.3.2 、1.3.3 の場合、契約金額の増額等の手続は行わない。

1.3.5 先行承諾

実施設計は、一部を先行して承諾することがある。

1.3.6 疑義の解釈

「1.3.1 実施設計」に示した図書に定める事項について疑義、誤記等があった場合の解釈及び施工の細目については、組合と協議し、その指示に従わなければならない。

1.3.7 内訳書の作成

部分払及び工事変更設計、交付金申請等のため、契約金額内訳書を作成し、これらの書式及び項目などについては、組合の定めるところによる。

1.4　施工条件

1.4.1 設計図書

本事業では、次の図書（以下、設計図書という。）に基づき施工する。

(1) 組合が確認した実施設計図書

(2) 本書

(3) 提案書

(4) 国土交通省（官庁営繕）工事共通仕様書（最新版）

1) 公共建築工事標準仕様書　建築工事編

2) 公共建築工事標準仕様書　電気設備工事編

3) 公共建築工事標準仕様書　機械設備工事編

4) 土木工事共通仕様書

(5) その他組合が指示するもの

1.4.2 SPC による施工監理

SPC は、BTO 方式により施設建設を行うことを十分に考慮し、工事請負業者に対し、必要な施工管理体制を確立することを指示する他、設計図書のとおりに施工が実施されていることの確認を指示すること。また、施工順序をはじめとする工程管理や使用材料の発注及び品質の確認をはじめとする材料管理、作業員及び周辺住民の安全管理を実施すること。

(1) 建築設備工事の責任者

SPC は、工事請負業者に対し、建築設備工事の担当責任者を選任し現場に常駐することを指示及び確認する。

(2) 電気主任技術者の配置

SPC は、工事請負業者に対し、受電設備、発電設備の設計施工を監督するため、設計の必要な段階から電気主任技術者の選任を指示し確認すること。

(3) 日報及び月報の提出

SPC は、工事請負業者に対し、工事期間中の日報及び月報の作成及び提出を指示する。（工事関係車両台数の集計も含む。月報には、進捗率管理表、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真を含む）を添付する。）

(4) 管理項目

SPC は、工事請負業者に対し、施工に際しては以下の内容を指示し実施状況を確認する。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

2) 現場管理

① 資材搬入路、仮設事務所等については、組合と十分協議し確保する。

② 整理整頓を励行し、火災・盗難などの事故防止に努めること。

③ 特に、粗大廃棄物処理場への直接持込車の安全確保に努める。

3) 復旧

他の設備・既存物件等の損傷・汚染の防止に努め、万一損傷・汚染が生じた場合は組合との協議の上、SPC による監理の下、速やかに復旧しなければならない。

4) 施工時間帯

施工時間帯は原則として、8 時～18 時の間とし夜間の施工は避けること。また、事情により夜間に施工する際は組合と協議の上、近隣住民に十分配慮する。

(5) 管理方法

1) 書類確認

施工の各段階に提出される施工計画書、施工図、品質管理記録等について、詳細に確認を実施する。

2) 現場確認及び指導

設計図書どおりに施工が実施されていることについて、現場にて確認及び施工要領について必要な指導を実施する。

3) 進捗確認及びフォローアップ

書類確認、現場確認及び指導を通じて施工管理を実施しつつ、進捗に応じ発生する工事の遅れに対し必要な工程のフォローアップ等を実施する。

(6) その他

1) 設計図書のとおりに施工されていないときは、当該工事の請負業者に対し、設計図書のとおりに実施するよう求めること。

2) 当該工事の請負業者者がこれに従わないときは、是正を図る他、その旨を SPC に報告する。

3) その他、交付金申請の手続に必要な書類等の作成など必要な支援を行うこと。

1.4.3 施工管理

工事請負業者による施工に際しては、次の事項を遵守するようにする。

(1) 安全管理

工事中の安全対策を十分行い、あわせて、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

(2) 現場管理

1) 本業務には、同種施設の経験を有する現場代理人及び必要に応じて副現場代理人を配し、責任を持って工事を管理する。現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有する。

2) 現場代理人及び副現場代理人は、工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることを着衣、記章等で明瞭に識別できるよう処置する。工事現場において、常に清

掃及び材料、工具その他の整理を実施させる。また火災、盗難その他災害事故の予防対策について万全を期しその対策を組合に報告する。

3) 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者及び同種工事の経験を有する監理技術者（清掃施設工事）を配置する。

4) 資格を必要とする作業は、組合に資格者の証明の写しを提出する。また、各資格を有する者が施工しなければならない。

5) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所などについては、組合と十分協議のうえ周囲に支障が生じないように計画する。また、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努める。また入口に警備員等を配置し部外者の立入について十分注意する。

6) 通勤・資機材等の運搬車両は通行証を提示させ、安全運転の徹底を図ること。

(3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、SPC による監理の下、速やかに復旧する。なお、工事用車両の通行等により近隣の施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合も、SPC による監理の下、速やかに復旧等の処置を行うものとする。

(4) 設計変更

本業務で、施工中又は完了した部分であっても、「実施設計の変更」が生じた場合は、SPC による監理の下、変更しなければならない。この場合、契約金額の増額は行わない。

(5) 先行承諾

実施設計図書についてその一部を組合が先行して承諾したときは、その範囲内に限り SPC による監理の下、工事を施工する。

(6) その他

SPC が本書の定めを守らぬために生じた事故は、たとえ検査終了後であったとしても SPC による監理の下、処理しなければならない。

1.4.4 施工確認図書等の提出

施工にあたっては、事前に施工確認図書（仕様書、機器詳細図、計算書等）、施工要領書、検査要領書、施工図、計算書、検討書等を提出し、組合の確認を得てから工事に着手する。なお、図書は次の内容のものを各 5 部提出する。

(1) 施工確認図書

1) 仕様書

2) 機器詳細図（組立図、断面図、主要部分図、付属品図）

3) 塗装仕様

4) 予備品消耗品仕様

5) 計算書　等

(2) 施工要領書（搬入要領、据付要領等）

(3) 検査要領書

(4) 施工図（各種詳細施工図面等）

(5) 計算書、検討書

(6) パース図（視点 3 箇所、仕様任意）

(7) その他必要な図書

1.4.5 工事条件

(1) 残存工作物及び樹木

工事用地に何らかの工作物や樹木があった場合は、組合の確認を得て本業務の障害となるものを撤去処分する。なお、本業務により発生する残材等の場内での焼却処理は一切行わない。

(2) 地中障害物

地中障害物の存在が確認された場合は、SPC による監理の下、適切に処分する。

(3) 建設発生土の処分

本業務では出来る限り残土が発生しない計画とする。なお、本業務に伴って残土が発生し、埋戻土として使用する場合は、場内の適切な位置に運搬し仮置きする。なお、発生土の飛散・流出対策を講じること。万一、余剰な残土が生じた場合は、場外自由処分とする。また、運搬に当たっては発生土をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講じること。この処分及び運搬に係る費用は SPC の負担とする。

(4) 建設廃棄物

本業務で発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理ガイドラインのマニフェストシステム」等に基づき、SPC による監理の下、処分する。なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ組合の確認を受けるものとする。場外処分を行った場合には、搬出先の受入証明書並びにマニフェストの写しを提出する。

(5) 工事実績情報の登録

契約金額が適用となった場合、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」の作成及び登録を行うものとする。

(6) ゼロエミッション計画

本業務に伴って発生する廃棄物を極力抑制するため、あらかじめ「ゼロエミッション計画（仮称）」を作成し、組合の確認を得なければならない。

(7) 建設副産物の発生抑制・再資源化と温暖化防止への寄与

建設副産物の発生を抑制するとともに、建設副産物の再資源化に努めること。

(8) 工事用車両の搬出入経路

1) 用地への出入りや粗大廃棄物処理場への直接持込車の動線、前処理施設への動線及び各車両の安全確保に際しては、組合と十分に協議すること。また、工事車両と直接持込車が交錯する場合は、警備員を配置し、安全確保を徹底する。

2) 原則として工事用車両の待機は用地内で行い、周辺道路に駐停車をしないこと。必要に

より、用地内に仮設道路を設ける。

3) 八間道路の横断にかかる自衛隊の許可が必要な場合は、組合と協議の上、必要な手続きを行うこと。

(9) 既存施設の機能維持

1) 別紙 1 に示す本事業用地にある既存施設（計量棟、ストックヤード、粗大廃棄物処理場、前処理施設等）は、工場棟の供用開始する平成 29 年 4 月 1 日まで、御殿場市における粗大ごみ及び不燃ごみ等を処理するため、設計・施工期間中も継続して利用する。よって、設計・建設期間中においても、既存施設の機能が維持されるよう必要な措置を講じること。

2) 平成 29 年 4 月 1 日までに供用を開始する工場棟の工事に必要な敷地の確保にかかり、既存施設の解体を行うことは可とするが、代替設備の設置等により機能の維持を図ること。

3) 既存施設の配置変更又は代替施設の設置等により、設計・建設期間中においても、御殿場市より発生する粗大ごみ及び不燃ごみ等の処理に支障がないようにすること。

(10) 仮設物

1) 仮囲い（建設用地境界）及び出入口ゲートを設置する。施工期間中の維持管理を十分に行う。 なお、素材・意匠等については地域環境との調和を図る。維持管理は遺漏のないようにする。

2) 資材の仮置場、仮設事務所の設置場所及び工事用車両の駐車スペースは、組合の指示を受けて用地内に設置する。

3) 組合の工事モニタリング業者の事務所の面積は、約 70 ㎡程度とし、給排水設備（室内トイレ（温水便器付き））、空調設備、電気設備及び工事用電話（FAX 付）を設け、光熱水費、電話料金等は、SPC の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器（パソコンシステム、インターネット環境、コピー機等を含む。）、什器類も SPC が用意する。その他、来場者（30 人程度）対応が可能で工程会議等を行うための大会議室を設ける。

4) 組合の工事モニタリング業者の事務所の他、組合職員の控え室（30 ㎡程度）を別途設け、テーブル、椅子等の什器を設える。

5) 場内に仮設物を設ける場合は、あらかじめ仮設計画書を提出し、組合の確認を得ること。

(11) 施工方法及び建設公害対策

1) 工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出する。なお、汚水は工事用調整池に集水する。

2) 騒音・振動が発生しやすい工事については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の勧告基準を遵守するとともに、できるだけ低減をはかる。

3) ほこりが発生する恐れのある場合は、適時散水を行う等必要な措置を行う。

4) 工事車両が通行する道路等に対する養生を十分行う。本業務に起因する車両により、道路補修等が必要となった場合は、組合の確認を得て適切に補修する。

5) 建設用地境界の排水は、すべて工事中水処理施設に集水し、排水処理装置等を設け十分な濁水対策を行い排水する。

6) 住民に向けて、工事の進捗を示す掲示板等を設置すること。

(12) 安全・保安

1) 工事用車両の出入口では、交通整理を行い、一般通行者の安全を図る。また、出入口以外においても必要に応じ交通整理を行う。

2) 労働安全衛生法第 15 条に基づく統括安全衛生管理者を配置する。

(13) 工事に伴う環境調査

1) 整備工事に伴い、工事上の騒音・振動・粉じんを正確に把握するため、必要に応じ、騒音・振動・粉じん及び敷地周辺の地盤変形等の環境モニタリング等調査を行う。

2) 調査要領及び仕様は、「工事に伴う環境調査要領」を提出し、組合と十分協議し実施する。

3) 調査頻度は、常時監視が必要な項目を除き、年 1 回以上とする。

(14) パンフレットの提出

施設概要等を記載した広報・説明用パンフレット（6.13.8 参照）を作成し、工事着手時期に提出する。また、工事期間中の作成部数は、500 部（2 カ年）とする。なお、広報・説明用パンフレットの著作権は組合に帰属するものとし、同電子データを組合に納めること。その他、本パンフレットは、工事期間中（主に住民説明等）に使用するものであり、供用開始後に作成するものとは別に作成する。

(15) 負担金

本事業施設に関する電力、電話、上水等の建設用地境界までの引込みに伴う負担金については、事業者が負担する。

(16) 建設用地の測量

SPC は、契約後直ちに、別紙 1 に示す本事業施設の管理範囲について、測量を行い、その結果を組合に報告すること。

1.5　材料及び機器

1.5.1 材料及び機器

(1) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品でかつすべて新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC 規格）、日本電気工業会標準規格（JEM）等の規格及び日本水道協会規格（JWWA）、空気調和衛生工学会規格（HASS）、日本塗装工事規格（JPS）等の各種の基準等が定められているものは、これらの規格品を使用する。

(2) 品質・等級・規格等に規定されているものはこれに適合し、規格の統一が可能なものは統一する。

(3) 本業務で使用する材料及び機器は、ベンダーリスト等を提出し、組合の確認を得る。

(4) 使用する機器及び材料は極力同一メーカー品を使用し、互換性・信頼性の確保に配慮する。

(5) 破砕部に使用される材料は、耐摩耗性に優れたものとする。

(6) 屋外に設置される器材、器具の材料・仕様は、耐腐食性に優れたものとする。

(7) アスベスト及びアスベスト製品は使用しない。

(8) 本業務に使用する資材・機器等のうち、海外調達を必要とする場合は、国内品と同様以上であることを説明する他、品質管理要領及び体制を含む海外調達計画を提出し、組合の確認を得ること。

(9) シックハウス症候群を引き起こす恐れのある化学物質等の使用について配慮し材料及び機器の選定等を行うこと。

1.5.2 器材指定製作者

(1) 本業務における器材の製作者は、器材指定製作者一覧表（建築本体、建築機械設備、建築電気設備、プラント工事）を提出し、組合の確認を得た後に一覧表に記載されたものから選定する。

(2) 使用機材メーカー選定に当たっては、アフターサービス等に万全を期するように考慮する。

(3) 主要設備の機器製作は、原則として国内メーカーにより行うものとする。国内メーカー以外を活用する場合に必要となる経費は、全て SPC の負担とする。

1.5.3 鉄骨製作工場の選定

建築本体工事における鉄骨製作工場は、付属施設等軽微な建築物（工作物）を除き下記のいずれかに該当するものから選定する。

(1) 株式会社日本鉄骨評価センターの工場認定基準によるHグレード以上

(2) 全国鐵構工業協会の工場認定基準によるHグレード以上

1.6　検査及び試験

工事に使用する検査及び試験は次のとおり行う。

(1) 立会検査及び立会試験

使用材料及び機器等についての立会検査及び立会試験は、原則としてSPCが行うものとし、合格したものを現場へ搬入すること。なお、立会検査及び立会試験について、組合が指示した場合は、これを行うものとする。

(2) 検査及び試験の方法

SPCは、検査申請書（検査・試験要領書を含む。）を組合に提出し、予め組合の確認を得た検査（試験）要領書に基づいて行う。

(3) 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。また、組合から別途指示がある場合には、SPCの提出する検査・試験成績書をもって代えることができる。

(4) 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続は、SPCにおいて行い、これらに要する経費は、原則としてSPCの負担とする。なお、海外の工場における機器の立会検査に係る交通費等の費用についてもすべてSPCの負担とする。

(5) 主任技術者の立合

電気・計装設備工事に関しては、SPCが選任・配置する電気主任技術者の立会もしくは、組合からの事前の了解を得て施工するものとする。

1.7　試運転及び指導期間

1.7.1 試運転

(1) 試運転は、据付工事完了、静調整、モーター単体、無負荷調整等の動調整完了後、工期内に行うものとする。

(2) 試運転の期間は、負荷運転、予備性能試験、引渡性能試験完了までとし、期間を 25 日間以上とする。なお、必要日数については、組合と協議し決定する。

(3) 試運転は、SPC が組合と予め協議のうえ作成した実施要領書に基づき、SPC が行うものとする。本要領書は、試運転に入る前に組合と十分打合せのうえ、SPC が作成し、組合の確認を得るものとする。

(4) SPC は、試運転期間中の日報を作成し提出するとともに、試運転終了後は、試運転報告書を 3 部提出する。

(5) 試運転の実施において支障が生じた場合は、SPC は、組合との協議を踏まえ、その指示に従い、速やかに対処する。

(6) 発見された手直し、補修箇所及び物件については、その補修内容を組合に報告しなければならない。なお、手直し、補修に際して、SPC はあらかじめ手直し補修実施要領書を作成し、組合の確認を受けること。

(7) 管理責任

1) 試運転期間中における建築物及び設備の管理責任は、SPC とする。ただし組合が引継ぎを受けた部分についてはこの限りではない。

2) 試運転期間中の運転管理は、試運転実施要領書に基づき SPC が実施する。

1.7.2 試運転及び運転指導に係る費用

試運転（予備性能試験、引渡性能試験等の各試験を含む）及び運転指導に関連する経費分担は次のとおりとする。

(1) 組合の費用負担範囲

1) 試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む）のための処理対象物の提供に要する費用。

2) 試運転により発生する残渣等の処理に要する費用。

(2) SPC の費用負担範囲

「1.7.2 (1) 組合の費用負担範囲」に記載された項目以外の試運転に関連するすべての費用。

1.7.3 運転指導

(1) SPC は、施設の運転業務従事の職員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行う。なお、「教育指導計画書」、「取扱説明書」及び「手引書等の教材」等はあらかじめ SPC が作成する。

(2) 運転指導は、試運転期間内に実施し、机上研修、現場研修、実施研修を含む。なお、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は、教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、組合と協議のうえ実施する。

(3) 運転指導員については、必要な資格及び免許等の経歴を記載した名簿を作成し、組合に提出し、確認を受ける。

1.8 性能保証

(1) 責任施工

本事業施設の性能及び機能は、すべて SPC の責任で発揮させるものとし、SPC は、設計図書に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮させるために必要なものは組合の指示に従い、SPC の負担にて施工しなくてはならない。

(2) 性能保証事項

ごみ処理能力及び公害防止基準等は、表 1-2に記載されたすべての数値に適合させる。

表 1-2　性能試験の項目と方法【性能保証】

(1/2)

番号	試 験 項 目	保　証　値	試　験　方　法	備　　考
1	施設処理能力	要求水準書に示すごみ質において5時間稼働で定格以上の処理能力が発揮できること。	(1) ごみ分析法 ① サンプリング場所 各ヤード等 ② 測定頻度 1時間ごとにサンプリングを行うこと。 ③ 分析法 「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法に準じたもので、組合が指示する方法によること。	
2	選別能力 （資源系）	1) 純度 ・鉄分中の鉄分純度 95%以上 ・アルミ中のアルミ純度 85%以上 2) 回収率（参考値） ・鉄分中の鉄分回収率 90%以上 ・アルミ中のアルミの回収率 60%以上	測定回数は系列ごとに3回行うこと。	測定場所及び測定時間は別途協議による。
	選別能力 （不燃・粗大系）	1) 純度 ・鉄分中の鉄分純度 95%以上 ・アルミ中のアルミ純度 85%以上 2) 回収率（参考値） ・鉄分中の鉄分回収率 90%以上 ・アルミ中のアルミの回収率 60%以上	測定回数は系列ごとに3回行うこと。	測定場所及び測定時間は別途協議による。
3	破砕能力	要求水準書に示す物理組成範囲において定格能力以上（起動から処理終了まで）以上の処理能力とする。 低速回転破砕機は、実施設計図書で記載した破砕寸法以下とする。 高速回転破砕機は150㎜以下（85%）とする。	(1) ごみ分析法 ① サンプリング場所 各ヤード等 ② 測定頻度 1時間ごとに3検体のサンプリングを行うこと。 ③ 分析法 「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法に準じたもので、組合が指示する方法によること。	

番号	試験項目		保証値		試験方法	備考
4	粉じん		0.02g/N ㎥以下		(1) 測定場所 ろ過式集じん機排気出口おいて組合の指定する箇所 (2) 測定回数 3回／箇所以上 (3) 測定方法は「JIS Z8808」によること。	
5	騒音		本書、2.8 に示す公害防止条件		(1) 測定場所 組合の指定する場所 (2) 測定回数 時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3) 測定方法は「JIS Z 8731」によること。	定常運転時とする
6	振動		本書、2.8 に示す公害防止条件		(1) 測定場所 組合の指定する場所 (2) 測定回数 「振動規制法」による時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3) 測定方法は「JIS Z 8735」によること。	定常運転時とする
7	悪臭		本書、2.8 に示す公害防止条件		(1) 測定場所（10箇所程度） 組合の指定する場所とする。 (2) 測定回数 同一測定点で午前9時から午後5時までに4回以上とする。 (3) 測定方法は「環境庁告示第9号」によること。	
8	緊急作動試験		ごみ焼却施設からの受電が停止してもプラント設備が安全であること。		定常運転時において、全停電緊急作動試験を行うこと。	
9	電気関係諸室内温度		40℃ 以下	外気温度32℃において	(1) 測定場所 排気口 (2) 測定回数 組合が指示する。	
	電気関係諸室内局部温度		44℃ 以下		測定場所、測定回数は、組合が指示する。	
10	機械関係諸室内温度		42℃ 以下		(1) 測定場所 排気口 (2) 測定回 組合が指示する。	
	機械関係諸室内局部温度		50℃ 以下		測定場所、測定回数は、組合が指示する。	
11	空調設備	夏季	室内温度 26℃ (外気温 32℃D.B. 湿度80%R.H.)		測定場所、測定回数は、組合が指示する。	
		冬季	室内温度 22℃ 湿度 40% (外気温 -2℃D.B. 湿度57%R.H.)		測定場所、測定回数は、組合が指示する。	
12	用役 (電力、燃料、水、薬剤等)		実施設計図書で記載した使用量		測定方法、測定条件、測定期間は組合が指示する。	
13	その他					組合が必要と認めるもの。

注）試験方法は、最新の方法によって行う。

1.9　性能試験

1.9.1 予備性能試験

(1) 予備性能試験

SPC は 2 日以上の予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に組合に提出しなければならない。

(2) 予備性能試験要領

SPC は、試験内容及び運転計画を記載した予備性能試験要領書を作成し、組合の確認を得た後、試験を実施する。予備性能試験要領書は 5 部提出する。なお、条件方法等については、引渡性能試験に準ずる。

(3) 予備性能試験成績書の提出

予備性能試験成績書は、この期間中の各種試験分析結果、処理実績及び運転データを収録、整理して作成する。予備性能試験成績書は、性能試験前に 5 部提出する。

1.9.2 引渡性能試験

(1) 引渡性能試験条件

引渡性能試験は次の条件で行うものとする。

1) 引渡性能試験の実施に向けて、予備性能試験報告書において引渡性能試験の実施に問題が無いことを組合に報告し受理した後に行う。

2) 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、原則として法的資格を有する公的第三者機関とする。

3) 特殊な事項の計測及び分析については、組合の確認を受けて他の適切な機関に依頼する。

4) 引渡性能試験の結果、性能保証が得られない場合、必要な改善、調整を行い改めて引渡性能試験を行うものとする。

(2) 引渡性能試験方法

SPC は、引渡性能試験を行うにあたって、引渡性能試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、組合の確認を受ける。

性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれ項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を組合と協議し、確認を得て実施する。

(3) 引渡性能試験

1) 工事期間内に、組合立会のもとに引渡性能試験を行うものとする。

2) 引渡性能試験項目と実施方法

① 引渡性能試験は組合立会のもとに「表 1-2　性能試験の項目と方法」に規定する性能保証事項について実施する。

② 引渡性能試験における試料の採取、計測、分析、記録等は、SPC の責任により行なう。

3) 引渡性能試験成績書の提出

SPC は、引渡性能試験終了後、引渡性能試験成績書を作成し、3 部提出する。

1.10 かし担保

1.10.1 設計のかし担保

(1) 設計のかし担保期間は、工場棟の部分引渡しから 10 年間とする。

(2) この期間内に発見された設計のかしは、すべて SPC の責任において速やかに改善する。

(3) 疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、組合の指定する時期に性能確認の試験を、SPC の負担において行う。

(4) 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、SPC の責任において速やかに改善する。

1.10.2 施工のかし担保

かし担保期間は、工場棟の部分引渡しを受けた日から以下に示す区分に応じて定める期間とする。ただし、そのかしが SPC の故意又は重大な過失による場合には、かし担保期間は 10 年とする。

(1) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

引渡し後 2 年間とする。ただし、防水工事等については、以下のとおりとする。

1) アスファルト防水

① コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水	10 年
② 断熱アスファルト防水	10 年
③ 露出アスファルト防水	10 年
④ 浴室アスファルト防水	10 年

2) 合成高分子ルーフィング防水	5 年
3) 塗膜防水	5 年
4) モルタル防水	5 年
5) 躯体防水	5 年
6) 仕上塗材吹き付け	5 年
7) シーリング材	5 年
8) 水槽類の防食槽	5 年

(2) プラント工事

引渡し後 3 年間とする。

1.10.3 かしの判定・補修

(1) かし担保期間中の補修

かし担保期間中に生じたかしは、かし担保補修要領書を提出し、組合の確認を得た後に SPC の負担で補修する。

(2) かし判定に要する経費

SPC の負担とする。

1.11 完成図書

1.11.1 提出要領

(1) SPC は、工事完了に際して、完成図書として、次のものを組合へ提出する。なお、提出部数に指定あるものは、その部数提出する。

(2) 図面については、A3 縮小版（二つ折製本）として提出する。また、図面類のファイル形式は、ＪWW形式及びＳＸＦ形式とする。

(3) 電子ファイルについても一式提出する。

(4) 提出物のうち、著作権が生じるものについては、著作権法によるものとする。

(5) 組合は、SPC から提出されたデータ等について、全面的に利用権を持ち、著作権の譲渡、公開権等について、組合の判断により、提出物の利用、著作権の譲渡、公開権について、一定の制限を設けるものとする。

(6) 知的所有権の権利の取得が必要なものは手続を行うこと。

1.11.2 ごみ再資源化施設関係

(1) 土木、建築工事関係

1) 竣工図	2 部
2) 竣工原図	電子データ
3) 縮小版原図	2 部
4) 同上製本版	2 部
5) 取扱説明書	2 部（概要版 10 部）
6) 機器台帳（記入済）及び機器履歴台帳	2 部
7) 予備品、消耗品台帳	2 部
8) 工事記録（日報・月報、工事写真等）	2 部
9) 工事保証書	2 部（正 1 部、写し 1 部）
10) 実施図面（見開き製本）	2 部
11) 構造計算書、計画通知書等	2 部
12) 協議・打合せ記録	2 部
13) その他組合が指示したもの	

(2) 建築機械設備工事及び建築電気設備工事関係

1) 竣工図（工事中の施工確認図を含む。）	2 部
2) 原図（竣工原図、電子データ）	2 部
3) 縮刷版原図	2 部
4) 取扱説明書	2 部（概要版 10 部）
5) 機器台帳（記入済）及び機器履歴台帳	2 部

6) 予備品、消耗品台帳　2 部

7) 工事写真　2 部

8) 工事保証書　2 部（正 1 部、写し 1 部）

9) 検査及び試験成績書　2 部

10) 計算書　2 部

11) 協議書　2 部

12) 工事記録（日報・月報、工事写真等）　2 部

13) 協議・打合せ記録　2 部

14) その他、組合が指示したもの

(3) プラント機械設備工事関係

1) 竣工図（工事中の確認図を含む。）　2 部

2) 竣工原図、電子データ　2 部

3) 縮小版原図　2 部

4) 同上製本版　2 部

5) 各種試験成績表　2 部

6) 各種届出及び許可書　2 部（正 1 部、写し 1 部）

7) 取扱説明書　2 部（概要版 10 部）

8) 試運転報告書（予備性能試験も含む）　2 部

9) 引渡性能試験報告書　2 部

10) 単体機器試験成績書　2 部

11) 機器台帳（記入済）及び機器履歴台帳　2 部

12) 予備品、消耗品台帳　2 部

13) 工事記録（日報・月報、工事写真等）　2 部

14) 工事保証書　2 部（正 1 部、写し 1 部）

15) 計算書　2 部

16) 協議・打合せ記録　2 部

17) その他、組合が指示したもの

1.12 正式引渡し

解体対象範囲を除く工事完了後、本事業施設の供用を開始するため、部分引渡しをする。なお、平成 29 年 3 月 31 日より早期に本施設を部分引渡しする場合には、平成 29 年 4 月 1 日以前の運営にかかる経費は事業者負担とする。

その他、本施設の正式引渡しは、供用開始後整備施設の工事完了時とし、要求水準書に記載された工事範囲（第 7 章を含む）の工事をすべて完了し、本事業施設及び供用開始後整備施設の性能が確認されて本組合の検査に合格並びに引渡しに関する書類等による手続が終了した時点とする。

1.13 その他

1.13.1 保険

本事業施設の施工に際しては、必要な保険に加入する。

(1) 組立保険

(2) 整備工事保険

(3) 第三者損害保険賠償保険

(4) 火災保険

(5) 建設工事保険

(6) 労働災害保険　　等

1.13.2 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品として必要なものを納入する。

(1) 予備品の数量

SPC は、引渡し時において、予備品を納入するものとし、本事業施設正式引渡し後 2 ヶ年間に必要な数量とする。

(2) 消耗品の数量

SPC は、引渡し時において、消耗品を納入するものとし、本事業施設正式引渡し後 1 ヶ年間に必要な数量とする。また、消耗品には、潤滑油、薬品及び脱臭装置用吸着剤は含まれない。

1.13.3 付属品

付属品として次のものを納入する。

(1) 共通（機器製作メーカー付属予備品、消耗品）　　一式

(2) 建築設備工事（各機器の標準付属工具及び特殊工具）　　一式

(3) プラント工事（各機器の標準付属工具及び特殊工具）　　一式

2. 全体計画

2.1　基本事項

2.1.1 施設整備にかかる基本方針

(1) 安心、安全で安定した施設とする

消費生活や事業活動に伴って毎日発生する一般廃棄物の処理に支障をきたすと、生活環境保全面に重大な影響を及ぼすこととなる。特に、施設の周辺住民に対して不安感と不信感を与えることにもなる。そのため、実績に基づき安心、安全で安定した整備及び運営を目指すものとする。

(2) ごみを活かし、循環型のまちを推進する施設とする

循環型社会を構築するためには、第一にごみの発生を抑制（Reduce）し、第二に再使用（Reuse）し、第三に再生利用（Recycle）を進め、最後に残ったものを適正処理・処分する廃棄物処理システムづくりを推進する必要がある。そのため、本事業施設から発生する副生成物もできる限り有効利用し、資源循環と最終処分量の減量化に寄与する施設の整備及び運営を目指すものとする。

(3) 環境保全に最大限配慮した施設とする

騒音や振動、悪臭等の環境負荷について、技術的に可能な限り対策を施し、施設周辺の生活環境保全を実現する施設とする。

(4) ライフサイクルコストが低廉な施設とする

運営期間中における適切な維持管理による施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストが低廉な施設の整備及び運営を目指す。

(5) 住民に親しまれる施設とする

単にごみを処理するだけでなく、大震災時等の防災拠点として住民に親しまれる施設とする。

(6) 環境啓発により循環型社会形成に資する施設とする

循環型社会の形成に向けては、本組合、御殿場市及び小山町の住民、事業者の三者がそれぞれの役割を明確にし、互いに協働して３Ｒを推進する必要がある。そこで、来場者に対し、本事業施設におけるごみの処理工程について、ごみ焼却施設と合わせて紹介することにより、御殿場市及び小山町の住民のリサイクル意識の高揚を図り、循環型社会形成に資する施設とする。

(7) 景観形成に配慮した施設とする

平成 24 年 3 月から富士山周辺地域は、景観行政団体となり、平成 25 年 6 月には、同地域は、世界遺産（文化遺産）に登録され、これまで以上に良好な景観の形成が求められている。そこで、富士山のほか、箱根外輪山、駿河湾、愛鷹山等との景観形成に配慮した施設とする。

2.1.2 安定・経済運転

(1) 極力、点検補修の期間短縮が図れ、安定稼働できる施設とし、各処理系列の独立性を図る。

(2) 隣接するごみ焼却施設が停止している間においても、本事業施設は通常運転可能なものとする。

(3) 「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理性能指針　Ⅵ破砕選別施設」に示される能力を有する。

(4) 電子計算機システム等に落雷時の雷サージ等による外乱防止対策を施す等、安定性の高い設備を計画する。

2.1.3 景観

(1) 富士山世界文化遺産への登録に配慮し景観への調和を図る。

(2) 富士山からの眺望との調和を図るため、建築物・構造物の意匠・色彩は、周囲の環境との調和を持たせ、ごみ処理施設のイメージアップを図った建物と機能を持たせる。

(3) 施設のデザイン計画として、大きな壁面の分節化、外壁・屋上緑化、色彩、配色等に配慮する。

2.1.4 環境保全

定められた公害防止基準を常に満足する施設を構築する共に、その計測・分析等が信頼性の高い内容で管理ができるシステムを図る。

2.1.5 施設更新

本事業施設は 30 年以上にわたり利用する計画である。従って、将来のプラント機器の更新を考慮し、プラント機器の搬出、搬入及び据付工事が容易な構造とする。

2.1.6 運転管理

(1) 本事業施設の運転管理は、安定性、安全性を考慮しつつ、各工程を効率的に計画し、人員及び経費の削減を図るものとする。

(2) 運転管理にあたっては、施設全体のフローの制御及び監視が可能になるよう配慮する。

2.1.7 安全衛生管理

(1) 運転管理における安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要な機器の予備の確保など） に留意する。

(2) 関連法令に準拠して安全、衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、粉じん防止、騒音・振動防止、換気及び必要照明の確保、ゆとりあるスペースの確保に心がける。

2.1.8 高齢者、障がい者等への対応

(1) 施設利用者、来場者等が利用する部分については、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法第 91 号)に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させること。

(2) 作業員についても、高齢者又は障がい者の雇用を前提とし、動線や居室を計画する。特に作業員の食事場、休憩所、手洗い等については、作業場からのアクセス性に配慮し、高齢者や障がい者が作業をしやすいように計画する。

(3) 次の工程には、障がい者を配置すること。

1) ビン類処理系列における、ローラーコンベヤでの生きビン、ふたの回収

2) 同系列の手選別コンベヤ

3) ペットボトル処理系列における、手選別コンベヤ。

(4) 選別ラインにおけるコンベヤ速度やコンベヤ長等については、障がい者の作業性に対し最大限配慮する。

2.1.9 耐震設計

(1) 官庁施設の総合耐震計画基準による災害応急対策活動に必要な官庁施設に準拠して整備する。なお、地域係数は 1.2、用途係数 1.25 とし、構造体以外の重要度係数はⅡ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。

(2) 本事業施設は、震災時において防災拠点としても位置づけているため、建物の構造及び建築設備、プラント設備・機器の耐震性にも十分考慮し、南海・ 東南海地震を想定した構造計画とする。

(3) 施設全体は、防災機能（避難場所となる会議室等の照明・空調居住性確保、災害時に必要な水、食料、燃料等の備蓄等）を持った施設とする。

(4) 組合の指示により、災害ごみの処理が必要になった際、ごみ焼却施設の運営事業者と協力の上、対応可能な施設とする。

2.1.10 省エネルギー対策

御殿場市及び小山町より発生する一般廃棄物を適正に処理するとともに、自然エネルギー等の活用を積極的に計画する。

2.1.11 環境啓発

御殿場市民及び小山町民への啓発活動を通じて、リサイクル意識の高揚と排出抑制や減量化等の取り組みを促進することを目的に、工場棟内の見学者通路において、本事業施設の案内のみを実施する。なお、映像学習については、ごみ焼却施設内の研修室で実施するため、ごみ焼却施設との連携を図ること。

2.1.12 直接搬入者への配慮

年間通じて多数来場する、粗大ごみ直接搬入者が、利用しやすい施設となるよう配慮する。

2.2 設計条件

2.2.1 処理能力

本事業施設は、指定されたごみ質の範囲内で以下の処理能力を有する。また、処理能力は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理性能指針　VI破砕選別施設」及び交付金要綱を満足するものとする。

(1) 粗大ごみ、不燃ごみ処理系列	13.8t/日（5h）
1) 不燃ごみ	5.6 t/日（5h）
2) 粗大ごみ	8.2 t/日（5h）
(2) ビン処理系列	3.8t/日（5h）
(3) カン処理系列	1.7t/日（5h）
(4) ペットボトル処理系列	1.3t/日（5h）

2.2.2 稼動日数

土日、年末年始 4 日、国民の祝日を除く、年間 240 日稼動として計画する。

2.2.3 計画ごみ量

(1) 粗大ごみ	1,303t/年
(2) 不燃ごみ	1,041t/年
(3) ビン	813t/年
(4) カン	348/年
(5) ペットボトル処理系列	205t/年

2.2.4 計画ごみ質

計画ごみ質は、以下のとおりとする。

表 2-1　計画ごみ質（単位体積重量）

ごみの種類		単位体積重量（t/m³）
不燃ごみ		0.05
粗大ごみ	可燃性	0.05
	不燃性	0.1
ビン		0.12
カン	スチールカン	0.03
	アルミカン	0.024
ペットボトル		0.042

表 2-2　不燃ごみ質（実績値の重量割合）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
可燃物	**9.4%**	**11.1%**	**12.1%**
不燃物	**42.0%**	**48.0%**	**44.5%**
鉄	**21.7%**	**19.4%**	**18.4%**
アルミ	**2.4%**	**2.2%**	**2.0%**
その他	**24.5%**	**19.3%**	**23.0%**
土砂・建築廃材	8.2%	1.0%	0.1%
焼却灰	7.1%	2.8%	9.7%
小型家電類	9.2%	15.5%	13.2%
合計	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**

※焼却灰は、家庭から発生する未燃灰であり、ごみ焼却施設へ搬入し処理する。

表 2-3　粗大ごみ質（搬出量実績からの推定値）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
可燃物	74.7%	74.6%	67.9%
不燃物	9.3%	7.9%	6.7%
鉄	13.5%	13.5%	18.9%
アルミ	0.3%	0.3%	0.9%
その他	2.2%	3.7%	5.6%
合計	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**

※　その他の内訳には、選別されるナゲット、モーター、ラジエター、
　　木・草、小型家電類、廃蛍光管、処理困難物を含む。

※　可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの比率は、概ね 90%：10%である。

※　焼却灰は、平成 27 年度よりごみ焼却施設へ搬入する。

2.3 基本処理フロー

2.3.1 粗大ごみ・不燃ごみ処理系列

不燃ごみは、受入ヤードに搬入後、後置の処理設備へ投入する前に、土砂や建築廃材などの不適物、小型家電等の資源物を除去する。粗大ごみ（可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ）は、受入ヤードにて、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに選別する。その後、可燃性粗大ごみは、切断機にて処理し、不燃性粗大ごみは、手解体をはじめとする前処理により、不適物を除去した後、後置の処理設備へ供給し破砕処理する。

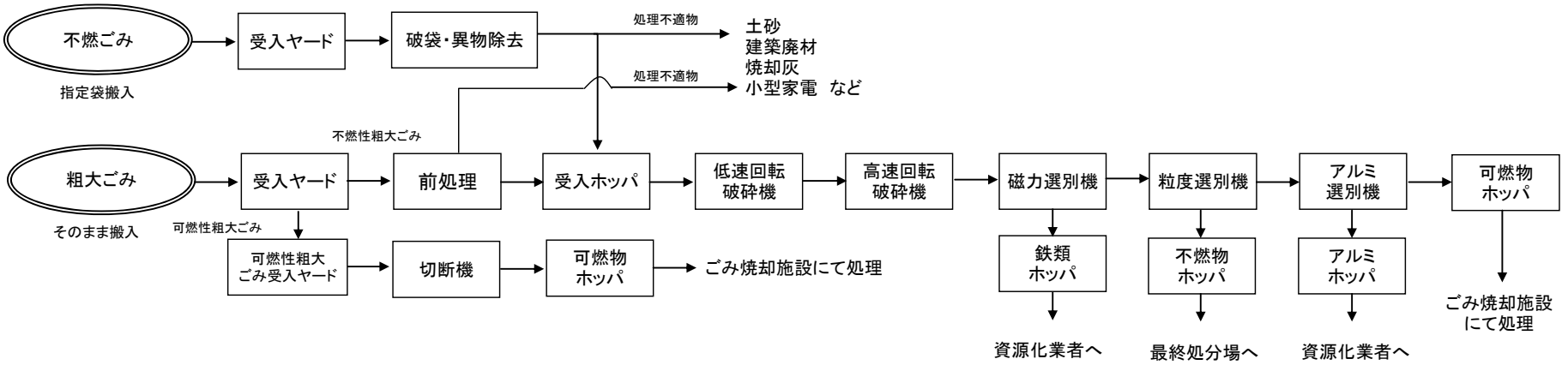

図 2-1　粗大ごみ・不燃ごみ処理系列のフロー（参考）

2.3.2 ビン処理系列

ビンは、受入ヤードにて搬入し、コンテナの中から生きビンを回収し、それ以外を受入ホッパへ投入する。この際、目視により、危険物及び処理不適物を除去する。その後、コンベヤにて搬送されたビンを、手選別コンベヤ上にて、色別カレット、異物、資源化不適物（汚れたビンなど）にそれぞれ手選別する。また、空コンテナについては、コンテナ洗浄装置にて洗浄し、コンテナヤードに保管する。

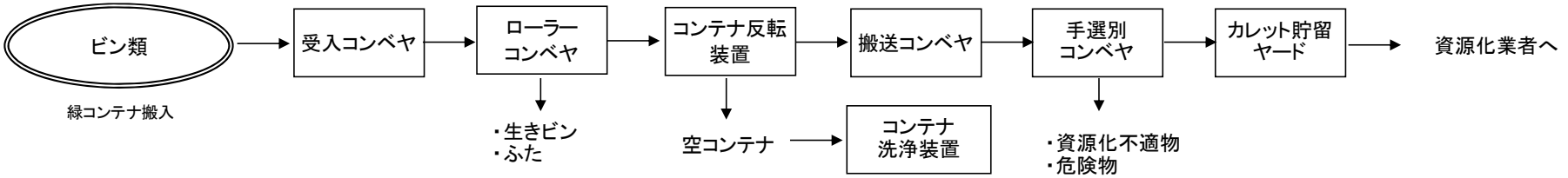

図 2-2　ビン処理系列のフロー（参考）

2.3.3 カン処理系列

カンは、受入ヤードに搬入後、目視によりスプレーカンや資源化不適物（汚れたカン）を選別する。その後、選別されたカンを、受入ホッパに投入し、機械選別した後に圧縮・成型する。また、受入ヤードにて選別されたもののうち、スプレーカンは、小型破砕機にて、穴空け処理する。

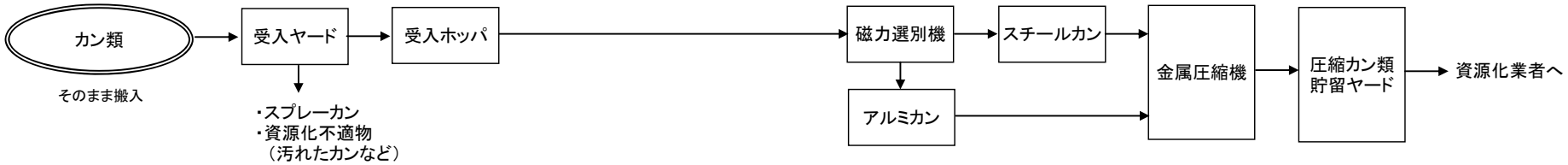

図 2-3　カン処理系列のフロー（参考）

2.3.4 ペットボトル処理系列

ペットボトルは、受入ヤードにて貯留された後、手選別コンベヤにて、異物、資源化不適物（汚れたペットボトルなど）、危険物を手選別により除去する。そして、手選別されたペットボトルは、圧縮・梱包し貯留する。

図 2-4　ペットボトル処理系列のフロー（参考）

2.3.5 保管系列

保管系列は、専用ヤードの貯留ボックスに一時貯留し、資源化業者又は処理系列に搬出するものとする。また、下記のヤード以外にも、自転車類ストックヤード、不法投棄物ストックヤード、河川清掃ごみストックヤードをはじめ、必要なヤードを設ける。

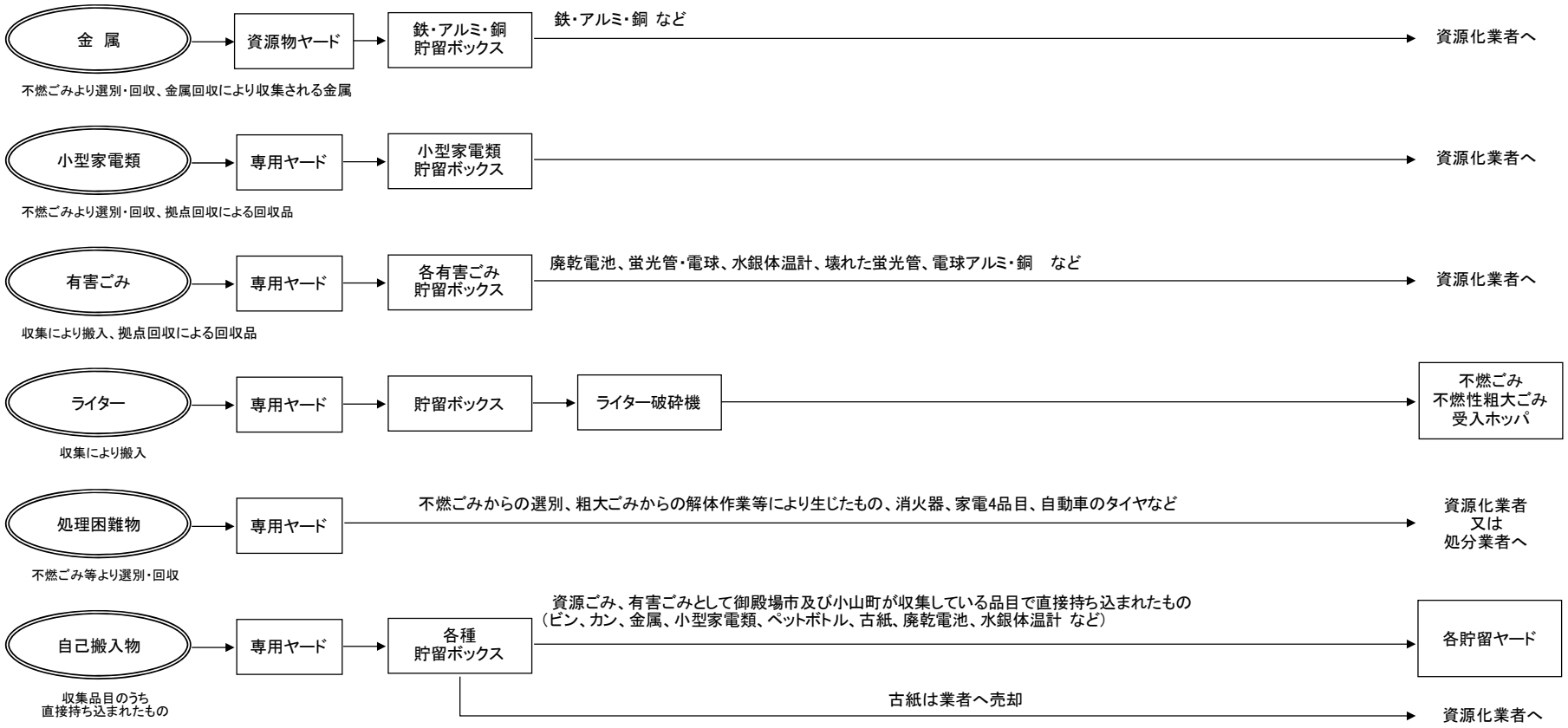

図 2-5　保管系列のフロー（参考）

2.4 ユーティリティ条件

ユーティリティは次の通りとし、施設の運営に必要なユーティリティを適宜計画する。

(1) 生活用水　　井水とする。（井戸掘削は、SPC の所掌とする。）

(2) プラント用水　　同上

(3) 燃料　　〔　　〕

(4) 電気　　ごみ焼却施設から受電する。

(5) 排水

1) 生活排水　　合併浄化槽を設置し、処理水を境沢川へ放流。

2) プラント排水 排水処理設備にて処理し、処理水を境沢川へ放流。

2.5 ごみ搬入・搬出条件

2.5.1 ごみ搬入条件

本事業施設へのごみ搬入条件は、表 2-4、表 2-5のとおりである。

表 2-4　ごみ搬入条件（将来案）

ごみ種別			搬入区分	搬入時荷姿	処理又は保管時	補足
粗大ごみ			収集	バラ荷	バラ荷搬入	出張収集、声かけ収集（有料）
			自己搬入	バラ荷	バラ荷搬入	個人のみ
不燃ごみ			収集	指定袋	指定袋	
			自己搬入	指定袋	指定袋	
				バラ荷	指定袋以外の袋など	
資源ごみ	ビン		収集	コンテナ・半透明袋	指定コンテナ搬入	収集事業者がコンテナに移し替える
			自己搬入	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
			事業系	半透明袋・他	指定コンテナ搬入	搬入者が場内でコンテナへ入れる
	カン		収集	コンテナ・半透明袋	バラ荷搬入	収集事業者がバラ荷で搬入する
			自己搬入	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
			事業系	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が受入ホッパー等へ搬入
	ペットボトル		収集		バラ荷搬入（小山町）	収集事業者がバラ荷で搬入する
			拠点回収	大袋	使い捨て大袋（御殿場市）	袋のまま受け入れる
			自己搬入	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
			事業系	半透明袋・他	使い捨て袋	袋のまま受け入れる
	金属		収集	半透明袋・他	バラ荷・透明・半透明袋	袋のまま受け入れる
	古紙	新聞	自己搬入		紐束	搬入者が指定置場へ搬入
		雑誌			紐束	搬入者が指定置場へ搬入
		ダンボール			紐束	搬入者が指定置場へ搬入
		雑紙			袋等	搬入者が指定置場へ搬入
有害ごみ	乾電池		収集	半透明袋	バラ荷搬入	袋のまま受け入れる
			自己搬入	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
	水銀体温計		収集	半透明袋	バラ荷搬入	収集事業者が袋から取り出す
			自己搬入	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
	廃蛍光管		拠点回収	専用通い箱等	バラ荷搬入	拠点回収業務委託業者にて分別
危険ごみ	スプレー缶		収集	半透明袋	バラ荷搬入	袋のまま受け入れる
			自己搬入	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
			事業系	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
	ライター		収集	半透明袋	バラ荷搬入	袋のまま受け入れる
			自己搬入	半透明袋・他	バラ荷搬入	搬入者が袋等から取り出す
小型家電			収集	バラ荷	バラ荷搬入（小山町）	収集事業者が袋から取り出す
			拠点回収	収集用コンテナ	事業者コンテナ（御殿場市）	
			自己搬入		バラ荷搬入	搬入者が指定置場へ搬入
河川清掃清掃ごみ			―	バラ荷	分別済みごみ	分別・処理費は市町負担
処理困難物			―	バラ荷	分別済みごみ	分別・処理費は市町負担

※金属は1.5m以下の金属。1.5mを越えるものは粗大ごみとする

表 2-5　ごみ搬入車両条件（将来案）

ごみ種別		搬入車両
不燃ごみ（不燃ごみ又は埋立ごみ）		パッカー車、平ボディ、コンテナ車（２～４ｔ）
粗大ごみ		平ボディ車（２～４ｔ）
有害ごみ		平ボディ車（２～４ｔ）
資源ごみ	ビン	平ボディ車（２～４ｔ）
	カン	パッカー車又は平ボディ車（２～４ｔ）
	ペットボトル	パッカー車又は平ボディ車（２～４ｔ）

注１：保管系列のうち有害ごみ及びライターは、不燃ごみ収集車が混載して搬入

注２：保管系列のうち自己搬入物は、市町民による直接持ち込みされるため一般乗用車にて搬入

2.5.2 ごみ搬出条件

本事業施設からのごみ搬出条件は、表 2-4のとおりである。

表 2-6　ごみ搬出条件（将来案）

搬出物	積込方法	車両	搬出頻度
不燃物	ホッパ	4t アームロール	3 回／日
可燃物	ホッパ	4t アームロール	任意
破砕鉄類	ホッパ	10ｔダンプ車	2 回／月
破砕アルミ類	ホッパ	10ｔダンプ車	1 回／月
圧縮鉄類	リフト	大型深あおりトレーラー　10ｔ超	1 回／月
圧縮アルミ類	リフト	大型　平ボディー　10ｔ超	1 回／月
生きビン	リフト	平ボディー　４ｔ	2 回／月
カレット	ショベル	大型深ダンプ　10ｔ超	5 回／月
圧縮・梱包 PET	リフト	大型ウイング車　10ｔ超	2 回／月
ナゲット	ユニック	平ボディ　4t ユニック	6 回／年
チューブ類	ユニック	平ボディ　4t ユニック	6 回／年
フロンガスボンベ	手積み	平ボディ　2t	2 回／年
モータ	ユニック	平ボディ　4t ユニック	2 回／年
タイヤ	手積み	平ボディ　４ｔユニック	2 回／年
バッテリー	ユニック	平ボディ　４ｔユニック	2 回／年
消火器	手積み	平ボディ　２ｔ	1 回／年
廃乾電池	ユニック リフト	大型　平ボディ　１０ｔ超	1 回／月
小型家電類	ユニック	４ｔユニック 又は ４ｔアームロール車	1 回／月

2.6 居室騒音基準

工場内機器に起因する居室騒音の特記事項値は、法令によるほか、表 2-7の各室騒音基準値を目途とする。その他、来場者対応に必要な居室は、組合と協議の上決定する。

表 2-7　居室騒音基準

室　　名	騒音基準値
選別室	PNC50
中央制御室、職員（運転員・作業員）控室、 来場者用諸室（会議室、来場者用廊下、ホール）	PNC45

2.7 来場者人数

来場者人数は、表 2-8のとおりとする。

表 2-8　来場者人数（本事業施設）

区　　分	人数
来場者 （小学生、市民団体を主な対象とする）	200 名/日程度

2.8 公害防止条件

公害防止基準については、以下のとおりとする。

2.8.1 大気環境基準

大気環境基準は、表 2-9の基準値以下とする。

表 2-9　大気環境基準

項目	特記事項値
ばいじん量	0.01　g/N ㎥以下

2.8.2 騒音基準

騒音基準は、建設用地境界線において表 2-10の基準値以下とする。

表 2-10　騒音基準

昼　　間 午前 8 時～午後 6 時	朝　　夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	夜　　間 午後 10 時 ～翌日の午前 6 時
55dB 以下	50 dB 以下	45 dB 以下

2.8.3 振動基準

本事業施設から発生する騒音については、敷地境界線において表 2-11の基準値以下とする。

表 2-11　振動基準

昼間 午前 8 時～午後 8 時	夜間 午後 8 時～午前 8 時
65 dB 以下	55 dB 以下

2.8.4 悪臭基準

基準値を 12 とする。なお、排水に関する規制値は、建設用地境界線の規制値を用いて、 以下に示す式より算出される値とする。

■規制物質
メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル
■排出口の規制基準値（流量）の算出式
C_{Lm}＝k×Cm
C_{Lm}:排水中の濃度（単位　m/L）←規制基準値
k:下表

特定悪臭物質	事事業所から敷地外に排出される排出水量	k
メチルメルカプタ	0.001m³/s 以下の場合	16
	0.001 m³/s を超え，0.1 m³/s 以下の場合	3.4
	0.1 m³/s を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m³/s 以下の場合	5.6
	0.001 m³/s を超え，0.1 m³/s 以下の場合	1.2
	0.1 m³/s を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m³/s 以下の場合	32
	0.001 m³/s を超え，0.1 m³/s 以下の場合	6.9
	0.1 m³/s を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m³/s 以下の場合	63
	0.001 m³/s を超え，0.1 m³/s 以下の場合	14
	0.1 m³/s を超える場合	2.9

Cm:悪臭物質の種類ごとに定められた敷地境界線の規制基準値
（単位　ppm）

図 2-6　排出水における公害防止条件の算出式

2.8.5 排水基準

本事業施設から発生する排水（プラント、生活排水）は、必要な処理を行ったのちに河川放流することとしている。よって、排水基準は、次の基準を遵守すること。

表 2-12　排水基準

項目	規制基準
水素イオン濃度	5.8<PH<8.6
生物化学的酸素要求量	10 mg/L 未満
浮遊物質量	10 mg/L 未満
大腸菌群数	300 個/cm³以下

3. 土木・建築工事

3.1 一般事項

3.1.1 基本方針

(1) 建設用地の与条件を十分に考慮し、本事業施設のイメージ向上を図り住民が親しみやすい施設を計画する。

(2) 最新の設備を計画し積極的に自動化（機械化）を取り入れること。

(3) 第三者の出入りが行われる箇所は、臭気・騒音対策に万全を期すこと。

(4) 省資源、CO2 低減に十分に配慮した設計を行うこと。

(5) 第三者が利用する箇所は出来る限りユニバーサルデザインにより計画する。

(6) 将来にわたる補修・修繕はもとより、機器更新工事が容易かつ経済的、衛生的にできるように計画する。

(7) 施設からの騒音、振動、悪臭防止のため原則として機器類は、建物内に納め十分な環境対策を施すこと。

3.1.2 計画及び設計の留意点

(1) 将来への適応

計画する建築物は、将来に渡って利用する計画であることから、その修理はもとより機器更新工事が容易かつ経済的、衛生的に実施できるよう計画する。

(2) 周辺環境の保全対策

本事業施設整備の与条件を十分に考慮し、隣接施設に対し景観・夜間照明・騒音・振動等に配慮する。

3.2　配置・動線計画

3.2.1 基本方針

各施設の運営・利用上の便宜や施設作業員や来場者の安全性を十分に考慮し、機能的かつ合理的な配置・動線を計画する。

3.2.2 配置計画

(1) 設計・建設期間中における、既存施設の活用及び移設にかかる計画及び資材の仮置場や工事車両及び既存施設（計量棟、ストックヤード、粗大廃棄物処理場、前処理施設等）への搬入･搬出車両の動線を考慮し、工場棟やストックヤード等の整備施設の配置を計画する。

(2) 供用開始後の搬入車両及び残渣・資源物等の運搬車両の動線を考慮して各施設を配置する。

(3) 新設する計量棟は、①直接持込車用（2 基（搬入及び搬出用））、②直接持込車以外用（1 基（搬入及び搬出兼用））の 2 種類配置する。

(4) 直接持込車用の計量機からは、粗大ごみ回収所への動線を確保し、直接持込車以外用の計量機からは、工場棟への動線を確保する。そして、各動線を交錯しない計画とし、直接持込車と収集車両との分離を図る。

3.2.3 動線計画

(1) 車両動線

1) 建設用地南側の八間道路から、建設用地への出入口及び工場棟への動線は、SPC 提案とする。

2) ごみ関係車両の動線は一筆書きでの計画とし、場外へのアクセスは必ず計量棟を通過させること。

3) 搬入車両及び残渣・資源物等の運搬車と来場者は極力分離した動線計画とし、構内交通の安全性を十分考慮する。

4) 収集車両と直接持込車両の動線交錯を避ける。

5) ごみ収集車両と直接持込車両の車両動線は、計量棟を中心に分離し、直接持込車両の安全を確保する。

6) 緊急時に消防車両等が速やかに進入できるよう計画する。

7) 資源物搬出等トレーラ等の大型車の走行に支障のない幅及び回転半径を確保する。

(2) 歩行者動線

1) 車両動線とは分離することを原則とし、歩行者の安全性に配慮した計画とする。

2) 一般の来場者が、収集車両の車両動線を横断せずに施設に入場できるよう計画する。

3.3　土木工事

3.3.1 施工範囲

施工範囲は、建設用地全域とする。

3.3.2 造成設計・工事

(1) 計画地において、適切な計画高を設定し土地造成にかかる設計及び工事を実施すること。また、擁壁を設ける場合は意匠面を配慮する。

(2) 現計画よりも防災調整池の容量が必要となった場合は、SPC の責任において増幅工事を実施する。

3.3.3 基礎工事

建屋、その他施設の土木基礎工事は、日本建築学会、土木学会、その他関係標準・法令に従って施工し、地震、暴風雨対策等に対して十分安全な構造とするよう留意する。基礎は、杭基礎とする。

3.3.4 構内排水

(1) 構内排水は、施設内及び建設用地内に流入される集水面積、降雨強度、流出係数等を十分に勘案し適切に排除できるようにする。

(2) 雨水は集水後、流量調整を行い境沢川に放流する。

(3) 道路や通路を横断する開溝部分は、蓋付とする。

(4) 側溝、排水枡、マンホール排水桝は、上部荷重に見合うものを設ける。

3.3.5 構内道路及び管理道路工事

(1) 設計及び施工範囲は、建設用地内の他、別紙１に示す橙色の範囲である、敷地南部の河川管理道路及び敷地北部八間道路と並行する搬入道路の一部、さらに、ごみ再資源化施設の用地からごみ焼却施設に通じる道路を含む。

(2) ごみ再資源化施設の用地からごみ焼却施設に通じる道路は、前処理施設の解体後に完成させるものとする。それ以外の、敷地南部の河川管理道路及び敷地北部八間道路と並行する搬入道路の一部は、平成 29 年 3 月 31 日までに完成させる。

(3) 「道路構造令」を基本として計画する。

(4) 設計速度は、20km/h とし幅員構成は 6.50m（路肩 : 0.5m×2＋車道部 2.75m×2）とする。

(5) 幅員は車両仕様を十分に勘案し、走行・メンテナンス等、安全かつ円滑となるよう計画する。

(6) 舗装はアスファルト舗装（透水性）とする。

(7) 道路標識、標示、白線引き（加熱溶融式ペイント）、カーブミラー、側溝、緑石等を適切

に設ける。

(8) 舗装構成は、CBR 試験等を実施して決定すること。

(9) ごみ再資源化施設の用地からごみ焼却施設に通じる構内道路と御殿場市一般廃棄物最終処分場の間には、フェンスを設け敷地を区分する。

3.4 建築工事

3.4.1 基本方針

(1) 中間処理施設としての安全性やプラント機械設備の機能性を十分確保するとともに各所要室の計画を工夫配慮する。

(2) 地下に設置する諸室は必要最小限とし、また、地上部においても止水に対し十分配慮する。

(3) 良好な作業環境にするために、臭気・騒音・振動等を防ぐ構造とするとともに、震災時に耐える耐震構造とする。

(4) 計画地の立地条件から、プラント設備及び建築設備のうち、特に騒音の激しい機器類は、騒音の程度、保守管理の条件、事故発生時の周囲への影響を考慮して、独立した室を設ける等を検討する。

(5) 機械関係諸室は、作業動線の機能性の向上や各室に設置する機械の特徴に配慮して、系統的かつ合理的に配置する。また、監視点検作業の能率化を図るため、中央制御室との連絡を考慮する。

(6) 各室に設置する機械の配置、操作及び点検、修理作業、また設置機械からの放熱を考慮して、面積、天井高を決定する。なお、配管、ダクト等によって上記条件が阻害されないようこれらの空間も十分見込むこと。また、各機器の搬出入のためのスペースも考慮するとともに、搬出入位置には、必要に応じ、ガイドレール、フック、ホイスト、ハッチ等を設けること。

(7) 保守点検及び運転操作のために立ち入る部屋の出入口は、２個所以上設けることを原則とする。

(8) 装置・機器のメンテナンス・更新又は資材、機材、薬品等の運搬に必要なスペース、作業通路、開口部等を確保する。また、手押し車又はフォークリフト等が通行する床には段差を設けてはならない。

(9) 居室の避難動線を明確にし、二方向避難を原則とする。

(10) 付帯施設は、それぞれの施設に要求される性能を確保するとともに景観上統一感のある施設とする。

(11) 見学者の来場する玄関又は出入口は、来場者に分かりやすい位置に設け、来場者に合わせた大きさとする。また、来場口には、風徐室を設置する。

(12) 省エネルギー設備機器、エコ商品の建材、屋根・壁等に太陽光パネル等を配置し、その効果を具体的に展示する計画とし、環境配慮型設計とする。

(13) 来場者動線と、リサイクルセンターへの車両動線が錯綜しないよう十分に配慮する。

3.4.2 建築概要

(1) ごみ再資源化施設

1) 建築面積　　〔　　〕㎡

2) 延床面積　〔　　〕㎡

3) 高さ　〔　　〕m

4) 階数　〔　　〕階

5) 構造　〔　　〕造

3.4.3 平面計画

(1) ごみ再資源化施設

1) 受入供給関係諸室

① プラットホーム（有効幅：18m 以上）

a）梁間方向有効幅は､搬入車両を踏まえごみ投入のために切り替えしを行っている場合においても待車することなく通行が可能となるよう計画する。

b）天井最低高さは、7m 以上とし、梁下有効高は、6.5m 以上とする。

c）内部の床面勾配は 1.5%程度とし、排水溝の位置、車両の安全性を考慮する。プラットホームは積載重量 10t 車が通行できるものとし､搬入ヤードは衝撃強度耐久性を十分考慮した構造とする。

イ．形　式　　ヤード方式（屋内）

ロ．構　造　　路面コンクリート舗装・水密コンクリート造り

ハ．その他

- 採光に留意する。
- 室内の防臭、脱臭対策を考慮する。
- 保守点検作業時に使用する物品（酸素マスク等）の収納スペースを考慮する。

② プラットホーム出入口

a）出入口にエアカーテンを設け、床を水平とする。

b）搬出入車を考慮し走行に支障のない幅と回転半径を確保する。

③ プラットホーム出入口扉

出入口 2 基の扉は、いずれも高速自動開閉式とし、一方が閉じるまでは他方は開かない構成とする。室内側の扉は、車両の投入作業に支障のない位置とし、プラットホーム内の車両運行が容易にできるスペースとして遮音対策を行うこと。

④ 歩廊

各機器の周辺に連絡する歩廊を設けること。巡回点検、資材運搬が安全に行われるよう回廊、階段手摺を設けること。また、点検の頻度が多い機器については、幅員、構造等を適当に考慮のうえ計画する。（グレーチングを基本とする。）なお、歩廊幅員は、主要通路のうち、人力による作業を伴う箇所は 1.2m 以上、それ以外の主要通路は 0.8m 以上とし、手摺高さは、1.1m 以上を確保する。

2) 中央制御室

① リサイクルセンター内の電気室、各種機械室等への連絡が緊密に保ちうる位置とし、

通路側に見学窓を設けること。

② 破砕機室とは隔離し、直接爆風による影響を受けないようにする。

③ スペースは、中央監視関係機器の配列及びそれらの監視、点検、修理等が適切に行える十分な広さとする。

④ 電算機室及び図書、雑品の収納スペースを付設する。

⑤ 隣接して休憩室を設け、給湯設備を付設する。

⑥ 床は、フリーアクセスフロアとし、保守・点検が容易に行えるものとする。

3) 電気関係諸室

① 電気関係諸室は、各室に設置する電気機器の内容に応じて系統的に配置し、監視・点検作業の能率的視点から他室との連繋を考慮する。

② 各室に設置する電気機器の配列、それらの操作・点検修理が適切に行える面積・天井高を確保するほか、設置機器からの放熱を考慮して室面積を決定する。各機器の搬出入のためのスペースと共に必要に応じ搬出用フックを設けること。

4) 送風機室

① 各送風機の配置のほか、ダクト、配線及び保守点検に十分な空間とスペースを設けること。

② 機器の騒音対策を十分配慮すると共に、機器の放熱等も考慮し十分な換気を行うこと。また、機器の振動防止対策も十分に考慮した構造とする。

5) 集じん関係諸室

① 関係諸室は、巡回点検道路、清掃及び騒音対策を考慮して位置及びスペースを決定する。床は、防水構造とし、排水溝を設けること。

② 集じん装置等の整備時における補集ダストの取り出しと洗い流しができるよう配慮する。

③ 補修時のダスト等によるほこり対策を考慮する。

6) 排水処理関係諸室（設ける場合）

① 諸室全般

a）槽及び関係諸室を配置するのに十分なスペースを確保する。各室共、床、壁、槽類の耐薬性、有効な排水及び騒音、湿気、悪臭等を防止する。

b）各室、槽類共、通常運転時及び点検補修時における作業及び機材、薬品の運搬に支障なきようスペース、天井高を考慮すると共に外部への搬出入動線、エレクションハッチなどを配慮する。

c）薬品の搬入が容易に行えるよう計画する。

d）槽類の周りは、防液提を設ける。なお、必要に応じ耐薬品性を有する仕上を行うこと。

7) 破砕機室

① 破砕機室は、機器の搬出入が容易にできる位置に設ける。

② 振動、騒音に対しては、必要な対策を講じ、室を無窓、鉄筋コンクリート造の密閉構造として、壁面の遮音性を高める。

③ 出入口からの音洩れ防止のため､鋼製防音ドアを設ける等の対策を講じると共に前室を設ける。

④ 爆発に対しては、爆発時、爆風を屋外に排出するための措置を講じる。また、壁貫通部は、爆風の影響を最小限にするよう施工する。

⑤ 消火のための散水装置を設ける。

⑥ 点検・補修を考慮し、破砕機の周辺に十分なスペースを設ける。

⑦ 運転中は施錠し、人が立ち入れないものとするとともに、ドアが開いた場合は、破砕機を停止するインターロックを設ける。

8) 前処理ヤード

① 窓等からできるだけ自然採光を取り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つ。

② 騒音、換気等、作業環境に配慮する。

9) 選別・貯留室

① 窓等からできるだけ自然採光を取り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つ。

② 振動、騒音の著しい個所については、必要な対策を講じ、鉄筋コンクリート造の密閉構造として、壁面の遮音性を高める。

③ 出入口からの音洩れ防止のため、鋼製防音ドアを設ける等の対策を講じる。

④ 点検・補修を考慮し、選別装置・コンベヤ等の周辺に十分なスペースを設ける。

⑤ リサイクルセンターの前処理ヤードや選別室には、スポット式冷風、温風吹き出しノズルを、作業員計画数分設ける。

10) 搬出諸室

① 搬出車の出口は、十分な幅、高さを確保する。

② 屋外に面する室の扉は、ステンレス製電動シャッター（安全装置付き）とする。

③ 清掃用散水設備を設ける。

11) 建築関係諸室

① 空気調和設備機械室

必要に応じ機械室を設ける。

② 資材倉庫工作室

工作室、工作資材倉庫は相互に密接に連絡するほか、片方が直接外部に面する資材搬入口を有する。工作室は、各機械類を使用する作業が円滑に行うことのできる面積と天井高を確保する。

③ 通路、階段、歩廊

諸室相互の連絡に利用する通路、階段は、巡回点検、資材運搬、見学等の各種動線を考慮して配置し、それぞれの用途から幅員、開口部の大きさ等を決定する。また、合理的な動線計画とする。

12) 更衣室

① リサイクルセンターの作業員が利用する更衣室（男女別）として設ける。

② ロッカー等は、運営人員の人数分用意する。

③ 室内は換気を考慮する。

13) 作業員休憩室

① リサイクルセンターの作業員が休憩するための室として設ける。また、障がい者専用の休憩室は、作業員用と別に専用として設ける。

② テーブル、椅子等を設置し、食事場としての便宜を図る。

③ 高齢者、障がい者の利用を考慮した配置及び諸室仕様を計画する。

14) 来場者用エレベータ

① 主に障がい者の施設内昇降用に設ける。

② 位置は施設内連絡上、来場者動線等において能率的で多数の利用者に便利な位置とする。

③ 車椅子等での利用も可能な面積を確保する。

15) 便所

① リサイクルセンターの作業員（障がい者を含む）及び見学者用に必要な位置に計画する。特に障がい者用については、障がい者の指導員等の目が届くよう配慮する。

② 男子便所、女子便所の他、多目的便所（オストメイト対応）を計画し、温水洗浄便座付きとする。

3.4.4 構造計画

(1) 基礎構造

1) 良質な地盤に支持させることとし、浮動沈下等により建築物に支障を与えることのない基礎構造及び工法を定める。経年変化を考慮した設計とする。

2) 異種基礎構造はさけること。

(2) 躯体構造

1) 構造計画

① 複雑な構造に十分配慮した、安全性の高い強度を保つ。

② 上部構造形式は、軽量化に留意し、下部構造は十分に剛なものとする。

③ 地下水槽等は、すべて鉄筋水密コンクリート造とし、槽内部からの漏水（内容物）及び槽外部からの雨水等の流入を防止する。

④ 騒音又は振動を発生する機器を収納（支持）する箇所の構造方式の選定に当たって、十分な検討を行う。特に、機器等の低周波の振動対策を考慮し、公害防止に留意する。

⑤ 極力トップライト等の自然採光を活用できる構造とする。

⑥ 大気・熱を効率よく換気できる構造とする。

⑦ 臭いの発生する箇所については、適切に区画し、適切な防臭対策が可能な構造とする。

2) 上部構造

① 重量機器、振動発生機器類を支える架構は、必要に応じ剛性の高い SRC 造又は RC 造とし、余力を確保しておくこと。

② 屋根面、壁面については、ブレースを十分にとって、剛性を高めること、大スパン架構となることが予想される部分については変形量をできるだけ少なくするよう考慮する。

3) 下部構造

① 下部構造形式は、地下の防水性を考えて RC 造を計画する。

② その他の部分は、地中梁を挟んだ二重スラブとし建物各部の荷重状態（振動も含む）並びに防水と排水を考慮して計画する。また礎版は水平になるよう努力し、基礎又は耐圧版に高低差のある場合は所要のバットレスを設け補強する。

(3) 構造計算

1) 構造計算は国土交通省大臣官房営繕部整備課監修の「建築構造設計基準及び同解説　平成１６年度以降版」（社）公共建築協会発行　に基づき、新耐震設計の趣旨を充分に活かした設計とする。

2) 構造計算にあたっては、構造種別に応じ、関係法規、計算規準によって計算を行う事とする。

3) 集じん装置及びその他のプラント機器の設計及び据え付けアンカーボルトの計算、設備機器に作用する地震力の計算等は、建設省住宅局建築指導課監修『建築設備耐震設計・施工指針』（2005 年）に基づき実施する。

4) 上記の特記事項及び同解説の設備機器に作用する地震力の計算式（4．8）式、（4.10）式により計算する。

5) 鉄骨等の地震力の計算は、その設置する階の剪断力係数　Ci をその鉄骨地震力のベースシャー　Co とした鉄骨用の剪断力係数 Ci を求めて計算する方法とする。地震時において、プラント機器や鉄骨からの応力による境界効力にも設計の配慮を十分に行う事とする。

6) 一般鉛直荷重と共に機械荷重（運転荷重を含む）、地下外壁に作用する土圧、水圧等による応力の組み合わせで最大値を長期応力として設計する。なお、回転機器の静荷重は自重の 1.5 倍を見込むこと。

7) 機器の基礎は RC 造を原則とし、その配筋は各々に見合った構造とする。アンカーボルト設置方法は応力等に見合った方法を検討し、組合と協議の上、最終決定とする。

8) 建屋は、構造種別、高さにかかわらず、建築基準法施行令「高さ 31m を越え、60m 以下の建築物」に指定された計算手順により行い、地域係数＝1.2、用途係数 I=1.25 を使用する。なお、用途係数 I=1.25 は一次設計の地震力、建築設備、プラント機器の地震力にも考慮する。

9) すべての施設の保有耐力の計算を行い、施設が災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受け入れが可能な状態であるかの確認を行う。

10) 鉄骨の設計において免震構造等を採用する場合は、装置の性能及び解析方法等を事前に監督職員に提出し、別途協議とする。

(4) 設計応力

1) 積載荷重の低減

鉛直荷重による柱と基礎の軸方向算定に際し、床支持数による積載荷重の低減は行わない。

2) 風圧力の低減

昭和 27 年建設省告示第 1074 号による低減及び建築基準法同施行令第 87 条第 3 項による低減は行わない。

3) 回転機器の荷重

建築設備工事の回転機器の荷重は、機械自重（架台重量を含む）の 1.5 倍以上を見込む。

4) 容積計算

資源物等のかさ比重は各処理工程の状態を勘案し 1/2 倍以下として計算する。

3.4.5 意匠及び仕上計画

仕上材料は、原則として JIS、JAS 等規格品を使用し、耐久性能、保守性能、作業性能及び互換性に優れた材料を選定する。

(1) 外部仕上

1) 外観意匠については、清潔感のあるものとし、建設用地周囲及び自然環境との調和に配慮する。また、ごみ処理のイメージを感じさせないデザインにする。

2) 仕上材料は、親近感、清潔感ある計画及び材料の選定を行い、周辺環境との調和、建物相互の統一性を配慮し計画する。

3) 外装は、仕上材を効果的に配して、意匠性の水準（材料水準ではない）の高いものとする。

4) 全般的には、経年変化の少ない保守性の良い材料を使用する。

5) 外部に面する窓枠、ドア等は、すべて耐腐食仕様とする。

(2) 内部仕上

1) 内部意匠については、明るく、清潔感のあるものとし、快適な環境（作業環境を含む。）を確保する。

2) 仕上材料は、親近感、清潔感ある計画及び材料の選定を行い、周辺環境との調和、建物

相互の統一性を配慮し計画する。

3) 内部仕上は、居室的、作業的等、それぞれの室の機能や性格に応じて最適と考えられる仕上を選定する。

4) 建物内の機材の運搬や、多数の人の往来、温度変化による膨張、収縮、水や油類の使用等、各部分における特殊性を考慮に入れ、これらの条件に耐えうる材料を選定する。

5) スラブは原則として、コンクリート直均しとし、仕上を施工する場合は、この上に行うものとする。

6) 空調する部屋の壁は結露防止を考慮する。

7) 騒音を発生する部屋の壁・天井の仕上等は、吸音材張付け工法を基本とする。

(3) 鉄骨塗装

鉄骨塗装は、周辺の状況に応じて、材料及び工法を定める。特に腐食対策については万全を期すものとする。

3.4.6 見学者ルート

(1) 一般来場者に対しリサイクルセンターを紹介するために工場棟内に見学者ルートを設ける。

(2) 見学者通路上に階段あるいは段差を設けないこととする。また、障がい者用便所等必要な設備を設置する。

(3) 見学者通路は、有効幅員 2.5m以上とし、見学の要所には 50 名程度が説明を受けられるスペースのホールを計画する。

(4) 見学ルートは、主要設備及び一連の処理工程が分かるものとし、必要箇所にプラント設備の処理フローが分かる説明用パネルを用意する。

(5) 再生品をはじめ、目で見て分かることを念頭に見学者通路内に啓発設備を設える。

3.5 外構工事

外構は、建設用地の地形・地質及び周辺環境との調和を考慮し、施工性及び維持管理の容易性、経済性等を総合的に勘案して設計・施工する。

3.5.1 植栽

(1) 施設規模、地域特性、気候及び気象条件、姿・形、病虫害、成長、維持管理、調達の容易性に配慮した計画とする。

(2) 施設と調和した種類を植樹し、良好な環境の維持に努める。

(3) 植栽への給水及び道路洗浄用として散水栓を設ける。

(4) 緑地は、建設用地に対し、25%以上を確保し、極力外周部に緩衝緑地帯を設ける。

(5) 地域の自然環境に配慮し、現存植生・潜在植生より選定を行い、四季を通じて景観が楽しめるよう、在来種の落葉樹や花木を選定する。

3.5.2 外灯

(1) 照明は、安全性、防犯性、設備との調和に十分に留意した計画とする。また、省エネルギー化の観点から LED 照明を積極的に採用する。

(2) 輝度均斉度を確保するとともに、設備全体において影が生じない配置とする。

(3) 使用電圧 200V、低電力型安定器、配線用遮断機内蔵・自動点滅器付を基本とする。

3.5.3 駐車場

組合職員および運営 SPC、来場者向けの駐車場として計画する。また、施設へ動線や安全性を考慮した位置に配置する。

(1) 組合職員用　　5 台

(2) 運営 SPC 用　　〔　　〕台

(3) 来場者用

1) 一般乗用車　　30 台（うち、身体障がい者用 2 台）

2) 大型バス　　2 台（見学者用）

4. 建築電気設備工事

4.1 共通事項

(1) 各機器の操作、制御及び表示は、原則として動力制御盤によるものとする。ただし、必要なものについては、中央制御室にて、操作、監視ができること。

(2) 配線材料は原則として、エコケーブルを使用する。

(3) 光ファイバーケーブルの使用は、監督職員との協議による。

(4) 原則として、吊り金具、プルボックスは、ステンレス製とする。

(5) 屋外、多湿個所に設置する盤は、ステンレス製とする。

4.2 電気方式及び電源等

(1) 電気方式及び電源等

1) 本章に記載する電圧は、JEC-158 による公称電圧とする。

2) 配電計画

負荷のグループ分けは、重要度、用途、配置及び将来の負荷変更を十分計画して決定する。

3) 保護方式

過電流及び地絡保護装置を設け、プラント配電用遮断器も含めて、東京電力㈱と協議のうえ、保護協調を図ること。

4) 幹線設備の電気方式

以下のとおりとするが、非常用照明についてバッテリー内蔵型を採用する場合、非常用照明電源は用いなくてよい。

① 一般動力電源	3φ3w 440V 、3φ3w 210V
② 保安動力電源	3φ3w 440V 、3φ3w 210V（注 1）
③ 非常用動力電源	3φ3w 440V
④ 一般照明電源	1φ3w 105／210V
⑤ 保安照明電源	1φ3w 105／210V
⑥ 非常用照明電源	DC 100V（注 2）

（注 1）保安動力電源（440V）から低圧変圧器により変成

（注 2）保安照明電源から直流電源装置により変換する。

5) 動力設備の電気方式は「表 4-1　電気方式及び用途（動力設備）」による。また、照明・コンセント設備の電気方式は「表 4-2　電気方式及び用途（照明・コンセント設備）」による。

① 外灯設備の電源は、リサイクルセンター内に設置した分電盤より供給し、開閉器、自動点滅に伴う制御器、漏電遮断器等を必要に応じて設ける。

② 居室、廊下等の配管配線は隠蔽とする。

③ インバータ等高調波発生機器から発生する高調波は「高調波抑制ガイドライン」に適合する対策を講じること。

表 4-1　電気方式及び用途（動力設備）

電源名称	電気方式	用　　途
一般動力電源	3φ3w 440 V 3φ3w 210 V	空調・換気ファン等 ポンプ類　　（注）
保安動力電源	3φ3w 440 V 3φ3w 210 V	エレベータ・電子計算機室空調機等 揚水ポンプ、排水ポンプ等
非常用動力電源	3φ3w 440 V	法令による消火栓ポンプ

（注）特殊なもの、小容量のものを除く。

表 4-2　電気方式及び用途（照明・コンセント設備）

電　源　名　称	電　気　方　式	用　　途
一般照明電源	1φ3w 105/210 V	一般照明・コンセント等用
保安照明電源	1φ3w 105/210 V	保安照明・誘導灯（常時）用、電気室・事務室・操作室コンセント
非常用照明電源	DC 100V	非常用照明・誘導灯（非常時）用

4.3 幹線設備

本設備は、建築動力用変圧器盤より電力の供給を受け、分岐、変成後、建築電気設備へ供給設備とし、建築主幹盤（動力・電灯）、低圧変圧器、直流電源装置及び配管・配線等より構成される。

(1) 建築主幹盤

動力及び照明電源の分岐、変成のため設置する。

1) 形式及び構造

「表 4-3　盤類の形式・構造」による。

2) 収納機器

配線用遮断器、漏電遮断器、漏電リレー、低圧変圧器、電圧計、電流計、切替スイッチ、表示灯等

3) 特記事項

① 保安用動力・非常用動力電源の負荷容量は、ポンプ等の予備機の容量を含める。

② 電源の種類ごとに 10%以上の予備回路を設ける。

③ 保護装置作動時の警報は、盤面の表示器及び「動力設備」のオペレータコンソール液晶モニタに表示する。

④ 設置場所は、電気室とする。

(2) 低圧変圧器

保安動力電源（440V）を 210V に降圧して使用する場合に設置する。

1) 形式

乾式 F 種モールド形とし、二次側は中性点接地とする。

2) 容量

最大負荷時の 110%以上

(3) 直流電源装置

本装置は、機械設備工事にて設ける直流電源装置と共用してもよい。

1) 形式及び構造

「表 4-3　盤類の形式・構造」による。

2) 蓄電池形式

2 種シール形据置アルカリ蓄電池

4.4 配管・配線材料等

(1) 配管材料

1) 屋内

ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管又は PF・CD 管とする。なお、湿気・水気の多い場所で使用する電線管は、厚鋼電線管とし、機械的衝撃等を受ける恐れがない場所では、合成樹脂管を使用してもよい。

2) 屋外

ケーブルダクト（ステンレス製）又は厚鋼電線管とする。ただし、地中埋設部は、ポリエチレンライニング鋼管又は波付硬質ポリエチレン管とする。

(2) 配線材料

600 V EM-CE ケーブル又はバスダクトとする。ただし、耐火性能を要する場合は、耐火ケーブルとする。

4.5 動力設備

本設備は、建築工事及び建築機械設備工事で設置する電動機類の監視制御及び電源設備とし、動力制御盤、現場操作盤、配管・配線等より構成される。

(1) 動力制御盤

分散配置を原則とし、室別・用途別に適切に配置する。

1) 形式及び構造

「表 4-3　盤類の形式・構造」による。

2) 収納機器

配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、過負荷継電器、ヒューズ、表示ランプ、操作スイッチ、電流計、電圧計等

3) 特記事項

① 湿気・水気の多い場所に設置される負荷の電源には、個別に地絡遮断装置を設けること。

② 原則として、操作機能を有する。負荷が集中配置されている場合には、共用盤としてもよい。

(2) 現場操作盤

動力負荷等の現場操作のため設置する。

1) 形式及び構造

「表 4-3　盤類の形式・構造」による。

2) 収納機器

電流計、操作スイッチ、表示ランプ、インターロックスイッチ等

3) 特記事項

機側に動力制御盤を設け、現場操作機能を有する場合は省略してもよい。

(3) 配管・配線材料等

1) 配管材料

① 屋内

ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管又は PF・CD 管とする。なお、湿気・水気の多い場所で使用する電線管は、厚鋼電線管とし、機械的衝撃等を受ける恐れがない場所では、合成樹脂管を使用してもよい。

② 屋外

ケーブルダクト（ステンレス製）又は厚鋼電線管とする。ただし、地中埋設部は、ポリエチレンライニング鋼管又は波付硬質ポリエチレン管とする。

2) 配線材料

① 動力回路

600 V EM-CE ケーブルとする。ただし、耐火性能を要する場合は、耐火ケーブルとする。

② 監視制御回路

小勢力回路は通信ケーブル（遮へい付）とし、その他は EM-CEE ケーブル又は EM-CEES ケーブルとする。

③ ケーブル接続

原則として、現場接続は認めない。

表 4-3　盤類の形式・構造

名　　称	形　　式	閉鎖階級	備　　考
建築主幹盤	鋼板製垂直自立閉鎖盤 （多段積でも可）	JEM1265 CW 以上	プラント設置の盤と列盤となる場合は、寸法を合わせる。
直流電源装置	鋼板製垂直自立閉鎖盤	JEM1265 CW 以上	－
オペレータコンソール	鋼板製デスク型	－	－
動力制御盤	鋼板製垂直自立閉鎖盤 壁掛型・スタンド型	－	居室外に設ける場合は防じん形とし、必要に応じて防湿、防雨形とする。
現場操作盤	動力制御盤に準ずる。	－	－
分電盤・端子盤	鋼板製押込型又は壁掛型	－	居室外に設ける場合は、簡易防じん形とし、必要に応じて防湿、防雨形とする。
拡声装置	－	－	扉は意匠等により省略してよい。また、列盤構成としチャンネルベースは共通とする。

※IP 規格にて表示する。

4.6 照明設備

(1) 照明及び照明器具設備

1) 一般室、廊下及び階段、計量機上部等の照明のほか、原則として、LED 照明による直接照明方式とし、適用個所を提案する。なお、中央制御室、展示・販売室、研修室、玄関、ホール等については、埋込み形直接照明とする。

2) LED 照明はグレアレス型を採用する。

3) 高天井の場所は、メタルハライド灯、ナトリウム灯等の併用を計画する。高天井付器具については、保安点検上支障のないよう昇降式などを考慮する。

4) 建築基準法又は消防法による非常照明及び誘導灯は、電源別置型又はバッテリー内蔵型を基本とする。

5) ブラックアウト時のために、プラント運転、保守上の保安灯を適宜、設けること。なお、保安灯は、非常灯との兼用とし、電源は自動切換方式により非常用発電機より給電する。

6) 照度は、JIS　Z9110「中間値以上」とするが、以下に示す諸室の照度は次のとおりとする。

① プラットホーム、受入ヤード	200lx
② 主要機械室、倉庫	100 lx
③ 中央制御室、事務室、見学者用諸室	500 lx
④ 主要廊下、見学者通路	150 lx
⑤ 玄関ホール、便所	150 lx

7) 照明のスイッチは、リモコンスイッチ、多路スイッチ等を使用し運転保守に支障の無い配置とする。

8) 屋外、多湿個所に設置する器具はステンレス製とする。

4.7 コンセント設備

(1) 設置基準

コンセントの設置基準は、原則として、以下の通りとする。

1) 中央制御室、休憩室等においては、室面積 15 ㎡まで 2 個所、30 ㎡まで 3 個所、30 ㎡を越えるものは 15 ㎡増すごとに 1 個所追加する。廊下は約 15m ごとに設ける。更に空調、給排水に含まれる小型機器のコンセントを適宜設ける。

2) 機械室、倉庫等については、機器、棚等の配置を考慮して適宜設ける。

3) 会議スペース等には、フロアコンセントを適宜設ける。

4) 保安用コンセントを事務所、電気室、中央制御室等に設置する。

(2) その他

フォークリフト等、作業車充電用コンセントを必要個所に設けること。

4.8 消防防災用制御盤

自動火災報知装置、自動閉鎖装置、ガス警報装置等の受信機を消防防災用制御盤として、ごみ再資源化施設の管理事務室（受信機）、ごみ焼却施設の中央制御室（副受信機）に設置する。また、不在時の外部（警備会社）通報機能を有する。なお、他の盤類と列盤とする場合は、形式、寸法等を合わせること。

4.9 自動火災報知装置

(1) 消防法に準拠し、報知器、発信機、電鈴、表示灯、受信機及び副受信機を設ける。なお、副受信機の設置に当たっては、ごみ焼却施設の運営事業者と事前に協議する。

(2) 受信機は、中央制御室に設置する。また、警戒区域の情報をオペレータコンソールの液晶モニタに表示する。

(3) 副受信機は、事務室に設置する。

(4) 発信機、電鈴、表示灯は、消防設備で設置する消火栓箱に組込むこと。

4.10 雷保護設備

(1) 建築基準法、消防法に基づき、設置する。（JIS A4201:2003 適用）

(2) 外部雷保護、内部雷保護、それぞれのシステムを提示する。

(3) 誘雷保護措置を講じること。

4.11 時計表示装置

(1) 場内の必要個所に電波式時計を設置する。

(2) 設置場所は監督職員と協議とする。

4.12 拡声装置

(1) 非常用放送も兼ねた全館放送音響装置、操作パネル、BGM 装置、レピータ、チャイム、AM・FM チューナー、ページング等を中央制御室に設置する。

(2) 一斉放送可能とし、管理用諸室、廊下・階段、機械、関係諸室、中央制御室、プラットホーム、屋外等、適宜切り替えられること。

(3) プラットホーム及び機械室のスピーカーは、騒音、音圧及び明瞭度を考慮し、設置する。

(4) 計量棟に対話用マイク（リモコンマイク）を設置する。

(5) プラットホーム車両管制用放送設備を設けること。

4.13 インターホン

(1) 本施設、建設用地出入口の門との相互連絡のために設置する。

(2) 相互同時通話式〔　　〕回線とする。

(3) 必要な個所には直通の 1：1 のインターホンを設けること。

4.14 テレビ共同受信装置

(1) 地上デジタル UHF アンテナ、BS デジタルアンテナ及び FM アンテナを設置し、必要な個所まで配管・配線する。また、各チャンネル共、最終端レベルは 70dB 以上とする。なお、設置する施設は、リサイクルセンターとする。

(2) 配線は同軸ケーブルとし、原則として天井隠蔽及び埋込配管とする。

4.15 電話設備

(1) 配管・配線等

1) 引込位置等は、電話事業者との協議により決定する。

2) 構内は、地中埋設、隠蔽配管とし、予備管路を含めて 2 条とする。

3) 電力会社の専用電話の引き込み、建物内配線も対応する。

(2) 電話交換設備

1) 交換機

① 電話局回線数は協議する。

② ページング機能を有し「4.12 拡声装置」の放送機器に出力できること。更に、グループ別呼出、内線キャンプオン等の機能を有する。

③ 停電時、中央制御室及び工場棟の管理事務室に設置する電話機のうち、局線回線数分は、本電話機として使用可能とする。

2) 分散形中継台

① 中継方式は、分散中継台方式とする。

② 局線中継は、電話機ボタン等操作により局線の着信呼に応答し、内線へ接続できるものとする。

3) 構内ケーブルの容量は、内線容量の 2 倍以上とする。

4) 機械諸室に設置する交換機は防じんカバー付きとする。

4.16 中央監視制御設備

集中監視・分散制御を基本とし、電子計算機システムを用いて極力自動化を図ること。なお、運転員が各設備の作動状態と設備停止による影響範囲等を、迅速かつ的確に判断できるようにした機能的な設計とする。

制御システムは、計装設備との協調を図るものとする。

(1) 監視

各設備の運転情報を、プラント側にて設ける中央制御室オペレータコンソールの液晶モニタにより集中監視する。

1) 主な監視項目

① 幹線設備の運転状況監視

② 動力設備の運転状況監視（トレンド表示）

③ 電灯設備の運転状況監視

④ 自動火災報知設備の作動状況監視

⑤ エレベータの運転状況監視（パネル表示も可）

⑥ その他必要なもの

2) 通常運転時の表示

① 各機器の状態、計測値等

② 動力機器等のスケジュール一覧、各種設定値一覧

③ 幹線系統、空気調和系統、給排水衛生系統、防災系統フロー

④ 機器配置フロー

⑤ 主要機器の累積運転時間

⑥ その他必要なもの

3) 異常時の表示

① 機器や制御系統に異常が発生した場合は、警報を発するとともに、系統フロー等に異常部分、異常機器名及び異常内容を表示する。

② 確認又は機器の異常が復旧したときは、画面を以前の状態に戻す。

③ 緊急性のある異常が発生した場合は、別の警報音を発し、画面に割込み表示する。

(2) 制御

1) 空気調和機器及び照明機器の一部（プラットホーム、啓発関係諸室、外灯等）は、グループ一括制御とし、自動運転を行う。

2) 空気調和機器等は、火災発生時に自動停止する。

3) 負荷グループ・運転時間・警報等は、任意に設定できるものとする。設定の方法は極力簡単な操作とする。

4) 水位制御を行なうポンプ等は、原則として動力制御盤による自動交互運転とし、非常時は同時運転とする。

5) 消火栓ポンプ等は法令による連動運転を行い、関連設備との協調を図る。

6) 停電時における非常用発電装置による機器の起動及び復電後の機器の再起動は、順次自動的に行う。

(3) 運転操作

1) 運転操作は、中央制御室のオペレータコンソールによる集中運転操作（液晶モニタ+キーボード）とする。重要な機器及び操作頻度の高い機器は、ファンクションキー等の個別スイッチを設ける。また、機側操作も可能とする。

2) 通常時の操作項目の主なものは、次のとおりとする。

① 起動・停止操作、開・閉操作及び機器のモード選択等

② 警報等各種設定の入力・修正

(4) 特記事項

液晶モニタ表示方式はノーマルブラインド方式とし、異常時又は運転員の要求時にのみ内容を表示し、適切な操作性、応答性を確保する。

5. 建築機械設備工事

5.1 共通事項

(1) 各所要室の必要性を考慮して、適切な個所に器具を設置する。

(2) 電気引込負担金、給水引込負担金は組合の負担とする。

(3) 機器付属の制御盤仕様は、国土交通省（官庁営繕）「公共建築工事標準仕様書（建築機械設備編）」を基本とし、下記に示すとおりとする。

1) 各機器は、原則として自動運転制御とし、制御フローを作成する。

2) 盤類に使用するランプ類には、視認性の高いものを使用する。

3) 機器は、単体ごとに ELB（AL 付き）により保護する。

4) インバータは、高調波電波障害の防止対策を施したものとし、ラインノイズ、ラジオノイズを最小限に抑えること。

5) 操作方式は、原則として 〔 中央制御室－自動、現場－自動・手動 〕 とする。

(4) 配管について、振動の恐れがある個所には、ステンレス製ベローズ、ポリテトラフルオロエチレン製又は多山合成ゴム製防振継ぎ手を設けること。

(5) 沈下等の恐れがある個所には、ステンレス製フランジ付ベローズ形フレキシブルジョイントを設けること。

(6) 埋設標示は、配管分岐及び曲り部に取り付けるほか、監督職員の指示による。

(7) 配管・機器等には、監督職員の指示する個所に文字、矢印を記し、弁には、状態表示のプラスチック札を取り付けること。札の文字は彫りこみとし、ステンレス製チェーンにて取り付ける。

(8) パイプシャフト、配管スペースは、設備の更新及びバルブ操作を考慮し、余裕のあるスペースを確保する。

(9) 地下配管スペースの有効高さは、1.5 m 以上とする。最下部には排水ピット、排水設備を設け、点検口付近に電源箱及びレバーカップリングを設けること。

(10) 主要配管には、必要に応じ電磁流量計を設けること。

(11) ポンプのアンカーボルト、ナット及び湿気のある場所、屋外の機器・配管用の支持金物は、ステンレス製とする。

(12) 機器のアンカーボルトで後打ち施工のものは、ケミカルアンカー（ステンレス製）とする。

(13) ポンプ、送風機、吹出口、桝等、機器・機材の保守点検に必要な工具一式を納入する。

(14) 各機器には、原則として、予備機を設置する。

(15) 機器、配管、風道等について、「建築設備耐震設計・施工指針」（国土交通省国土技術政策総合研究所監修最新版）に基づき、必要な計算書を提出する。計算方法は、原則として、局部震度法によるものとし、耐震用水平震度は、地下 2/3G、地上 1.0G、屋上及び塔屋 1.5G とする。

5.2 空気調和設備

(1) 空調機器設備

1) 各居室には空気調和設備を設けること。

2) 空調を行う室は、原則として管理諸室、見学者用諸室、見学者用通路とし、職員が作業のため常駐している場所、控室等も同様に計画すること。

3) 空気調和設備の方式は、省エネルギーを考慮し、ゾーニングにより、複数室を一つの空調機で空調する中央及び部分空調方式とする。

4) 個別制御については、必要各室の利用目的を考慮し、運営上必要と考えられる室に、適切な方法を採用し、最適なシステムを提案する。

5) 室の用途により、使用時間別にゾーニングを行い、8 時間、随時の 2 系統を計画する。

6) 比較的大きな室は、外周部・内部等に分け制御する。

7) 中央方式は、ダクトスペース・ゾーニング等を考慮した単一ダクト方式とし、給気及び換気を行う。

8) 電気関係諸室を冷房するとともに、結露が生じない対策を施すこと。

9) 個別 8 時間の各諸室は、冷暖房・加湿、第一種換気とする。

10) 設計用屋内条件は、以下のとおりとする。

表 5-1　設計室内条件

		外　気	室　内
夏　　季	温度	34℃	27℃
	湿度	70%	50%
冬　　季	温度	0℃	22℃
	湿度	60%	40%

11) 事務室、応接室、研修室、中央制御室、選別作業スペース及び作業員控室の外気取り入れ風量は、原則として 30 ㎥/h・人とし、全熱交換を行うものとする。

12) 選別作業スペースには、スポット式冷暖房設備を併設する。

13) 工作室は、原則として、全量換気とする。

14) 作業員が常時就業する室に供給される空気中の浮遊粉じん量等は、「事務所衛生基準規則」による。

15) 見学スペース・廊下等は臭気の漏洩を防止するために正圧とする。

16) 空調機器、ファンコイルユニットは国土交通省仕様とする。

5.3 風道、配管設備

(1) 風道及び配管については、風量調整、防火区画等を考慮したものとする。

(2) 吸気口、排気口及び吹出口

1) 吸気口は、車の排気ガス、プラント機器からの排気及び冷却塔からの飛散水滴を吸気しないような位置に設ける。また、防鳥対策を行うこと。

2) 排気口及び吹出口は、室の使用目的に応じた材質・形状とし、放熱機器、気流分布等を考慮して適切に配置する。また、外壁に設けるベントキャップ、フード類等は、低圧損型とし、雨水・鳥獣等の侵入を防ぎ、耐食性に優れたものとする。

3) 吸気口にチャンバ室を設ける場合には、送風機を同室に設置しない。

4) 排気口の位置は、プラント機器への影響が少ない位置とする。

(3) 配管

1) 配管材料は、「表 5-2　配管材料一覧　（参考）」による。

2) 冷媒配管は銅製とし、保温する。電気室、盤上部には設置しない。

表 5-2　配管材料一覧　（参考）

設備名	管種名・規格		使用個所	備考
上水設備	水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116		SGP-VB
	水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116	土間下	SGP-VD
	水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6742	屋外埋設	HIVP
排水設備	排水用塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	WSP 042		D-VA
	硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6741	土間下、屋外埋設	VP
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	通気･空調用排水	SGP 白
消防設備	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452		SGP 白
	消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管	WSP 041	埋設部	SGP-VS
空気	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452		SGP 白

その他水質・条件により決定

(4) 換気設備

1) 外気条件は、5.2 (1) 熱源空調機器設備と同条件とする。また、外気による換気を行える計画とする。

2) 換気目的に応じて独立した換気系統とし、十分な換気量を確保する。

3) 換気により、室内温度が極端に低下すると見込まれる場合は、風量コントロールができるよう考慮する。また、ショートサーキットが起こらないよう計画する。

4) 騒音、車両排ガス、粉じん等については基準値を厳守する。

5) 有毒ガスが発生する恐れのある個所の排気は局所排気とする。

6) 輻射熱の影響のある点検通路等には、スポット送風を行なうこと。

7) 風道等は腐食性、気密性に優れた材料、構造等とする。

8) 換気風量

換気風量は、設計室内条件を満たすこと。また、燃焼機器、ファン、ブロワ、空気圧縮機等に必要な空気量は、換気風量とは別に確保する。

9) 換気場所

プラットホーム内の受入ホッパ付近等に臭気、自動車排気ガス及び熱気が滞留しないように、対策を講じること。

10) 風道

風道は、原則として低速風道とする。

11) 換気扇

① 換気扇は、防鳥網等を適宜付ける。低騒音、着脱可能型とする。

② 壁付け換気扇は、シャッター、フード付を原則とし、換気扇による風切り騒音や内部騒音の拡散に留意し計画すること。

12) ベンチレータ

大規模室内は、重力換気として屋根にベンチレータを設置するものとする。

13) 全熱交換式

各居室については、冷暖房設備の設置を標準とするため、夏季及び冬季は外気と室内は温度差があるため、全熱交換式の換気設備を設置するためのものとする。

14) 臭気の発生する部屋では、他の系統ダクトと確実に分離するとともに、単独に離して排気する計画とする。また、前室を設けるなど気密性の向上を図る。

15) 臭気対策の一環として、見学者通路は正圧を保持するよう計画する。

5.4 自動制御設備

(1) 空調及び換気により、室内環境を確保し、同時に機器の効率運転、維持管理の省力化を計るため機器類の制御を自動化する。

(2) 中央監視操作方式を基本とする。

(3) 監視設備は中央制御室又は管理施設に受信設備を設置する。

5.5 給排水衛生設備

5.5.1 衛生器具設備

(1) 各所要室の必要性を考慮して、適切な個所に衛生器具、水栓類を設置する。なお、衛生器具、水栓類は JIS 規格品（節水、防露形）とし、下記相当品以上とする。

1) 大便器	洋式（温水洗浄便座、オストメイト対応）
2) 小便器	ストール型、トラップ着脱式、感知式ＦＶ一体形
3) 洗面器	大型
4) 掃除用流し	大型

(2) 洋式大便器ブースにはコンセント設備（アース付）を設けること。

(3) 混合栓は、原則として、サーモ付きとする。

(4) 洗面器は、原則として、感知式水栓とする。

(5) 車椅子及び障がい者利用に配慮し、入口から洗面、ブースまで段差のない構造とし、ブース内には、非常時通報設備を２個所以上設けること（押しボタン式）。受信機は中央制御室、管理施設事務室に設置する。

5.5.2 給水設備

(1) 建築設備にかかる生活用水一式及び空調用水等の設備とする。

(2) 生活用水は、井水より引き込むものとする。

(3) 特記事項

1) 管内流速は、原則として経済流速とし、器具等の所要水圧を確保する。また、配管口径は、器具給水負荷単位により設定し、原則として 20mm 以上を使用する。

2) 雨水利用水断水時には、井水系統から補給を行うものとし、井水系統への逆流防止措置を講じること。

3) 引込み用量水器及び流量積算計

給水配管には、系統別に流量積算計及び止水弁を設ける。また、井水引込み用量水器の後段にパルス発信機付き量水器を設置し、それぞれのデータは電子計算機システムに通信する。

5.5.3 水槽類

(1) 共通事項

設置する水槽類は、内部清掃が容易にできるものとする。

(2) 生活用受水槽

1) 生活用受水槽は、井水から受水する。

2) 水槽は二槽式とし、交互に点検ができるようにする。

3) 各槽の液面上下警報を中央制御室に表示する。

(3) ポンプ類

1) 生活用水ポンプは、2 台（内 1 台予備）とし、ケーシング等は、赤水対策を施すこと。

2) 運転方式は、原則として、自動交互運転とする。

5.5.4 雨水利用水設備

省エネルギーの一環として、雨水（工場棟の屋根）の有効利用を計画する。工場内清掃用散水、外構散水のほか、有効利用先を提案し、必要な装置、槽類を設けること。

1) 工場内清掃用散水栓は、φ20 mm とし、専用のポンプによる加圧給水とする。

2) 外構散水栓は、外構計画をもとに適所に設ける。専用ポンプによる加圧給水とし、末端での供給圧力を確保する。

5.5.5 排水設備

(1) 排水方式

1) 排水は、自然流下を原則とする。

2) 雨水は、竪樋から適宜まとめて、雨水利用水受水槽に導くが、降り始めの雨水は回収しないものとする。

(2) 配管

1) 雨水排水設備の管径は、時間最大降雨量により決定する。

2) 汚水管及び雑排水管の管径は、原則として、器具排水負荷により決定する。

3) 必要に応じ、通気管、トラップ等を設ける。

(3) 排水場所

水を利用する諸室には、床排水を設ける。

(4) 排水貯留槽（排水貯留槽を設ける場合）

1) 生活系排水貯留槽（建築工事）

① 容　量　　〔　　〕 m^3

② 特記事項

a）水槽は、ポンプアップを必要とする個所に設ける。

b）液面上限警報を中央制御室に表示する。

2) プラント系排水貯留槽（建築工事）

① 容　量　　〔　　〕 m^3

② 特記事項

③ 水槽は、ポンプアップを必要とする個所に設ける。

④ 一時的に大量の排水が流入する水槽は、最大負荷により、容量を決定する。

⑤ 液面上限警報を中央制御室に表示する。

(5) 排水ポンプ・汚水ポンプ

1) 汚水、汚物、スラリー等の流体性状に適した形式を選定する。

2) ポンプは、各 2 台（内予備 1 台）とし、運転は、原則として、自動交互運転とする。なお、非常時（槽満水時）には、2 台同時運転とする。

(6) 枡

1) 枡の底部は、原則として、現場打ちコンクリートとする。A 型枡及び C 型枡の側塊接続部は、防水モルタル塗りとする。

2) 深さ 900mm 以上の枡には、ノンスリップ足掛け金物（ステンレス製φ19mm）を取り付けること。

3) 枡蓋は、外圧に対して十分な強度を有する。

① 車両通行部以外は塩ビ枡でも可とする。

5.5.6 給湯設備

1) 温水を、浴室、洗濯室等必要個所に供給する。

2) 給湯温度は水栓出口で 60℃以上（給水温度 5℃）とする。ただし、飲料用の給湯は 95℃以上とし、給湯水洗は、やけど防止用安全タイプを採用する。

5.6 昇降機設備

(1) 機械室レスエレベータとする。

(2) 速度は原則として 60m/min 以上とする。

(3) ケージ内に外部（中央制御室）との交話ができるように 1：1 のインターホンを設ける。

(4) 貨物積載時を考慮して床及び壁に養生パネルを嵌込むよう考慮する。

(5) 速度制御は VVVF 方式とする。

(6) 待機階は昇降頻度の多い階とする。

(7) 非常用連絡インターホンの電源は、無停電電源装置より供給する。

(8) 親器は中央制御室に設け、個々のエレベータを呼び出す選局ボタン付送受話形とする。なお、発信先エレベータが確認できるものとする。

(9) 子器は、かご内に設け、マイク・スピーカ形とする。

(10) 外部連絡用の非常電話回線を設ける。

(11) エレベータの運行を中央制御室に表示する。

(12) 電源は保安動力電源とする。

(13) 設置箇所は、リサイクルセンターに 1 箇所以上とする。

5.7 消防設備

(1) 消防法・条例に基づく設備を設置する。なお、詳細については、所轄消防署及び組合と十分協議を行うこと。

(2) 配管の地中埋設部については、電蝕防止を考慮する。

(3) 消火栓箱は、発信機組込型を基本とする。

(4) 消火器

1) 50 型以上のものは、車付きとする。

2) 屋内消火器は、壁埋め込み形の格納箱内に設置する。

3) 屋外消火器は、専用の格納箱を設け、地震時の転倒防止対策を行う。

4) 識別標識により、消火器の適用性を表示する。

6. プラント機械設備工事

6.1 各設備共通事項

6.1.1　基本方針

(1) プラント全体（基礎を含む。）の耐震特記事項は、建築基準法等関係法令に準じ、地震による二次災害が発生しないよう設計を行う。

(2) 本施設は 30 年以上にわたり利用する計画である。従って、将来のプラント機器の更新を考慮し、プラント機器の搬出、搬入及び据付工事が容易に行なえることも念頭におき計画する。

(3) プラントの計画は、自動運転制御を基本とした構成とする。

(4) 設備を安全に停止させるため、停止システムやインターロックシステムを採用する。

(5) 制御システムの異常時対策として、異常時警報システム、フェイルセーフシステム、制御システムの分散化、バックアップシステム等を計画する。

(6) 感震器を設け、250 ガルを感知したときは安全に停止するシステムを計画する。

(7) プラントの運転及び安全のため、機器等の周囲に歩廊階段、点検台等を設けるものとする。なお、機材搬入用に取外しの出来る部分を設けること。

(8) 分解、組立て、取外し、据付け等の作業に際し、主要装置、機器の上部には、原則として、荷役用電動ホイストビーム、ガイドレール又はフックなどを作業空間に合わせて設けること。

(9) 重量が、100kg を超える装置・機器の上部等には、原則として荷役用の I ビーム、フック等と作業空間を設ける。

(10) 配管については、勾配、防湿等を十分考慮する。

(11) 塗装については、耐薬品、配色等を考慮する。

(12) 屋内設置機器及び電気設備についても、風雨の侵入等も配慮する。

(13) 各機器及び室内は、安全性、作業性、衛生性、操作性等を十分考慮する。

(14) 風道等のエキスパンションはスリーブ付とする。

(15) メーカー標準品を除き、特記なきステンレス仕様は SUS304 同等以上とする。

6.1.2 運転条件

極力、点検補修の期間短縮が図れ、安定稼働できる施設とし、各処理系列の独立性を図る。

(1) 安全作業

1) 運転時における作業の安全を確保する。

2) 運転中においても、各機器の点検・修理についても、安全な作業が確保できるものとする。

(2) 自動化

自動化を図るとともに、機側での操作、確認等の作業を少なくする。

6.1.3 製作・施工条件

(1) 要求水準書で指定する材料のうち、日本工業規格等で定めのあるものについては、適合するもの又はこれと同等以上の品質有するものを使用する。同等品以上のものを使用する場合はあらかじめ説明資料を提出し組合の確認を受ける。なお、板厚は特に定めのない限り呼称であり、同規格で定める許容差内にあるものを使用する。

(2) 機器の点検、補修が容易に行えるような設備の配置、スペース等を設ける。

(3) パイプシャフト、ダクトシャフト及び天井ふところのスペースは、柱形、梁形及び設備との取合いを留意し、十分なスペースを確保するように努める。

(4) その他、施工にあたっては十分組合と協議を行う。

6.1.4 安全衛生管理

(1) 運転管理における安全の確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要な機器の予備の確保、バイパスの設置等）に留意する。

(2) 関運法令に準拠して、特に労働安全衛生法の第 65 条の 2 の作業環境測定及び評価と照らし合わせ作業環境第 2 及び第 3 管理区分に該当することの無いものとし、安全、衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保及びゆとりあるスペースの確保に心掛け、地下部における酸欠等の事故防止のための換気装置を設けること。

(3) 機械側における騒音が 80dB を超えると予想されるものは、機能上及び保守点検上支障のないように減音対策を施すこと。

(4) 機械騒音が著しい送風機やコンプレッサ等は別室に収容し、建物の吸音、遮音工事等を施すこと。

6.1.5 安全対策

装置の配置、建設及び据付はすべて労働安全衛生法令及び規則の定めるところによるとともに、高所作業における安全性も含めて、運転、作業及び保守点検に必要な歩廊、階段、手摺り及び防護柵を設置する。また、一般来場者に対する安全対策も考慮する。

6.1.6 防火対策

(1) 消防関連法令及び消防当局の指導に従い、自動火災報知機等消防設備を設置する。

(2) リサイクルセンターにおける火災に対する検知装置を設け、防火及び消火対策を十分に施す。

(3) 上記にもかかわらず、火災発生の恐れがある箇所には、屋内外の消火設備を設置する。

6.1.7 リサイクルセンター内の動線計画

(1) 本施設内の機器及び設備の配置は、職員の作業性、安全確保を考えた動線とする。

(2) 各階にある機器の管理のための揚荷設備を要所に設けるとともに、マシンハッチや幅広の通路を設け、円滑な機器の搬出、搬入ができるようにする。

(3) 大型車両が通行可能なメンテナンス通路を設置しホイストを設置する。

(4) 重要な機器及び緊急性を要する機器が設置している室、場所等へは、中央制御室から容易にかつ最短距離で行けるものとする。

(5) 保守点検及び運転操作のため立ち入る部屋の出入口は､2 ヶ所以上設けることを原則とする。

(6) 居室の避難動線は明確にし、二方向避難とする。

(7) 機械類は、原則として幅員 0.8m 以上の点検通路を確保する。また、各設備は原則として周回可能とする。

(8) リサイクルセンター内において機材の運搬を人力で行う必要がある箇所は、原則として幅員 1.2m 以上の通路を確保する

6.1.8 歩廊、階段等

(1) 通路は、段差を極力なくし、つまずくことのないように仕上ること。

(2) 障害物が通路をふさぐ場合は、渡り階段又は踏台を設けること。

(3) 階段の蹴上げ、路面幅等は極力統一する。また、階段傾斜は、40°以下を基本とする。

(4) 手摺は、歩廊及び階段の両側に設けることを原則とする。

(5) 階段路面及び歩廊端部、手摺下部にはすべてつま先滑り止めを施工する。

(6) グレーチングは、脱落防止対策を行うほか、次の内容に従い計画する。

1) 形式	形鋼溶接枠組グレーチング
2) 数量	一式
3) グレーチング強度	500kgf/㎡
4) 材質	亜鉛メッキ、縞鋼板、一般構造用鋼管

(7) 歩廊各階には階数を表示する。

(8) 水槽類、機器点検用に垂直梯子を設ける場合には、2m 以上の部分については背カゴを設け

ること。

(9) 機械関係諸室等、各階の床レベルは、プラント・建築で、極力合わせる。やむを得ず段差が生じる場合は、出入口等に用途に応じて安全なスロープ階段等を設ける。

(10) 各機器の周辺に連絡する歩廊を設ける。巡回点検、資材運搬が安全に行われるよう回廊、階段手摺を設けること。また、点検の頻度が多い機器については、幅員、構造等を適当に考慮のうえ計画する。（原則としてグレーチングを使用する）

(11) なお、歩廊幅員は、人力による作業を伴う場所は 1.2m 以上、点検等に要する場所は 0.8m として計画する。また、手摺高さは 1.1m を確保する。

6.1.9 配管工事

(1) 施工形式

配管は、経路に応じて最適な施工方法を選定し、以下の施工方法に応じて配管支持架台あるいは吊金具を使用する。

1) 建物の貫通配管、設備機器と配管等の接続及び槽類と配管等との接続については、耐震防振を行う。また、建物外壁貫通部の配管等は、地盤沈下対策を行うとともに騒音・臭気漏れの対策を施す。また、破砕機室の壁貫通部については、爆風の軽減措置を講じる。

2) 機器廻り及び横走りの配管・ダクトは、地震時、機器の振動、管内流体の脈動等を考慮して勾配、吊り及び支持を行う。

3) 重量車が通る構内道路に埋設する配管は､原則として深さ 1.2m 以上を確保するか又は適切な保護を行う。給水管、ガス管等の埋設配管には、適切な防食及び電食防止施工を行うとともに地中埋設標を設置する。

4) 各種配管には識別できるよう配管色、表示テープ、配管名、行先機器・場所名、流れ報告（矢印）等で明確にする。

5) スラブ下の地中埋設管は、原則として行わないこと。

(2) 配管材料

配管材料は以下を参考に計画する。

表 6-1　配管材料（参考）

用　途	管　種
汚水及び排水配管	タールエポキシコーティング管 鋳鉄管、硬質塩化ビニル管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 硬質塩化ビニルライニング鋼管 ステンレス管 その他使用目的に合致した材料
上水配管	強化プラスチック管 硬質塩化ビニルライニング鋼管又は同等品
計装信号用空気配管	塩ビ被覆銅管及び樹脂被覆鋼管
その他の空気配管	配管用炭素鋼鋼管（白）
薬品配管	ステンレス管 ゴムライニング鋼管 ポリエチレンライニング鋼管 強化プラスチック管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 その他使用目的に合致した材料

*地下埋設の場合

1) 管継手は、上記配管材料に合致した適切なものを選定し使用する。

2) 直埋め配管は原則として、内外面塩ビライニング鋼管を使用する。

3) 溶接

① 内圧を伴うものの溶接は、法令に定める有資格者が施工する。

② 原則として配管は、アーク溶接による。

③ 原則として溶接箇所は、呼び径 65A 以下を除いて開先を準備する。

(3) その他

1) 配管の伸縮、こう配、防露、塗装、防振等の対策を施す。

2) 熱応力を発生する恐れのある配管による建物壁、床貫通部は、原則としてスリーブ貫通を採用し、防水、防音、防振、防臭等の対策を施す。

3) 配管は、極力、各機器、各系統の単独配管とする。

4) 配管の曲げ加工半径は、原則として管径の 3 倍以上を基本とする。

5) 配管終了後に水圧試験を行い、使用圧力の 1.5 倍の圧力を 60 分間以上継続できるものとする。ただし、水圧試験を実施できない配管については、気密試験による。

6) 原則として取り外し継手はフランジを用いる。

7) 真空掃除配管の合流部は Y 形とし、曲部は十分な曲がり半径をとる。

(4) バルブ類

1) 仕切弁・玉形弁及び逆止弁は、機械類に付属する弁を含み原則として JIS マーク表示品とする。

2) 口径 50 ㎜以上の配管は、原則として外ネジ式仕切弁又はバタフライ弁を使用する。ただし、バイパス弁には玉形弁を使用する。

3) 各バルブには、必要に応じた開閉表示札を取付ける。

4) 必要に応じ、配管系中にストレーナーを設けること。

5) ピンチバルブを使用する場合は、外カバー付のものを使用する。

6) 槽類、ポンプ類（軸シール）のドレンは、原則としてボールバルブ止めとし、側溝まで配管で導くこと。

6.1.10 保温及び防露

(1) 機器及びダクト類の保温材料

1) 保温材料は、用途、使用目的、箇所に応じて防湿、防水、耐震等により選定する。保温材の仕上材料は、ロックウールブランケット、同等以上の適合品とする。

2) 成形材が使用可能な箇所は、原則として成形材を用いる。

3) バルブ類、槽類のマンホール、点検口等は、取り外しの容易な簡易着脱式とする。

4) 配管の保温ラッキング材は原則として艶消しステンレス鋼鋼板とする。

(2) 配管類の防露及び保温

1) 保温材

硅酸カルシウム保温筒、岩綿保温筒及びフェルトグラスウール保温筒及び保温帯

2) 施工法

仕上材は原則としてステンレス又は同等上の材料を使用する。弁及びフランジ部は、ステンレス等にて二つ割りのカバーを作り、中に岩綿フエルトを取付ける。配管の曲り部の仕上もステンレスを使用する。

(3) 保温範囲

機器、配管、ダクト等で次の該当箇所を保温する。

1) 保温

作業環境の向上、防露・凍結の防止等で必要な機器、配管等に保温施工する。

2) 防露

上水配管は、保温施工する。また、表面温度が夏季に 15℃以下の箇所には保温施工する。ただし、屋外は除く。

3) その他

① 容器・ダクト等

点検口、マンホール、管台、フランジ等の保温は、取り外し及び再取り付けが容易な構造とする。

② ポンプ類

凍結の恐れのあるポンプを除き、原則として保温しなくてよい。

③ 配管

保温と非保温の境界は、最初のバルブとする。ただし、バルブは保温する。

(4) 施工

施工に当たっては、「施工計画書」を提出し組合の確認を受ける。

(5) その他

屋外配管等水がかかる恐れのある部分の仕上の継ぎ目は、すべて、シリコーンコーキング材等でコーキングを施工する。

6.1.11 塗装工事

塗装は、耐薬品、防蝕、耐候、体裁を考慮し、施工する。

(1) 屋外機器、水中浸漬機器、多湿部設置の機器及びこれらの部分の配管架台等の鉄部は、原則としてエポシキ樹脂系塗料又は同類以上の塗料にて塗装する。

(2) 購入機器については、原則としてメーカー標準の塗装とするが、特に組合が指示する場合は、その指示に従うこと。

(3) 薬品配管、薬品タンク、その他薬品関係機器等については耐薬品塗料を使用する。

(4) 塗料は基本として、2 種ケレン後、錆止塗料 2 回中塗り 1 回上塗り 1 回とする。

(5) 屋外機器その他でエポキシ樹脂系塗料にて塗装するものは、第 1 種のケレンを施工し、錆止塗装を行ってはならない。

(6) 現場にて組み立てる大型機器については､原則として製作工場にて錆止め2回塗りを行い、現地にて錆止め補修を行った後、中塗り上塗りを施工する。

(7) 保温等を施工する機器、ダクト類、配管類（メッキ処理をしたもの又は錆の発生する恐れのないものは除く）は、錆止塗料 2 回塗りを施工する。

(8) 小型機器、配電盤等は工場にて仕上塗装を行った後現地に搬入し、補修の必要が生じた場合は、体裁よく補修塗りを施工する。配管は、すべて現地塗装とする。

(9) 機器及び配管等の仕上塗装色は、原則として組合の指示によるものとする。また、塗装材料は、日本工業規格に制定あるものは、その規格品又は同等品以上と認められる国際規格品を使用し、特に規格のない場合には、その製造者名、製品名等についてあらかじめ組合の確認を受ける。

(10) 文字・名称・色別表示・危険表示等

1) 配管・ダクト類は、流体名・経路・使用目的等が明確に判別できるよう文字・矢印・色バンド等を記入する。記入できない場合は名称札を取付けること。

2) 記入場所は、原則として弁の付近・機器出入口及び各室・各階の貫通部に記入する。

3) 機器類は、原則として本体に名称を記入するか又は名称版を取付けること。なお、2 台以上ある機器には、それぞれに№を表示する。

4) バルブ・スイッチ等で操作上注意を要するものについては、開・閉・調整済み表示の札・操作順序札・注意札等を取付けること。

5) 危険物表示、酸欠表示等の表示板を取付けること。

(11) 施工に当たっては、「塗装要領書」及び「配管識別表」を提出し、組合の確認を受ける。

6.1.12 プラント機器

(1) 各機器に故障が生じた場合、施設全体に影響を及ぼさないよう考慮する。

(2) 各槽類、集じん機等は容易かつ安全に内部の点検及び清掃ができる構造とする。

(3) 酸・薬品等を取リ扱う設備は・耐腐食材料で作り、内張りを施す等の措置を講じること。また、バルブ又はコックは、耐久性のある材料とする。

(4) 駆動部には、着脱が容易に行われる防護具を設けること。

(5) 機器の廻りは点検及び修理等の作業性を考慮して、十分余裕を見込んだ配置とする。

(6) 機器等の騒音、振動、低周波騒音、防じん及び防臭について十分考慮する。

(7) 防じん及び飛じん等については、発生源において最良の飛散防止装置を設けること。

(8) 施設内は、容易に点検及び清掃ができるものとする。清掃は、発じん発生箇所に真空掃除機、周辺洗浄用の散水装置及び空気吹込装置を設けること。

(9) 使用する材質は・使用条件に対して耐摩耗、耐食を考慮して材料を選択する。JIS 製品はその仕様を特定したものを明示する。

(10) 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の組合職員に危険を及ぼす恐れのある部分は、巻き込み事故及び落下事故防止のため、安全カバー、防護網等の防護具を設けること。

(11) 各設備の銘板、表示板の形式、寸法は組合の確認を得た上で設置する。

(12) 使用する単位は、SI 単位系とする。

(13) 人体に危険を及ぼす可能性のある薬品類のタンク、貯蔵所は、危険表示、安全標識を設置する。

(14) 地下に設置する槽類等の構造は、漏水のないよう十分に配慮し、水密鉄筋コンクリート造とし、必要に応じて防水塗布を行うこと。

(15) 配管中に設けられた開閉バルブは、開閉の状況が分かるようにすること。

(16) 施設内で使用する装置及び居室等の鍵は統一し、管理が容易なものとする。

(17) 機械類、槽類等のコンクリート製基礎は、建築関連仕様書により、工事所掌は建築本体工事所掌とする。

(18) その他

1) 労働安全衛生法等による安全標識及び薬品の取扱に関する要領を明記した掲示板を設置する。

2) 電気事業法等による標識を設置する。

3) 運転管理のために、流量積算計を必要箇所に設ける。

4) グリスニップルは、JIS タイプを標準とし、極力同一のものを使用する。

6.1.13 コンベヤ

(1) 搬送物、搬送量、傾斜角、発塵性、負荷変動等に応じて、条件に最も適した形式、仕様とする。

(2) 勾配は、極力緩くし、急勾配にすることを避ける。

(3) コンベヤ乗継部の閉塞を防止できるものとする。

(4) コンベヤの尾部、乗継部分は、返りごみが散乱しない装置を設ける。やむを得ず返りごみが出た場合は、容易に清掃できる器具を設ける。

(5) コンベヤの主要部には、点検路を設ける。

(6) 原則として、緊急停止装置を設ける。型式は、引縄式、押釦式とし、目的に合ったものとする。

(7) コンベヤ容量の余裕は、最大輸送量に対して、共通部分 100%以上、箇別部分 50%以上を見込む。

(8) 粉じんの発生するものを搬送するコンベヤは、原則として密閉式とし、機内から吸引して集じん処理する。また、貫通部には、グランドシール等の措置を講じること。

(9) 障がい者作業員の選別に支障のない速度を確保する。

6.1.14 ポンプ

(1) 2 ポールの電動機等で、騒音の大きいものは、原則として消音器付とする。

(2) 電動機の容量は、ポンプ吐出弁全開の場合でも過電流とならない容量のものを選定する。

(3) 水中ポンプのケーブルは、現場操作盤まで直接接続できる長さのものを使用し、途中での接続は厳禁する。

(4) ポンプ基礎の周囲には必ず排水側溝を設けること。

(5) ポンプベースの内側には、確実にモルタルを充てんする。・

(6) ポンプ吸込・吐出側共に圧力計（連成計）を取付けること。

(7) ポンプには、原則として逆止弁を取付けること。また、吸入側が負圧となるポンプに使用する吐出側の逆止弁は、バイパス付きとする。

(8) 断続運転するポンプで、ポンプ揚程が 30m 以上のもの又はウォーターハンマーを生ずる可能性のある場合には、衝撃吸収式の逆止弁を取付けること。

(9) ポンプには原則としてサクションストレーナーを取付けること。

(10) 汚水、汚物等でポンプが閉そくする恐れのあるものは、逆洗用の配管を設ける等適切な処置を講じておくこと。

(11) 脱着装置付水中ポンプのガイドパイプ、チェーン等は原則として SUS 製とする。定置型

とする水中ポンプには、簡易着脱装置（ステンレス製）を設ける。

(12) 排水処理系統の汚水ポンプの吐出配管は、原則としてポンプ 1 台につき 1 系統を有する。

(13) ポンプには、空転防止対策を施す。また、必要に応じて凍結防止対策を施す。

(14) ポンプのフート弁には、ステンレス製開閉用チェーン付きとする。

(15) 定置型とする水中ポンプ搬出入口には、I ビーム、フックチェーンブロック等を設ける。

(16) 水中ポンプのケーブルは、水槽躯体内に埋め込まない等ポンプ交換の容易性を図る。また、必要に応じて槽の気密を保持する。

(17) 汚水ポンプ等給電線が機付きとなるものは、容易に取り外せるように現場操作盤の下に給電線用受けロを設ける。

6.1.15 電動機

(1) 電動機の絶縁種別は、原則として 0.2KW 以上の電動機は、「表 6-2　電動機の種別」による。37kW を超えるものは、原則として F 種以上とする。

表 6-2　電動機の種別（参考）

<table>
<tr><th>電圧</th><th>形式</th><th>絶縁種類</th><th>起動方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧</td><td rowspan="3">全閉外扇形三相誘導電動機
（保護方式 JISC 4004、IP44・冷却方式 IC411）</td><td>E 種以上</td><td rowspan="3">各機器により最適な起動方法を選定する。</td></tr>
<tr><td>37kw 以上 F 種</td></tr>
<tr><td>高圧</td><td>F 種以上</td></tr>
</table>

(2) 回転数制御（VVVF）を採用する場合は、低トルク時の電動機特性に基づき選定するとともに、電子計算機への雑音障害、騒音等支障のない構造とする。

(3) 電動機の保護構造は、全閉外扇形とし、扇外形、防滴形の使い分けは、機器の設置場所、使用条件等により、適切なものを選定する。

6.1.16 支持金物

支持金物、はすべてを SUS 製とする。

6.1.17 地震対策

(1) 指定数量以上の灯油、軽油、重油等の危険物は、危険物貯蔵所に格納する。

(2) 燃料タンクには、必要量の防液提を設けること。また、タンクからの移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないよう配慮する。

(3) 薬品タンクを設置する場合には必要量の防液堤を設けること。

(4) 二次災害を防止するため速やかに処理工程を安全・確実に停止できるよう制御室に緊急停止ボタンを設けること。

(5) 電源あるいは計装用空気源が断たれたときは、各バルブ・ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにする。

(6) ダンパ類は自動操作及び手動操作の両方が可能なものとする。

(7) 建築物と外部との接続する箇所は、フレキシブルジョイント等を設け、配管の破損等を生じないようにする。

6.1.18 タンク・槽類

(1) タンクは、上部に登れるように原則として階段を設けること。

(2) 各種薬品貯留槽への薬品の投入については、作業員の危険防止を十分に考慮する。

(3) タンク及び槽の容量は、有効容量とする。

(4) 槽類には、マンホールを設け、取付け位置は、内部の点検清掃が容易な位置とする。更に、汚水槽類には、換気用マンホールを設ける。

(5) 深さ 900mm 以上の槽類には、必要に応じて内部足掛金物（19mmφ以上）又はタラップを設ける。排水貯槽の場合はステンレス製とする。

(6) 原則として、タンク類には、底部に排水口・排水管を設ける。

(7) 酸欠場所には、表示を行うとともに、槽類のフタには酸欠の表示を行う。

6.1.19 その他

(1) メンテナンスを考慮して、要所に荷役用ハッチ、吊り具(使用荷重表示)を設けること。

(2) 現場には緊急停止等の操作盤を設けること。

(3) 床洗浄の排水・防水対策を考慮する。また、原則として各床の滑り止め対策を施すこと。

(4) 雷に対する避雷対策を講じること。

6.2 受入供給設備

6.2.1 ごみ計量機

本設備は、搬入出車両動線上の合理的な位置に配置された計量棟内に設ける。また、直接搬入車両の 2 回計量の便宜を図る。

(1) 形式　　ロードセル（検定済）式(４点支持)

(2) 数量　　3 基

1) 直接持込車用　　2 基（搬入用、搬出用）以上

2) 収集車用　　1 基（搬入、搬出兼用）以上

(3) 主要項目

1) 最大秤量

① 直接持込車用　　30t

② 収集車用　　30t

2) 最小目盛り　　10kg

3) 積載台寸法

① 直接持込車用　　〔　　〕m　×　〔　　〕m

② 収集車用　　〔　　〕m　×　〔　　〕m

③ 備考　　搬入出車両の仕様に見合った適切な寸法とすること。

4) 表示方式　　デジタル表示

5) 操作方式　　〔　　〕

6) 印字方式　　自動

7) 印字項目　　年月日時分、搬入者、搬出者、ごみ種別、総重量、積載重量、空車重量、車両型式、車両番号、車両通し番号、料金種別及料金、カードナンバー、その他必要なもの。

8) 電源　　〔　　〕V

(4) 付属機器

1) 計量装置

2) データ処理装置

3) リーダポスト

4) 計量カード

5) 監視装置

6) 通信設備

(5) 特記事項

1) 計量棟は、直接持込車用と、収集車用の 2 棟設置し、各計量棟を中心に直接持込車と収集車の動線分離を図る。

2) ごみ計量機は屋根付きとし、計量作業員室を付設する。また、計量室内には、トイレを設ける。

3) 本装置は搬入・搬出車等に対して計量操作を行うものとし、料金の計算、領収書の発行を行うものとする。

4) 本計量機にはデータ処理装置を設け、搬入・搬出される物の集計に必要な種別の集計、日報、月報の作成を行うものとする。また、搬入量は中央データ処理装置へデータ転送を行う他、ごみ焼却施設とのデータの統合及び集計の便宜を図る。さらに、供用開始後、新たな加算品目が入力及び設定できるように計画する。

5) 計量カードの読み取り方式は、専用センサによる自動式とし、計量棟周辺における搬入車両の渋滞を緩和する。

6) 計量棟の手前に、直接搬入者が申し込みのため、搬入車を待車させるスペース（5 台分）を設ける。なお、直接搬入車の実績は、別紙 3 に示すとおりである。さらに、待車スペースから計量棟までの動線には屋根を設け、申し込み者が雨や雪に濡れないようにする。

7) 計量棟には、監視設備（カメラ）を設け、直接搬入車のナンバー及び申込者と支払者を確認できるよう計画する。

8) 直接搬入車については、計量棟にて加算品目（粗大ごみ）の有無を確認する。

9) 加算品目が工場棟内又は粗大ごみ回収所での荷下ろし時に発見された場合は、通信設備によりその加算品目について、計量棟へ連絡する。

10) 直接持込車用の計量棟手前（入口側）には、加算品目以外のごみ（収集ごみ）を受入るため、自己搬入物の専用ヤードを設ける。

11) 混載車は、プラットホーム内にポータブル計量器で計量するものとし、複数回計量からの便宜を図る。

12) 計量データのレイアウトと出力帳票は、御殿場市の既存の計量システムに準じる。

13) 御殿場市会計規則への適合のため、キャッシュドロア、料金表示器、ジャーナルプリンタ、レシートプリンタを備える。また、プリンタ類は、予備機を設ける。

14) 直接持込車用の計量機 2 台は、入口及び出口専用として設けず、収集車用の計量機故障時等に代用できるよう、1 台にて入口及び出口計量が可能となるよう計画する。

6.2.2 プラットホーム出入口扉

本設備は、収集車のプラットホームへの出入口扉として設ける。

(1) 形式　〔　　〕

(2) 数量　〔　　〕

(3) 主要項目

1) 寸法　〔　　〕

2) 材質　〔　　〕

3) 駆動方式　〔　　〕

4) 操作方式　〔　　〕

5) 車両検知方式　〔　　〕

6) 開閉時間　10sec 以内

7) 駆動装置　〔　　〕

(4) 付属品　エアカーテン

(5) 特記事項

1) 出入口扉は、耐候性の高いものとする。

2) 車両通過時は、扉が閉まらない安全対策を確保し、エアカーテンは扉と連動させる。

6.2.3 プラットホーム

本業務は土木建築工事に含める。

(1) 形式　屋内式

(2) 通行方式　一方通行式

(3) 数量　一式

(4) 構造　鉄筋コンクリート構造

(5) 主要項目

1) 幅員　有効 18m 以上

2) 床仕上　〔　　〕

(6) 特記事項

1) 極力自然光を取り入れ、プラットホーム内の照度を確保する。

2) プラットホームの床洗浄が十分に行えるように計画する。また、必要に応じ消火栓を設けること。

3) 荷下ろしによる衝撃・ショベルローダ作業による衝撃等に耐える強度とする。また、作業による磨耗、損耗に耐える構造とする。

4) 床面は滑りにくい仕上とする。

5) 搬入車からの荷下ろしや展開・分別を行うための十分なスペースを設けること。

6) 粗大ごみホッパ前のプラットホームには、粗大ごみより金属類・資源物（金属類、基盤、モーター等）を回収するための前処理作業スペースを設ける。

7) 前処理作業スペースの広さは、粗大ごみ等の搬入量や作業員の利便性を考慮し、十分な広さを確保する。

8) 前処理作業スペースには、粗大ごみから回収した再生利用品（リサイクル工房にて修理・再生）や、前処理作業により回収した金属類・資源物を一時貯留するためのスペースを設ける。

9) ショベルローダ等の作業車を使用することを考慮し、各貯留ヤードは十分な広さを確保する。

10) 誘導の便宜を図るため、床サインを施すこと。

11) 清掃用の散水を必要な箇所に設ける。

6.3 搬送設備

本設備は、搬入ごみ及び破砕、選別、再生処理等を行ったごみを各処理系列及び各処理系列を構成する設備に搬送するために設けるものとし、処理系列ごとに目的に応じ必要数計画する。なお、他の処理系列との兼用も可能とする。

(1) 形式　〔　　〕

(2) 数量　〔　　〕基

(3) 主要項目

1) 容量　〔　　〕m^3

2) 主要寸法　幅〔　　〕m×奥行〔　　〕m×深さ〔　　〕m

3) 傾斜角　〔　　〕

4) 主要部材・板厚　〔　　〕

5) 電動機　〔　　〕V×〔　　〕 P×〔　　〕kW

6.4　粗大ごみ、不燃ごみ処理系列

6.4.1 粗大ごみ回収所（建築工事所掌）

本設備は、各家庭より個人で搬入される粗大ごみ（可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ）を貯留し、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分けるための場として設ける。

(1) 形式　　〔　　〕

(2) 数量　　一式

(3) 特記事項

1) 粗大ごみ回収所には、3R の観点から搬入されたごみを有効利用することを記した看板等を設け、個人の搬入者に対しその旨を明示する。

2) 集められた粗大ごみは、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、再利用可能品に分別する。

3) 分別された可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみは、リサイクルセンターの各貯留ヤードに運搬する。

4) 再利用可能品は、抽選等を開催し定期的に開催し粗大ごみの再利用に努める。

6.4.2 可燃性粗大ごみ受入ヤード

本設備は、粗大ごみ回収所から運搬した可燃性粗大ごみを、後置の切断機に投入するまでの貯留スペースとして設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード式

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 容積　　〔　　〕 m³

(5) 貯留日数　　4 日分以上

(6) 面積　　〔　　〕 m²

(7) 特記事項

1) 前処理ヤードは、作業内容に応じた適切なスペースを確保する。

2) 柱によるデッドスペースや作業スペースの分散による利便性の低下を避けること。

3) マットレスからのスプリング回収など、大型粗大ごみの分解、資源回収作業にも適した広さを確保する。

4) 作業内容により、必要となる工具に要する電源設備のほか、換気設備、洗浄設備、清掃用散水設備、排水側溝、車両緩衝帯等を適切に配置すること。

5) 搬入車両からの安全性及び選別物（資源物、処理不適物）を搬出する際の容易性に配慮すること。

6) 選別した資源物、処理不適物は、所定の貯留ヤードを設け一時貯留する。

6.4.3 切断機

本設備は、可燃性粗大ごみの前処理のために設ける。

(1) 形式　　竪型切断式

(2) 数量　　１基

(3) 処理能力　　〔　　〕t/h

(4) 破砕可能最大寸法　　1,500mm×2,500mm×1,000mm（可燃性粗大ごみ）

(5) 特記事項

1) 防音、防振対策を施すこと。

2) 切断力は木材の 20cm 角が十分に切断する能力を有すること。

3) 切断機の操作は現場とする。一連の動作は自動的に行う。

4) 切断後の可燃残渣は、一時貯留し隣接するごみ焼却施設まで搬送する。また、SPC は搬送に必要となる重機類を用意する。

5) 摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とする。また、刃物類等は、耐摩耗性を考慮する。

6.4.4 不燃性粗大ごみ受入ヤード

本設備は、粗大ごみから選別した不燃性粗大ごみを、後置の設備に投入するまでの貯留スペースとして設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード式

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 容積　　〔　　〕㎥

(5) 貯留日数　　4 日分以上

(6) 面積　　〔　　〕㎡

(7) 特記事項

1) 前処理ヤードは、作業内容に応じた適切なスペースを確保する。

2) 柱によるデッドスペースや作業スペースの分散による利便性の低下を避けること。

3) 大型粗大ごみの分解、資源回収作業にも適した広さを確保する。

4) 作業内容により、必要となる工具に要する電源設備のほか、換気設備、洗浄設備、清掃用散水設備、排水側溝、車両緩衝帯等を適切に配置すること。

5) 搬入車両からの安全性及び選別物（資源物、処理不適物）を搬出する際の容易性に配慮すること。

6) 選別した資源物、処理不適物は、所定の貯留ヤードを設け一時貯留する。

6.4.5 不燃ごみ受入ヤード

本設備は、不燃ごみの貯留のほか、指定袋の破袋や、金属類や処理不適物を除去するための前処理を行うためのヤードとして設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード式

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 容積　　〔　　〕 ㎥

(5) 貯留日数　　3 日分以上

(6) 面積　　〔　　〕 ㎡

(7) 特記事項

1) 粗大ごみ受入ヤードに準じて計画すること。

2) 選別した危険物、処理不適物、処理困難物を搬出（本事業用地内を含む）するまでに、一時貯留するためのヤードは、別途設選別物を保管する。

3) 1.5m 以下の小型金属は、金属回収対象とする。なお、画鋲、クリップ等の小型物についても出来る限り回収する。また、斧、釜、鉈、金槌などの焼き入れされた鉄や鋼は、後置の破砕工程への影響を考慮し鉄類と回収し、金属ヤードにて保管する。

4) 粗大ごみ受入ヤードとの併設は可とするが、選別物の違いを考慮し兼用は不可とする。

5) 自衛隊用食料カン（深緑色）は、コンテナに保管し、その取扱は、本組合の指示に従うこと。また、保管量は、コンテナ（712mm×472mm×338mm）30 個分／年以上する。

6) 選別した金属、小型家電及び処理不適物は、専用ヤードに搬出し保管する。

6.4.6 粗大ごみ・不燃ごみ受入ホッパ

本設備は、前処理後の不燃性粗大ごみ、不燃ごみを受入、後置のコンベヤへ円滑に供給するために設ける。

(1) 形式　　鋼板溶接構造船底型

(2) 数量　　〔　　〕基

(3) 主要項目

1) 有効容量　　〔　　〕 ㎥

2) 主要寸法　　幅〔　　〕m×奥行〔　　〕m×深さ〔　　〕m

3) その他

(4) 特記事項

1) ホッパ天端は、搬入車両からの直接投入も考慮し計画するとする。

2) 投入しない時のための着脱式安全柵を設ける。

6.4.7 低速回転破砕機（粗破砕機）

本設備は、不燃ごみ・不燃性粗大ごみのせん断破砕処理と高速破砕処理の前処理(粗破砕)のために設ける。

(1) 形式　〔　　〕軸剪断低速回転式

(2) 数量　1基

(3) 主要項目

1) 処理能力　2.76t/h

2) 供給最大寸法 幅又は径　〔　　〕m×長さ〔　　〕m

3) 回転数　〔　　〕rpm

4) 主要部材・軸径　〔　　〕

5) 電動機　〔　　〕 V×〔　　〕 P×〔　　〕kW

6) 破砕可能最大寸法

① 不燃ごみ　〔　　〕mm×〔　　〕mm×〔　　〕mm

② 不燃性粗大ごみ　1,000mm×1,800mm×1,000mm

※必要により投入前の前処理を行う。

7) 破砕物寸法　40cm 以下

(4) 特記事項

1) マットレス、畳などの軟質もやすごみを確実に剪断破砕可能なものとする。

2) 一方で、不燃ごみの前処理破砕機能も優れたものとする。

3) 切断刃は、耐摩耗性に富む耐久性の高いもので、部品交換も容易なこと。

4) 切断不能時の警報表示、緊急停止機能、異物排出機能を有する。

5) 防爆対策を講じること。

6.4.8 高速回転破砕機

本設備は、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみを破砕し、選別設備へ移送するために設ける。なお、破砕機形式は、縦軸方式とする。

(1) 形式　竪型高速回転破砕式

(2) 数量　1基

(3) 主要項目

1) 処理能力　2.76t/h

2) 投入口寸法　〔　　〕mm×〔　　〕mm

3) ロータ径　〔　　〕mmΦ×幅〔　　〕mm

4) 回転数　〔　　〕rpm

5) 駆動方式　〔　　〕

6) 主要部材・軸径　　〔　　〕

7) 電動機　　〔　　〕V×〔　　〕P×〔　　〕kW

8) 破砕物寸法　　15cm 以下

(4) 特記事項

1) 構造が堅牢で耐久性が高いこと。

2) ハンマは特に耐摩耗性に優れていること。

3) 破砕機特有の負荷変動を考慮する。

4) 破砕機の負荷変動に応じて、供給コンベヤの速度制御を行うものとする。

5) 爆風対策を講じること。

6) 適切な供給フィーダ（必要に応じ）を具備する。

6.4.9 磁力選別機

本設備は、高速破砕物を磁力選別するために設ける。

1) 形式　　電磁永磁併用吊下式

2) 数量　　1 基

3) 主要項目

① 処理能力　　〔　　〕t/h

② ベルト速度　　〔　　〕 m/min

③ ベルト寸法　　幅〔　　〕×長さ〔　　〕

④ 磁束密度　　〔　　〕テスラ

⑤ 構造・材質　　〔　　〕

⑥ 電動機　　〔　　〕V×〔　　〕 P×〔　　〕kW

⑦ 操作方式　　〔　　〕

6.4.10 粒度選別機

本設備は、磁力選別された破砕物を粒度により選別するために設ける。

1) 形式　　トロンメル式回転篩

2) 数量　　1 基

3) 主要項目

① 処理能力　　〔　　〕t/h

② 篩眼開き、形状　　〔　　〕

③ 篩面寸法　　〔　　〕

④ 傾斜角度　　〔　　〕

⑤ 回転数　　〔　　〕

⑥ 構造・材質　　〔　　〕

⑦ 駆動方式　　〔　　〕

⑧ 電動機　　〔　　〕V×〔　　〕P×〔　　〕kW

⑨ 操作方式　　〔　　〕

6.4.11 風力選別機

本設備は、粒度選別機の機能を補完するため、風力によりプラスチックや紙などの軽量物を飛散させて選別純度を高めるために設ける。

(1) 形式　　〔　　〕

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 風量　　〔　　〕m^3/min

2) 送風機　　〔　　〕

3) 電動機　　〔　　〕

4) 操作方式　　〔　　〕

6.4.12 アルミ選別機

本設備は、粒度選別後の篩上成分からアルミを回収するために設ける。

1) 形式　　〔　　〕

2) 数量　　1 基

3) 主要項目

① 処理能力　　〔　　〕t/h

② 構造・材質　　〔　　〕

③ 駆動方式　　〔　　〕

④ 寸法　　〔　　〕×〔　　〕

⑤ 磁束密度　　〔　　〕テスラ

⑥ 電動機　　〔　　〕V×〔　　〕 P×〔　　〕kW

⑦ 操作方式　　〔　　〕

6.4.13 可燃物貯留ホッパ

本設備は、選別された可燃物を隣接するごみ焼却施設へ搬送するまでに一時貯留するために設ける。

(1) 形式　　鋼板溶接構造船底型

(2) 数量　　〔　　〕基

(3) 主要項目

1) 貯留日数　　〔　　〕日

2) 有効容量　　〔　　〕㎥（4t 車分以上）

3) 主要寸法　　幅〔　　〕m×奥行〔　　〕m×深さ〔　　〕m

(4) 特記事項

1) 貯留された破砕可燃物は、隣接するごみ焼却施設へ運搬し組合が処理するため、運搬計画を考慮のうえ、必要な基数、容量を計画する。

2) 散水設備を設け、防じん対策を施すこと。

3) 排出部高さは、搬出車両を考慮して決定すること。

4) 貯留量を計量するためのロードセル式計量ユニットを具備する。

5) 搬出作業は搬出室扉を閉じて行うものし、環境集じんによる飛散防止対策を講じること。

6) 貯留及び搬出量の記録が可能となるよう計量機能を備える。

6.4.14 不燃物貯留ホッパ

本設備は、選別された不燃物を一時貯留するため設ける。

(1) 形式　　鋼板溶接構造船底型

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 貯留日数　　〔　　〕日

2) 有効容量　　〔　　〕㎥（4t 車分以上）

3) 構造・材質　　〔　　〕

4) ゲート開閉方式　　〔　　〕

(4) 特記事項

1) 搬出車両への供給の便宜を考慮し、計画すること。また、不燃物は最終処分場まで運搬し、組合が処分する。

2) 貯留日数は、搬出頻度を考慮し計画する。また、必要に応じ、不燃物ストックヤードを別棟に設け貯留する

3) 散水設備を設け、防じん対策を施すこと。

4) 排出部高さは、搬出車両を考慮して決定すること。

5) 貯留量を計量するためのロードセル式計量ユニットを具備する。

6) 搬出作業は搬出室扉を閉じて行うものし、環境集じんによる飛散防止対策を講じること。

7) 貯留及び搬出量の記録が可能となるよう計量機能を備える。

6.4.15 鉄類貯留ホッパ

本設備は、磁力選別された鉄類を一時貯留するために設ける。

(1) 形式　　鋼板溶接構造船底型

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 貯留日数　　〔　　〕日

2) 有効容量　　〔　　〕㎥（10t 車分以上）

3) 主要寸法　　幅〔　　〕m×奥行〔　　〕m×深さ〔　　〕m

4) その他

(4) 特記事項

1) 貯留した鉄類は、金属ヤードへの搬出するため、運搬車両への供給の便宜を考慮し、計画すること。

2) 貯留した鉄類は、一定量貯留された段階で引き取り先へ搬出する。

3) 貯留日数は、搬出頻度を考慮し計画する。また、必要に応じ、資源物ストックヤードを別棟に設け貯留する

4) 貯留量を計量するためのロードセル式計量ユニットを具備する。

5) 防じん対策を施すこと。

6) 排出部高さは、搬出車両を考慮して決定すること。

7) 搬出作業は搬出室扉を閉じて行うものし、環境集じんによる飛散防止対策を講じること。

6.4.16 アルミ類貯留ホッパ

本設備は、選別されたアルミを一時貯留するために設ける。

(1) 形式　　鋼板溶接構造船底型

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 貯留日数　　〔　　〕日

2) 有効容量　　〔　　〕㎥（10t 車分以上）

3) 主要寸法　　幅〔　　〕m×奥行〔　　〕m×深さ〔　　〕m

4) その他

(4) 特記事項

1) 貯留したアルミ類は、金属ヤードへの搬出するため、運搬車両への供給の便宜を考慮し、計画すること。

2) 貯留した鉄類は、一定量貯留された段階で引き取り先へ搬出する。

3) 貯留日数は、搬出頻度を考慮し計画する。また、必要に応じ、資源物ストックヤードを

別棟に設け貯留する

4) 貯留量を計量するためのロードセル式計量ユニットを具備する。

5) 防じん対策を施すこと。

6) 排出部高さは、搬出車両を考慮して決定すること。

7) 搬出作業は搬出室扉を閉じて行うものし、環境集じんによる飛散防止対策を講じること。

6.5 ビン処理系列

6.5.1 ビン受入ヤード

本設備は、収集されたビンを一時貯留し、後置のコンベヤに円滑に供給するために設ける。

6.5.2 ビン受入ヤード及び受入コンベヤ

本設備は、収集されたビンを一時貯留し、生きビンの回収及びふたの除去を行い、後置のコンベヤに円滑に供給するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード式及びローラーコンベヤ

(2) 数量　　1式

(3) 貯留日数　　4日分以上

(4) 所要面積　　〔　　〕㎡

(5) 主要項目

1) 貯留ヤードは、コンテナでの搬入されるビンの一次貯留に適した構造とする。

2) 選別作業を行うコンベヤは、ローラーコンベヤとする他、障がい者作業員の配置が可能となるように計画する。

3) ふた付きビンからのふたの除去及び生きビン回収作業の便宜を考慮のうえ計画する。

4) 選別したふたは、異物コンテナに集約し破砕・焼却等の処理を行う。

5) 生きビンは、ケースに収納して生きビンストックヤードに保管する。

6) 空コンテナは、コンテナ洗浄装置にて洗浄の上、コンテナヤードにて保管する。

7) 臭気対策を施すこと。

8) 搬入時の袋（半透明袋など）は、SPCが処理する。

6.5.3 コンテナ反転装置

本設備は、コンテナを反転させ中のビンを後置の設備に搬送するために設ける。

(1) 形式　　〔　　〕

(2) 数量　　〔　　〕基

(3) 主要項目

1) 主要寸法　　幅〔　　〕m×奥行〔　　〕m×深さ〔　　〕m

2) その他

6.5.4 ビン手選別コンベヤ

本設備は、カレット及び資源化不適物（汚れたビン）を選別するために設ける。なお、選別対象色は、透明、茶、その他の 3 色とする。

(1) 搬送能力　〔　　〕t/h

(2) コンベヤ速度　〔　　〕m/min

(3) 寸法　〔　　〕

(4) 材質・板厚　〔　　〕

(5) 駆動方式　〔　　〕

(6) 電動機　〔　　〕V×〔　　〕P×〔　　〕kW 異物

(7) 異物コンテナ

1) 数量　〔　　〕個

2) 材質　〔　　〕

3) 容量　〔　　〕m^3

(8) 特記事項

1) 作業員が立って無理ない姿勢で作業可能なものとする。ベルト面高さは、原則として床上 800mm とするが、ベルト面高さの調整が可能な機能を装備すること。

2) 手選別コンベヤには、障がい者の配置を可能とし、障がい者による作業に支障がないよう、コンベヤ速度、コンベヤ長を計画する。

3) 原則としてゴム製ベルトコンベヤとし、作業員の手元に緊急停止装置を設ける。

4) 可逆転、可変速操作可能とする。

5) 選別者から見やすい位置にコンベヤの運転表示灯を設ける。設置基数は配置条件その他により最適な設定とする。

6) コンベヤから落下物の生じにくい形状とする。

7) 選別した残渣（不燃物など）は、粗大ごみ・不燃ごみ処理系列に搬送し破砕処理する。

8) コンベヤにはフードを設け、十分な吸引を行い集じん処理する。

9) 作業員に対するスポット式冷風、温風噴出しノズルを設け、冬季は足もとに赤外線ヒータを配置できるものとする。

10) 臭気・粉じん対策、局所空調を行う。

11) 生きビンは、ケースに収納してストックヤードに保管する。

6.5.5 カレットストックヤード

本設備は破砕したカレットを色別に保管し、運搬車両に積込むために設ける。

(1) 形式　鉄筋コンクリート製三方壁囲い式

(2) 数量　〔　　〕室

(3) 主要項目

1) 貯留容量　　〔　　〕

2) 貯留日数　　7 日以上

3) 寸法　　幅〔　　〕㎜×奥行き〔　　〕㎜×高さ〔　　〕㎜

(4) 特記事項

1) 本ストックヤードは、選別されたカレットを破砕するための投入シュート直下に設けること。

2) 貯留日数は、搬出頻度を考慮し計画する。また、必要に応じ、ストックヤードを別棟に設け貯留する。

3) カレット搬出時の粉じん対策を講じる。

6.5.6 生きビンストックヤード

本設備は回収した生きビンを保管し、運搬車両に積込むために設ける。

(1) 形式　　鉄筋コンクリート製三方壁囲い式

(2) 数量　　〔　　〕室

(3) 主要項目

1) 貯留容量　　〔　　〕

2) 貯留日数　　15 日以上

3) 寸法　　幅〔　　〕㎜×奥行き〔　　〕㎜×高さ〔　　〕㎜

(4) 特記事項

1) 回収した生きビンは、工場棟内のほか、必要に応じ、資源物ストックヤードを別棟に設け貯留する。

6.6 カン処理系列

6.6.1 カン受入ヤード

本設備は、収集されたカンを一時貯留し、後置のホッパに円滑に供給するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード式

(2) 数量　　1 式

(3) 貯留日数　　4 日分以上

(4) 所要面積　　〔　　〕㎡

(5) 主要項目

1) フォークリフト、ショベルローダによる作業に適した構造とする。

2) スプレー缶については、受入ヤード内で選別し、専用の設備を用意し穴空け処理する。

3) 臭気対策を施すこと。

4) 搬入時の袋（半透明袋など）は、SPC が処理する。

6.6.2 カン受入ホッパ

本設備は、カン受入ヤードのカンを後置のコンベヤに設備に搬送するために設ける。

(1) 形式　　鋼板溶接構造船底型

(2) 数量　　〔　　〕基

(3) 主要項目

1) 有効容量　　〔　　〕 ㎥

2) 主要寸法　　幅〔　　〕m×奥行〔　　〕m×深さ〔　　〕m

3) その他

(4) 特記事項

1) ホッパ天端は、搬入車両からの直接投入も考慮し計画するとする。

2) 投入しない時のための着脱式安全柵を設ける。

6.6.3 カン磁力選別機

本設備は、搬送されたカンから鉄類を選別するために設ける。

(1) 形式　　電磁永磁併用吊下式

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 処理能力　　〔　　〕t/h

2) ベルト速度　　〔　　〕 m/min

3) ベルト寸法　　幅〔　　〕×長さ〔　　〕

4) 磁束密度　　〔　　〕テスラ

5) 構造・材質　　〔　　〕

6) 電動機　　〔　　〕V×〔　　〕 P×〔　　〕kW

7) 操作方式　　〔　　〕

6.6.4 カン金属圧縮機

本設備は、選別されたスチールカンとアルミカンを圧縮するために設ける。

(1) 形式　　油圧一方締式　又は　油圧二方締式

(2) 数量　　〔　　〕基

(3) 主要項目(1 基につき)

1) 処理能力

① 鉄処理時　　〔　　〕t/h

② アルミ処理時　　〔　　〕t/h

2) 圧縮力

① 最大　　〔　　〕MPa

② 通常　　〔　　〕MPa

3) 成型寸法　　幅〔　　〕mm×長さ〔　　〕mm×高さ〔　　〕mm

4) 構造・材質　　〔　　〕

5) 電動機　　〔　　〕 V×〔　　〕P×〔　　〕kW

6) 操作方式　　現場手動

(4) 油圧装置

1) 形式　　〔　　〕

2) 数量　　1 基

3) 容量　　〔　　〕ℓ/min

4) 圧力　　最大〔　　〕 MPa　　常用〔　　〕 MPa

5) 電動機　　〔　　〕V×〔　　〕 P×〔　　〕kW

6) 操作方式　　現場手動

(5) ローラコンベヤ

1) 形式　　〔　　〕

2) 数量　　〔　　〕基

(6) 特記事項

1) 鉄・アルミの専用・兼用の事由は問わない。

2) 適切な圧縮力の選択可能な構成とする。

3) パレット用の積込装置（ホイスト等）を設けること。

6.6.5 圧縮カンストックヤード

本設備は圧縮したカンを保管し、運搬車両に積込むために設ける。

(1) 形式　　〔　　〕

(2) 数量　　〔　　〕室

(3) 主要項目

1) 貯留容量　　〔　　〕m^3

2) 貯留日数　　30 日以上

3) 寸法　　幅〔　　〕㎜×奥行き〔　　〕㎜×高さ〔　　〕㎜

(4) 特記事項

1) 圧縮金属は、パレット積みする。

2) 保管場所は、工場棟内のほか、必要に応じ、資源物ストックヤードを別棟に設け貯留する。

6.7　ペットボトル処理系列

6.7.1 ペットボトルストックヤード

本設備は、収集されたペットボトルを貯留するために設ける。

(1) 形式　　〔　　〕

(2) 数量　　一式

(3) 貯留日数　　4 日分以上

(4) 貯留容量　　〔　　〕 ㎥

(5) 主要寸法　　幅〔　　〕㎜×奥行き〔　　〕㎜×高さ〔　　〕㎜

(6) 特記事項

1) 搬出車両への搬出に支障のない十分なスペースを確保する。

2) 床面は、ショベルローダ等の荷役作業を前提とし、耐摩耗性の高いものとする。

3) 臭気対策を施すこと。

4) 搬入時の袋（半透明袋など）は、SPC が処理する。

6.7.2 ペットボトル受入ホッパ

本設備は、貯留されたペットボトルを後置の設備に円滑に供給するために設ける。

(1) 形式　　鋼板溶接構造船底型

(2) 数量　　１基

(3) 主要項目

1) ホッパ天端は、搬入車両からの直接投入も考慮のうえ計画する。

2) 投入しない時のための着脱式安全柵を設ける。

6.7.3 ペットボトル手選別コンベヤ

ペットボトルの中から、「異物」「内容物残存ボトル」「キャップ付きボトル」を選別摘出し、選別物の純度を高めるために設ける。

(1) 形式　　〔　　〕

(2) 数量　　1 基

(3) 異物コンテナ

1) 数量　　〔　　〕個

2) 材質　　〔　　〕

3) 容量　　〔　　〕 ㎥

(4) 特記事項

1) 手選別コンベヤには、障がい者の配置を可能とし、障がい者による作業に支障がないよう、コンベヤ速度（調速可能）、コンベヤ長を計画する。

2) 点検、補修が容易に行える構造とする。

3) 臭気・粉じん対策、局所空調を行う。

4) 展開台（こぼれ防止柵付き）＋コンベヤ（手選別）式を採用する場合、下記に留意すること。

5) 一連の搬送コンベヤ間に展開台を設け、手選別により資源化適合品をより分ける方式とする。また、展開台の付近には緊急停止装置を設ける。

6) 選別した異物は、異物コンテナに集約し破砕・焼却等の処理を行う。

7) キャップ除去装置を設けること。

6.7.4 ペットボトル圧縮・梱包機

(1) 形式　　圧縮バンド結束式

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 処理能力　　〔　　〕t/日

2) 圧縮力　　最大〔　　〕MPa

3) 圧縮率　　〔　　〕%以上

4) 成型品寸法　　幅〔　　〕mm×長さ〔　　〕mm×高さ〔　　〕mm

(4) ローラコンベヤ

① 形式　　〔　　〕

② 数量　　〔　　〕基

③ 主要項目　　〔　　〕

(5) 特記事項

1) 梱包品は、容易に型くずれを起こさないものとすること。

2) 梱包形状、寸法、品質等は（財）日本容器包装リサイクル協会の分別基準適合物の引取り及び再商品化に関する基準による。

3) 圧縮機の駆動方式は、油圧式とする。

4) 圧縮前に一時貯留ホッパを設置する。

5) 装置の付近に、一時貯留（パレット積み）のスペースを見込むこと。

6) パレット用の積込装置（ホイスト等）を設けること。

6.7.5 圧縮・梱包ペットボトルストックヤード

本設備は、圧縮・梱包されたペットボトルの保管、及びフォークリフト等の作業車により、運搬車両に積込するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 貯留日数　　15 日以上

(5) 貯留量　　〔　　〕t

(6) 容積　　〔　　〕m^3

(7) 面積　　〔　　〕m^2

(8) 特記事項

1) 搬入出車両の荷降ろし、積込みが容易となるよう計画する。

2) 圧縮後のペットボトルは、工場棟内に保管するほか、必要に応じ、資源物ストックヤードを別棟に設け貯留する。

3) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

6.8 保管系列

本設備は、工場棟に搬入される保管対象物を、保管及び解体するために設ける。なお、各ヤードには、清掃用散水設備、排水側溝を設ける。

6.8.1 金属ヤード

本設備は、粗大ごみ・不燃ごみ処理系列より回収される金属及び金属回収により収集される金属を保管するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 貯留量　　〔　　〕t

(5) 容積　　〔　　〕m^3

(6) 面積　　〔　　〕m^2

(7) 特記事項

1) 搬入出車両の荷降ろし等の作業に対し頑丈な構造とする。また、積込みが容易となるよう計画する。

2) 保管する資源物と貯留日数に応じて、必要な室を計画する。

3) 本ストックヤードは、工場棟と別棟とすることを可とする。

4) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

5) 搬入時の袋（半透明袋など）は、SPC が処理する。

6) 20t トレーラでの金属類の搬出に支障のない広さ及び必要な重機を確保する。

6.8.2 小型家電類ストックヤード

本設備は、収集される小型家電類を保管するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 貯留量　　8m3 コンテナ×4 個分

(5) 特記事項

1) 保管対象物は、小型家電の他、草払機、除湿機などとし、別紙 4 を参考にする。

2) 搬入出車両の荷降ろし等の作業に対し頑丈な構造とする。また、積込みが容易となるよう計画する。

3) ヤードには、工具等の使用に必要な電源及び清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

4) 保管物の解体により発生する、ナゲット、金属類（鉄、アルミ、銅）、フロンガスボン

べ等を、搬出するまでに、保管するスペースを計画する。

5) 本ストックヤードは、工場棟と別棟とすることを可とする。

6) 直接搬入される小型家電類は、自己搬入物ヤードにて受入する。

7) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

6.8.3 有害ごみ、危険ごみストックヤード

本設備は、収集される有害ごみ（廃乾電池、蛍光管、水銀体温計）及び危険ごみ（スプレーカン、使い捨てライター）を保管するために設ける。なお、直接搬入される有害ごみは、計量棟（直接持込車用）の手前に設置する、自己搬入物ヤードにて保管する。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 面積

1) 廃乾電池　　丸ドラム缶 50 本分

2) 蛍光管　　8m3 コンテナ 3 個分（うち予備 1 基）

3) 水銀体温計　　ビンコンテナ 1 個分

4) スプレーカン　　10 ㎡以上

5) 使い捨てライター　　ビンコンテナ 10 個分

(5) 特記事項

1) 保管対象物は、廃乾電池、蛍光管、水銀体温計、スプレーカン、使い捨てライターとする。

2) 搬入出車両の荷降ろし等の作業に対し頑丈な構造とする。また、積込みが容易となるよう計画する。

3) 混載車の複数回計量の便宜を図るため、小型計量機を併設する。

4) スプレーカンの保管スペースは、スプレーカンの穴あけ等の作業性も考慮し、必要なスペースを確保する。

5) 使い捨てライターは、専用の破砕機を設けて破砕し、不燃性粗大ごみ・不燃ごみ受入ホッパに投入する。

6) 本ストックヤードは、工場棟と別棟とすることを可とする。

7) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

8) 搬入時の袋（半透明袋など）は、SPC が処理する。

9) 搬出用の丸ドラム缶及び 8m3 コンテナは、搬出業者が用意する。

6.8.4 自己搬入物ヤード

本設備は、御殿場市及び小山町民が、粗大ごみと一緒に直接搬入された資源ごみ等を受入、保管するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 貯留面積　　50 ㎡以上

(5) 特記事項

1) 本設備は、有料受入ごみ以外の資源ごみや有害ごみ等を受入するため、直接持込車用の計量棟手前（入口側）に設ける。

2) 保管対象は、直接搬入される、カン、ビン、ペットボトル、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール）、廃乾電池、水銀体温計、スプレーカン、ライター、小型家電類とする。

3) 搬入出車両の荷降ろし、積込みが容易となるよう計画する。

4) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

5) SPC は、搬入時に持ち込まれた袋（ビニール袋等）の回収箱を設け定期的に回収する。

6.8.5 処理困難物ストックヤード

本設備は、各処理系列より選別された、処理不適物、危険物等を、一時貯留するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 面積　　〔　　〕（100 ㎡以上）

(5) 特記事項

1) 搬入出車両の荷降ろし等の作業に対し頑丈な構造とする。また、積込みが容易となるよう計画する。

2) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること

6.8.6 収集コンテナストックヤード

本設備は、収集コンテナ（カン用又はビン用）を保管するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 貯留量

1) カン用コンテナ　　1,200 個（御殿場市分のみ）

2) ビン用コンテナ　　1,850 個（うち、御殿場市分：900 個、小山町分：950 個）

(5) 容積　　〔　　〕㎥

(6) 面積　　〔　　〕㎡

(7) 特記事項

1) カン用コンテナの寸法は、120 リットルタイプ（長さ 746mm×幅 502mm×高さ 360mm）として計画する。保管容量は、積み重ねを考慮し計画する。

2) ビン用コンテナの寸法は、70 リットルタイプ（長さ 576mm×幅 406mm×高さ 324mm）として計画する。保管容量は、積み重ねを考慮し計画する。

3) 搬入出車両の荷降ろし、積込みが容易となるよう計画する。

4) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

5) 保管する資源物と貯留日数に応じて、必要な室を計画する。

6) SPC は、供用開始までに、ビン用コンテナは 1,850 個（うち、御殿場市分：900 個、小山町分：950 個）を用意する。

7) 本ストックヤードは、工場棟と別棟とすることを可とする。

8) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

6.8.7 自転車類ストックヤード

本設備は、自転車及び原付自転車を保管し、必要な解体作業を実施するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 貯留量　　2,000 台／年以上（約 170 台／月）

(5) 必要面積　　300 ㎡以上

(6) 特記事項

1) 搬入出車両の荷降ろし等の作業に対し頑丈な構造とする。また、積込みが容易となるよう計画する。

2) ヤードには、工具等の使用に必要な電源及び清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

3) 保管物の解体により発生する、チューブ、ホイール、金属類を搬出するまでに、保管するスペースを計画する。

4) 本ストックヤードは、工場棟と別棟とすることを可とする。

5) 不燃性粗大ごみ受入ヤードの前処理作業スペースを、解体作業スペースとして兼用とする場合は、保管物の運搬に必要な重機類を用意すること。

6) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

6.8.8 不法投棄物ストックヤード

本設備は、搬入される不法投棄物を保管し、必要な解体作業を実施するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 面積　　30 ㎡以上

(5) 特記事項

1) 保管対象物は、廃タイヤ、廃家電（不法投棄由来）、陶器類とする。

2) 搬入出車両の荷降ろし等の作業に対し頑丈な構造とする。また、積込みが容易となるよう計画する。

3) 本ストックヤードは、工場棟と別棟とすることを可とする。

4) 保管された不法投棄物は、組合が処分するものとする。

5) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

6.8.9 河川清掃ごみストックヤード

本設備は、搬入される河川清掃ごみを保管するために設ける。

(1) 形式　　屋内ヤード

(2) 数量　　一式

(3) 構造　　〔　　〕

(4) 面積　　200 ㎡以上

(5) 特記事項

1) 搬入出車両の荷降ろし等の作業に対し頑丈な構造とする。また、積込みが容易となるよう計画する。

2) 河川ごみ搬入時以外に、将来保管が必要となる資源ごみのエリア別保管が可能となるよう、衝立等の間仕切りを計画する。

3) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

6.9　給水設備

場内各設備の維持管理に必要な給水設備であり、井水、雨水（プラットホーム清掃用）を使用する。

6.9.1 所要水量

給水量、排水量について、生活系（建築機械設備）、プラント用水、プラットホーム清掃水（建築機械設備）等用途別、水種別水量を設定すること。

6.9.2 特記事項

(1) 操作は全自動とし、各槽の水位及び必要な用水量、使用水量、温度は中央制御室にて指示、管理、記録するものとすること。揚水ポンプを除き、ポンプ類は、連続運転とし、空転対策を図り、ミニマムフローを設けること。予備用のポンプを有するものについては、原則として、自動交互運転とすること。

(2) 必要に応じ、機器冷却塔、高架水槽、薬中装置等、必要な機器を設置する。

(3) 機器冷却塔を設置する場合は、省エネ、低騒音型を選定すること。

6.10 排水設備

プラント排水（ピット汚水、床洗浄水他）は、必要な処理後、排除基準を満足した上で、境沢川に放流する。

6.10.1 排水処理装置

必要な処理方式を提案すること。

6.11 電気設備

本設備は、場内すべての設備で使用する電気の受電、変電及び配電するための設備で、受配電設備、負荷設備、無停電電源設備等から構成する。使用する電気設備は、関係法令、規格を遵守し、使用条件を十分満足するように合理的に省エネルギー形で設計・製作されたものとする。また、雷による諸設備への支障が生じないように、十分な避雷対策を行うものとする。

6.11.1 計画概要

(1) 電源計画

1) 電力は、ごみ焼却施設配電設備より高圧 6.6kV にて配電されるものとする。

2) ごみ焼却施設からごみ再資源化施設へ供給される電力量は 525kW である。SPC は、選択遮断時、全炉停止時を除き定常的に 525kW の電力を活用できるものとする。なお、次の場合に必要となる電力は、ごみ再資源化施設 SPC の負担とする。

① 本施設の消費電力量が事業者提案時よりも上回る場合に必要となる電力。

② SPC が各年度の業務開始前に提出する運転計画外日に本事業施設を稼動することで、ごみ焼却施設が電力会社等から電気を買うことになる場合の電力。

3) ごみ焼却施設の信号により負荷の選択遮断を行う際は、本施設も選択遮断の対象とする。そのため、下表に示す遮断条件にて自動遮断するよう計画する。

表 6-3　信号出力ケース

信号出力ケース	リサイクルセンターの遮断条件	信号取合条件
受電事故及び発電事故の場合	負荷合計を 100kW 以下に抑えるよう遮断	点数：1 点 場所：ごみ焼却施設 2 階の電気室に設置の高圧配電盤
デマンド警報時（第 1 段）	警報のみで遮断は不要	点数：1 点 場所：ごみ焼却施設 1 階の炉室に設置の共通信号伝送器盤(1)
デマンド警報時（第 2 段）	プラント分の負荷を全て遮断	点数：1 点 場所：ごみ焼却施設 1 階の炉室に設置の共通信号伝送器盤(1)

4) ごみ焼却施設とごみ再資源化施設の距離を考慮し、選択負荷遮断にかかる誤作動のない回路を構成する。また、基本的に取合接点は、無電圧接点とする。

5) ごみ再資源化施設の SPC は、ごみ焼却施設の SPC と選択遮断回路にかかる協議を十分に実施する。また、追加設備の具備にかかる費用は、ごみ再資源化施設 SPC が負担する。

6) SPC は、本施設の稼動中に使用可能な電力量である 525kW を上回らないよう消費量の制御を行う。

(2) 共通仕様

本設備の構成機器仕様については、本書によるほか以下によるものとする。

1) 官庁営繕「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」

2) 官庁営繕「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

3) 官庁営繕「公共建築設備工事標準図」

6.11.2 受配変電盤設備工事

(1) 高圧配電盤

1) 形式　〔　　〕

2) 数量　〔　　〕面

3) 主要取付機器　〔　　〕

(2) 高圧変圧器

1) プラント動力用変圧器

① 形式　〔　　〕

② 電圧　〔　　〕 kV/〔 〕V（3φ、3W）

③ 容量　〔　　〕kVA

④ 絶縁階級　〔　　〕種

2) 建築動力用変圧器盤

① 形式　〔　　〕

② 数量　1台

③ 電気方式　6kV／210V、3φ、3W

3) 照明用変圧器盤

①

② 形式　〔　　〕

③ 数量　1台

4) 非常用動力変圧器盤

① 形式　〔　　〕

② 主要項目

③ 電気方式　6kV/440V、3φ、3W

6.11.3 低圧配電設備

(1) 形式　鋼板製屋内閉鎖垂直自立形

(2) 数量　計〔　　〕面

1) 440V 用動力主幹盤　〔　　〕面

2) 200V 用動力主幹盤　〔　　〕面

3) 照明用単相主幹盤　〔　　〕面

4) その他配電盤　〔　　〕面

(3) 主要取付機器を明示する

6.11.4 動力設備工事

(1) 動力制御盤

1) 形式　鋼板製屋内閉鎖垂直自立形

2) 数量　計〔　　〕面

① 動力制御盤　〔　　〕面

② 非常用動力制御盤　〔　　〕面

③ その他必要なもの　〔　　〕面　(盤毎に明記)

(2) 現場制御盤

1) 形式　〔　　〕

2) 数量　〔　　〕面

3) 主要取付機器　〔　　〕

(3) 現場操作盤

1) 形式　〔　　〕

2) 数量　〔　　〕面

3) 主要取付機器　〔　　〕

(4) 中央監視操作盤(計装設備に含む)

(5) 電動機

1) 定格

電動機の定格電圧、定格周波数は、電気方式により計画するものとし、汎用性、施工性、経済性等を考慮して選定する。また、高効率型を採用すること。

2) 種類

電動機の種類は、主としてかご型３相誘導電動機とし、その形式は下記適用規格に準拠し、使用場所に応じたものとする。

① JIS C 4034　回転電気機械通則

② JIS C 4210　一般用低圧三相かご型誘導電動機

③ JEC　2137　誘導機

④ JEM　1202　クレーン用全閉巻型巻線型低圧三相誘導電動機

3) 電動機の始動方法

始動時の電源への影響を十分考慮して決定すること。

(6) ケーブル工事

配線の方法及び種類は、敷地条件、負荷容量、電圧降下等を考慮して決定する。

1) 工事方法

ケーブル工事、金属ダクト工事、ケーブルラック工事、金属管工事、バスダクト工事、地中埋設工事など、条件に応じ適切な工事方法とする。

2) 接地工事

接地工事は、電気設備基準に定められている通り、A 種、B 種、C 種、D 種接地工事等の接地目的に応じ適切な工事方法とする。

3) 使用ケーブル

① エコケーブルを原則とする。

② 高圧用(最高使用電圧 6.0kV)　EM－CE ケーブル、EM－CET ケーブル

③ 低圧動力用(最高使用電圧 600V)　EM－CE ケーブル、EM－CET ケーブル

④ 制御用(最高使用電圧 600V)　EM－CEE ケーブル、EM－CEES ケーブル

⑤ 接地回路他(最高使用電圧 600V)　EM－ＩE ケーブル

⑥ 高温場所(最高使用電圧 600V)　耐熱電線、耐熱ケーブル

⑦ 消防設備機器(最高使用電圧 600V)　耐熱電線、耐熱ケーブル

6.11.5 非常用発電装置

受電系統の事故等による停電時に、ごみ搬入受入に関わる各装置、生活系揚水ポンプ、消火栓ポンプの運転等を確保できる容量をもつ非常用発電装置を設置する。

(1) 原動機

1) 形式　〔　　〕

2) 数量　1 基

3) 主要項目

① 出力　〔　　〕PS

② 燃料　灯油

③ 起動方式　〔　　〕

④ 冷却方式　〔　　〕

4) 特記事項

低騒音型を選定すること。

(2) 発電機

1) 形式　〔　　〕

2) 数量　1 基

3) 主要項目

① 容量　〔　　〕kVA

② 電圧　〔　　〕V

③ 力率　〔　　〕%

④ 回転数　〔　　〕min-1

4) 特記事項

① 非常用負荷の内訳を明記すること。

② 常用電源喪失後 10 秒以内に、自動的に所定の電圧を確立できるものとする。

6.11.6 無停電電源装置

本装置は、直流電源装置、交流電源装置で構成され、全停電時、30 分以上供給できるものとする。

(1) 直流電源装置

本装置は、受配電設備の操作電源、制御電源、表示灯及び交流電源装置の電源として設置する。

1) 形式　〔　　〕

2) 数量　〔　　〕面

3) 主要項目

① 充電器形式　　〔　　〕

② 入力　　AC3 相 440 V、 60 Hz

③ 出力　　DC　〔　　〕V、〔　　〕A

4) 蓄電池

① 型式　　〔　　〕

② 容量　　〔　　〕Ah（1 時間率）

③ 数量　　〔　　〕セル

④ 定格電圧　　〔　　〕V

⑤ 放電電圧　　〔　　〕V

⑥ 放電時間　　〔　　〕min

6.11.7 交流電源装置

本装置は、受変電設備の操作電源、電子計算機、計装機器の交流無停電電源として設置する。

(1) 形式　　〔　　〕

(2) 数量　　〔　　〕面

(3) 主要項目

1) 1 次電圧　　DC 100 V

2) 2 次電圧　　AC 100 V

3) 出力　　〔　　〕kVA

(4) 特記事項

無停電電源負荷の内訳を明記すること。

6.12 計装設備

必要な中央監視盤、操作盤を設け、要所に ITV 設備を配すること。ITV 画像信号の一部は、工場棟の管理事務室へ送るものとする。

6.12.1 計画概要

(1) 本設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的かつ迅速に行うことを目的としたものである。

(2) 本設備の中枢をなすコンピュータシステムは、危険分散のため主要部分は二重化し、各設備・機器の集中監視、操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うものとする。

(3) 制御システムは、PLC＋SCADA とする。

(4) 工場の運転管理及び運営管理に必要な情報を各帳票類に出力するとともに、運営管理及び保全管理に必要なデータを作成するものである。

(5) 本施設の警備・防犯は、機械警備を基本とし、SPC は、工事請負業者と設計段階から設置にかかる調整を十分に行う。

6.12.2 計装制御計画

(1) 一般項目

1) システム構成

① マイクロコンピュータによる分散型電子計算機制御システムとする。

② ハードウェア及びソフトウェアは、機能追加等拡張性の容易なシステムとする。

2) オペレーションシステム

中央監視操作は、監視・操作の容易化を図り、マンマシンコミュニケーションを円滑に行うため、オペレータコンソール、液晶モニタ等を効果的に活用する。また、工場内の各設備のデータ表示、設定変更及び運転監視を集中的に行うための設備を整備すること。

3) バックアップ機能

監視用液晶モニタの故障が、システム全体に波及するのを防止するため、原則としてオペレーション用液晶モニタ及び PLC 用 CPU の二重化を行い、信頼性の向上を図るものとする。また、商用電源停電時においても、無停電電源装置により計装電源を確保し、監視制御ができるものとする。

(2) 計装監視機能

自動制御システム及びデータ処理設備は、以下の機能を有する。

1) 2 種の回転破砕機運転状況の表示

2) 圧縮梱包機等、主要機器の運転状況の表示

3) 受変電設備運転状態の表示・監視

4) 主要電動機電流値の監視

5) 機器及び制御系統の異常の監視

6) その他運転に必要なもの

(3) 自動制御機能

1) 高速回転破砕機、負荷制御（供給コンベヤ速度制御）

2) 低速回転破砕機、負荷制御（供給コンベヤ速度制御）

3) 動力機器制御

4) 発停制御

5) 交互運転

6) その他

7) データ処理機能

8) 品目毎のごみ搬入データ

9) 選別搬出物品目毎の搬出データ、最終処分用搬出データ

10) 破砕機、圧縮処理設備、手選別コンベヤ品目ごとの運転時間

11) 電力量管理データ

12) 各種プロセスデータ

6.12.3 計装機器

(1) 一般計装センサー

以下の計装機能を必要な個所に適切なものを計画する。

1) 重量センサー等

2) 回転計等

3) 電流、電力、電圧、電力量、力率等

4) レベル計等　その他必要なもの

(2) 大気質測定機器

1) 集じん排気中粉じん濃度計

① 形式　〔　　〕

② 数量　1 基

③ 測定範囲　〔　　〕

2) 防爆排気中粉じん濃度計

① 形式　〔　　〕

② 数量　1 基

③ 測定範囲　　〔　　〕

(3) ITV 装置

1) カメラ設置場所

以下を参考とし、管理面で効果的な配置計画とする。

表 1-4　カメラ設置場所（参考）

記号	監視対象	台数	種別	雲台	レンズ	ケース
A	破砕機供給コンベヤ	2	カラー	電動	自動焦点	水冷
B	粒度選別機内部	1	カラー	電動	ズーム	全天候
C	圧縮機ローラコンベヤ	4	カラー	電動	ズーム	防じん
D	手選別コンベヤ	3	カラー	固定	標準	防じん
F	破砕機内部	2	カラー	電動	ズーム	防じん
G	可燃物直送コンベヤ	2	カラー	電動	ズーム	防じん
H	貯留ヤード	5	カラー	固定	広角	全天候
I	プラットホーム	1	カラー	固定	標準	防じん
J	自己搬入物ストックヤード	1	カラー	固定	標準	防じん

2) モニタ設置場所

以下を参考とし、管理面で効果的な配置計画とする。

表 1-5　モニタ設置場所（参考）

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
中央制御室	1	カラー	〔　　〕インチ	A	切替
	1	カラー	〔　　〕インチ	B	
	1	カラー	〔　　〕インチ	C	画面分割
	1	カラー	〔　　〕インチ	D	画面分割
	1	カラー	〔　　〕インチ	E、F	切替
	1	カラー	〔　　〕インチ	G	切替
	1	カラー	〔　　〕インチ	H	画面分割
	1	カラー	〔　　〕インチ	I	
	1	カラー	〔　　〕インチ	J	
工場棟事務室	1	カラー	〔　　〕インチ	A～K	切替

3) 特記事項

① カメラ取付位置の必要な個所は画像撮影用照明を設ける。

② ごみ焼却施設中央制御室に、要部画像を送信する。

③ 施設の運転管理上必要と思われる場所及び試運転の段階で必要性が確認された場所については、ITV 監視設備を追加する。

(4) 環境モニタ

施設入口等に環境モニタを設置し、環境保全状況を表示する。

6.12.4 システム構成

本施設の機能を効果的に発揮できるシステム構成を構築するものとし、設計に当たっては、安全性、制御性、信頼性を十分考慮する。

(1) オペレータコンソール

1) 形式　　デスクトップ型

2) 数量　　〔　　〕基

3) 主要項目　　〔　　〕

(2) プロセス制御ステーション

1) 形式　　鋼板製屋内閉鎖自立型

2) 数量　　〔　　〕基

3) 主要項目　　〔　　〕

① 帳票プリンタ形式　　〔　　〕

② メッセージプリンタ形式　　〔　　〕

③ カラーハードコピー機形式　　〔　　〕

6.12.5 計装項目

(1) 計装項目の設定

1) 運転管理、施設維持管理のため、必要な項目はすべてカバーする。

2) 機器の異常発生時、その上流側の機器のインターロックをとるなど、安全側にはたらくことを基本とする。

3) 計装項目のうち必要なものは工場棟事務室でも管理可能とする。

(2) 計装用空気圧縮機（必要に応じ）

1) 形式　　スクリュー式

2) 数量　　1 基

3) 主要項目

① 吐出量　　〔　　〕m^3/min

② 吐出圧力　　〔　　〕kPa

③ 空気槽容量　　〔　　〕m^3

④ 操作方式　　自動、遠隔現場手動

⑤ 電動機　　〔　　〕 V×〔　　〕 P×〔　　〕kW

⑥ 付属品　　油水分離、アフタクーラ、安全弁、他

(3) 特記事項

1) 計装設備所要圧縮空気供給源として、必要な容量を備えたものとする。

2) 脱湿は、所定の容量と性能を確保する。

3) レシーバタンクを設け、変動に対処できるものとする。

6.12.6 計量システム

(1) 計量システムの計画に当たっては、ごみ焼却施設でのシステム構成及び帳票等の形式を考慮の上、ごみ再資源化施設にて集計するデータ統合の便宜を図る他、各システム間での互換性の確保に努める。

(2) 計画に当たっては、御殿場市の会計規則の内容を遵守し、必要な設備類については、6.2.1 を参照すること。

6.13 雑設備

6.13.1 コンテナ自動洗浄装置

本装置は、空コンテナ（ビン、カン）を、連続的に自動洗浄するものである。洗浄後は、乾燥、点検、整理の後、パレット保管（一時保管）される。

(1) 形式　　温水又は薬剤洗浄式

(2) 数量　　1　基

(3) 主要項目

1) 能力　　〔　　〕ケース/h

2) 操作方式　　現場及び遠隔自動

(4) 特記事項

1) 点検、補修が容易に行える構造とする。

2) 形式は、コンテナに適したものを選定すること。

3) 緊急停止装置を設置すること。

4) 洗浄部の材質はステンレス製とする。

5) 洗浄対象は、ビン用コンテナ（御殿場市及び小山町共通）、カン用コンテナ（御殿場市のみ）とする。

6) カン用のコンテナは、御殿場市における各所の集積場より収集し定期的に工場棟に搬入するものとする。

6.13.2 バグフィルタ

本設備は、工場棟内のダスト類を捕集するために設ける。

(1) 形式　　自動逆洗式バグフィルタ

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 処理能力　　〔　　〕㎥/min

2) ろ過面積　　〔　　〕㎡

3) 構造・材質　　〔　　〕

4) 逆洗方式　　〔　　〕

(4) 送風機

1) 形式　　〔　　〕

2) 数量　　〔　　〕基

3) 主要項目

① 風量　　〔　　〕㎥ N/h

② 風圧　　〔　　〕kPa(20℃において)

③ 回転数　　〔　　〕rpm

④ 主要部材　　〔　　〕

⑤ 電動機　　〔　　〕V×〔　　〕P×〔　　〕kW

⑥ 操作方式　　現場手動

6.13.3 リサイクルセンター用サイクロン

本設備は、リサイクルセンター内のダスト類を分離捕集するために設ける。

(1) 形式　　モノサイクロン

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 吸引能力　　〔　　〕m^3/min

2) 主要材質　　SS400

3) 操作方式　　遠隔手動、現場手動

6.13.4 脱臭装置

本設備は、リサイクルセンター内の臭気対策のために設ける。

(1) 形式　　活性炭脱臭式

(2) 数量　　1 基

(3) 主要項目

1) 主要材質　　〔　　〕

2) 操作方式　　遠隔自動、現場手動

6.13.5 薬剤噴霧装置

(1) 形式　　薬剤噴霧式（可搬式）

(2) 噴霧薬剤　　消臭剤

(3) 数量　　1 基

6.13.6 吸引フード、ダクト

本設備は、吸引した空気を設備に導き施設外に排気するために設ける。

(1)　形式　　〔　　〕

(2)　数量　　一式

(3)　主要項目　　〔　　〕

6.13.7 メンテナンス用ホイスト

本設備は、工場棟内の設備の保守点検を行うために、必要箇所に設ける。

(1) 形式　　ホイストクレーン又は電動チェーンブロック

(2) 数量　　〔　　〕基

(3) 設置用途

1)〔　　〕

2)〔　　〕

3)〔　　〕

4)〔　　〕

5)〔　　〕

6)〔　　〕

(4) 特記事項

1) 対象機器の保守、点検、分解、及び部材の搬出入を十分考慮し適切な位置に計画する。

2) 上記作業を考慮の上、巻上、揚程、速度を決定する。

6.13.8 工事説明用パンフレット

本設備は、周辺住民に工事内容について説明することを目的に設けるもので、リサイクル施設を含む施設全体を網羅するものとする。

(1) 形式　　A4 カラー版

(2) 数量　　1,000 部

(3) 特記事項

1) 掲載内容は、本施設の工事内容、工期、工事工程、施設整備経過、完成図を基本とする。

2) 組合民及び近隣住民への説明に使用することを念頭に説明内容を構成とする。

6.13.9 ごみ再資源化施設の映像学習教材

本設備は、ごみ焼却施設の研修室において、見学者が本施設を映像学習するために作成する。

(1) 形式　　ブルーレイディスク等の記憶メディア

(2) 数量　　2 枚

(3) 特記事項

1) 映像は、ごみ焼却施設の研修室にて上映する。

2) 映像内容は、建設工事紹介の他、 施設紹介を含める。

3) 組合民及び近隣住民への説明に使用することを念頭にわかりやすい構成とする他、シンボルキャラクターを起用する等、見学者の理解度向上や楽しみの創出に配慮する。

7. 粗大廃棄物処理場等の解体工事

7.1 基本事項

(1) 粗大廃棄物処理場（約 0.69ha）及び前処理施設（約 0.48ha）は、平成 29 年 9 月 30 日までに解体し、その機能を本施設に移管すること。

(2) 解体工事の範囲は、①平成 27 年 4 月 1 日から本施設の供用開始に必要な範囲と②供用開始後に解体工事を行い供用開始後整備施設の範囲に区分する。

(3) SPC は、①の工事を実施した後も既存施設の機能が維持されるよう、代替設備の整備及び既存施設の配置変更等、必要な措置を講じる。なお、本施設の供用開始後に解体する②の範囲については、本施設の整備期間に継続利用することを可とする。

(4) 解体にあたっては、各種関係法令を遵守すること。また、既存施設の活用範囲については、組合と十分に協議を行うこと。

(5) 解体対象施設の解体により必要となるユーティリティ管路（水道管、ケーブル管）等については、適宜付け替え及び縁切りを行い、解体工事後にも継続して稼動する御殿場市一般廃棄物最終処分場の水処理施設の稼動に影響がなきようにする。

(6) 粗大廃棄物処理場への、粗大ごみ受入状況は、別紙 5 に示すとおりである。

7.2 解体施設の概要

(1) 御殿場市粗大廃棄物処理場

1) 総面積　　約 6,950 ㎡（別紙 1 参照）

2) 主要設備

① 計量機　　2 基（入口用、出口用）

② 破砕機　　三軸ロール式破砕機（4.51t/5h）

③ ストックヤード

④ その他　　コンテナ類　ほか

3) その他　　施設構成の詳細は別紙 6 参照

(2) 御殿場市一般廃棄物最終処分場　前処理施設

1) 総面積　　約 4,810 ㎡

2) 主要設備

① 破砕機　　衝撃剪断併用回転破砕機（9t/5ｈ）

② 貯留バンカ（4m3）　4 基（可燃残さ、不燃残さ、鉄、非鉄用）

③ その他

7.3 遵守事項

本節に記載なき事項は、第 1 章の内容を遵守すること。

7.3.1 解体工事の現場管理

SPC は、解体工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置する。その他、1.4.5 の内容を遵守すること。

7.3.2 廃棄物の処分

(1) 工事から発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基き適正に処理し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、事業者の責任において行う。

(2) 発生する廃棄物の処分先については、予め組合の確認を受けるものとする。

(3) 場外処分を行う場合には、搬出先の受入れ証明書及び廃棄物処理許可証（マニフェスト）の写しを提出する。

7.3.3 建設資源

(1) 工事から発生する対象物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基き適正に再資源化する。

(2) 必要となる届出等についても遅滞なく実施し、あらかじめ組合の確認を受けるものとする。

7.3.4 検査、点検及び分析等

(1) 要求水準書で特記のない限り、分析、試験は事業者の責任で行うものとする。

(2) ただし、対象供試体の採取、取り外し及び工事場所での試験には組合の立会を求めなければならない。分析は公的資格を有する第三者機関によるものとし組合の確認を受けるものとする。

7.3.5 関連施設との調整

工事車両動線には十分考慮し、供用を開始したの工場棟への搬入車両（一般者を含む）に支障が生じないよう、組合と協議の上、解体計画を決定する。

7.3.6 工事中における周辺環境保全及び事故防止

工事中において、周辺道路、民家、田畑等へのほこり土砂等の飛散、流出に注意するとともに定期的に道路及びその周辺の清掃を行い、周辺環境の保全及び工事に伴う事故を防止する。

7.3.7 工事期間中に発生する排水の処理及び流出防止

(1) 工事期間中に発生する排水（解体物に接触した雨水を含む。）は、適切に処理するものと

する。

(2) 処理した排水については、関係法令以下であることを確認し、確認できない場合は適正に処理する。

(3) 工事期間中に発生する排水を極力少なくするため、解体中は、雨水にさらされる箇所、期間を極力少なくする。

7.3.8 その他

(1) 事業者が本書の定めを守らぬため生じた事故は、たとえ検査終了後であったとしても事業者の負担において処理しなければならない。

(2) 周辺通行道路の家屋等に対し、工事に伴う影響診断を行い、影響があると認められる場合は、事業者の負担において対応する。

7.4 工事条件

7.4.1 解体・撤去物の処理

解体・撤去物は各法令に基づいて適切な処理処分を行う。

7.4.2 関係法令等の遵守

「1.2.2　関係法令等の遵守」に示す内容を基本とする。

7.4.3 工事施工計画及び実施設計

解体・撤去工事に係る工事施工計画及び実施設計は、本書に基き実施する。

7.4.4 施工

施工に当たっては関係法令を遵守し、解体処分の適正化を図るとともに、次の事項に留意する。また、工事施工計画書を事前に提出し、組合の確認を受けるものとする。

(1) 周辺対策

1) 公害防止関係法令、諸規則などを遵守し、周辺環境保全に十分に配慮する。

2) 発生材及び資機材等の搬出入による交通渋滞や事故が発生しないように配慮する。また、道路の汚れ防止のため出入口に泥落し装置を設置する。

3) 粉じん等が飛散しないよう、目張りシート、防音パネル等による十分な対策を講じる。仮設足場及び防音パネルの設置期間は、付着物の除去作業に入る前から解体工事完了までを原則とする。

4) 土壌等に汚染水が流出しないよう防液堤などを設けて汚染防止する。

(2) 災害防止

1) 工事中の危険防止対策を十分に行い、また労働者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

2) 工事中の危険防止対策を十分に行い、作業員の安全教育を徹底し、労働災害の内容に努めるとともに、関係者以外の立入を禁止する。

3) 仮囲い、出入口ゲート、仮設の照明、換気集じん等危険防止設備を施し、災害の防止に努める。

(3) 現場管理

資材置場・搬入搬出路・仮設事務所などの設置・管理等については組合と十分協議する。

(4) 復旧

1) 解体対象以外の設備、既存物件等の破損、汚染防止に努め、万一事業者の責により損傷、汚染が生じた場合は、事業者の負担で速やかに復旧する。

2) 工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合も、事業者の負担で速やかに復旧等の処置を行うものとする。

(5) 仮設用水、仮設電気等

工事に必要な仮設用水、仮設電気等は、組合と協議の上、施工計画書を作成し確認を受けるものとする。

(6) 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、組合に資格者の証明の写しを提出する。また、各資格を有する者が施工しなければならない。

(7) 工事関係車両の経路

解体工事に伴う工事関係車両の車両については、組合の指示を受け、車両運行計画を提出し組合の確認を受け運行させる。なお組合の指示に従い、工事用地の出入口等には交通誘導員を配置する。

(8) 跡地利用

解体工事後の跡地は、保管施設や緑地、駐車場などの外構を配置し、積極的な利用を図ること。

7.5 解体工事の完了

解体工事の完了は、供用開始後整備施設にかかる工事をすべて終了し、完成図書が完備した上で、工事完了検査を終了し、指摘事項のない状況となった時点とする。

第Ⅱ編　運営編

8. 総　則

「本書　運営編」（以下、「本書」という。）は、御殿場市・小山町広域行政組合（以下、「組合」という。）が発注する、ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業（以下「本事業」という。）の運営業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

8.1　業務概要

8.1.1 運営業務の目的

本業務は、御殿場市及び小山町におけるリサイクル施策を推進すべく、本事業施設を安心及び安全に運営することを目的とする。

8.1.2 業務名

ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業　運営業務

8.1.3 施設規模

第Ⅰ編　1.1.3 に示すとおり。

8.1.4 運営施設の条件

第Ⅰ編　1.1.3 に示すとおり。

8.1.5 業務期間

(1) 本施設での業務開始	平成 29 年 4 月 1 日
(2) 本事業施設の業務開始	平成 29 年 10 月 1 日
(3) 業務終了	平成 47 年 3 月 31 日

8.1.6 ユーティリティ条件

第Ⅰ編　2.4　に示すとおり

8.2 施設運営にかかる基本方針

SPC は、本業務の実施に当たり、第Ⅰ編　2.1 の他、次の基本方針を遵守する。

(1) 施設の持つ性能を発揮させ、御殿場市及び小山町から発生する廃棄物の処理を実施する。

(2) 安定稼働を実現し、施設の安全性を確保する。

(3) 施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を図る。

(4) 環境負荷等の低減に努め、周辺の住民の信頼と理解、協力を得る。

(5) 大震災時には、周辺住民の避難拠点としての機能を果たす他、ごみ焼却施設の運営事業者と協力の上、災害ごみの処理を可能とする。。

(6) 組合と協働し、業務を実施する。

8.3 一般事項

8.3.1 本書の遵守

本事業の実施主体である特別目的会社（以下、「SPC」という。）は、本業務期間中、本書に示す内容を遵守し、組合が要求するサービス水準が満たされるように、関係主体と必要な調整を実施の上、本業務にあたる。

8.3.2 関係法令等の遵守

運営に当たっては、第Ⅰ編　1.2.2　に示す関係法令等を遵守する。

8.3.3 組合への報告・協力

(1) SPC は、本業務に関して組合が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力する。

(2) SPC は、定期的な報告は、「第 8 章　情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は本節の「9 緊急時対応」に基づく。

8.3.4 関係官庁への報告・届出

組合が、関係官庁へ報告、届出等を必要とする場合組合の指示に従い、SPC は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をする。なお、関連する経費は全て SPC が負担するものとする。

8.3.5 組合の検査

本業務の履行状況については、組合が適宜、立ち入り検査を行う。その場合の検査又は監査に、SPC は全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

8.3.6 関係官公署の指導等

SPC は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従う。

8.3.7 労働安全衛生・作業環境管理

(1) SPC は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備する。

(2) SPC は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告する。

(3) SPC は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

(4) SPC は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、作業員に使用させる。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態を維持する。

(5) SPC は、本事業施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図る。

(6) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図る。

(7) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は組合と協議の上、施設の改善を行う。

(8) SPC は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業員に対して健康診断を実施し、その結果及びその結果に対する対策について組合に報告する。

(9) SPC は、作業員に対して、定期的に安全衛生教育を行う。

(10) SPC は、安全確保に必要な訓練を定期的に行う。訓練の開催については、事前に組合の参加について連絡し協議する。

(11) SPC は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ。

(12) 施設の安全停止については、マニュアル化及び定期的な訓練等を行い迅速な対応に努める。

8.3.8 緊急時対応

(1) SPC は、地震等による災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、来場者等を適切に誘導するとともに作業員の避難等人身の安全を最優先する。

(2) SPC は、人身の安全を確保した後、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

(3) SPC は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、早急に処理継続のための応急対応を行った後、本事業施設を復旧し、廃棄物の適正処理を継続すること。なお、作成した緊急対応マニュアルは組合からの指示のほか、必要に応じ改善すること。

(4) SPC は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防組合等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告する。

(5) SPC は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し組合の参加について協議する。

(6) 事故が発生した場合、SPC は直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し組合に提出する。

8.3.9 急病等への対応

(1) SPC は、本事業施設への搬入者、作業員の急な病気・けが等に対応できるように簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備する。

(2) SPC は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備する。

(3) SPC は、AED を本事業施設に設置する。

8.3.10 災害発生時の協力

(1) SPC は、震災、風水害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、SPC はその処理又は処分に協力する。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

(2) SPC は、大震災時に備え、必要な物資の備蓄を行い必要時に活用する他、災害ごみ処理をはじめ、組合の指示する必要な支援を実施すること。

8.3.11 地元雇用

SPC は、本業務の実施に当たり、御殿場市民及び小山町民を優先的に雇用する。

8.3.12 障がい者雇用

SPC は、本業務の実施に当たり、積極的な障がい者雇用に努める。

8.3.13 作成書類・提出資料

SPC は、各業務を開始する前に、必要な事項を記載した運営業務計画書を、運営開始前に組合に提出し確認を受ける。運営業務計画書の構成は、次のとおりとし、毎年度の業務開始前に必要な更新又は修正を施した運営業務計画書を提出し、組合の確認を受ける。

(1) 受入、受付管理業務実施計画

(2) 運転管理業務実施計画

1) 業務実施体制表

2) 月間運転計画、年間運転計画

3) 運転管理マニュアル

4) 施設日報・月報・年報等を含む。

(3) 維持管理業務実施計画

1) 業務実施体制表

2) 調達計画

3) 点検及び検査計画

4) 補修及び更新計画

5) 施設保全マニュアル

6) 安全作業マニュアル等を含む。

(4) 環境管理業務実施計画

1) 環境保全基準

2) 環境保全計画

3) 作業環境保全基準

4) 作業環境保全計画

5) 環境管理記録等を含む。

(5) 情報管理業務実施計画

1) 各種報告書様式

2) 各種報告書提出要領等を含む。

(6) その他関連業務実施計画

1) 来場者対応要領及び体制

2) 住民対応要領及び体制

3) 清掃要領及び体制

4) 防火管理・防災管理要領及び体制

5) 施設警備防犯要領及び体制

6) 各種記録等を含む。

(7) 運営に関するマニュアル類

1) 緊急対応マニュアル

2) 個人情報保護マニュアル等を含む。

8.4 運営条件

8.4.1 運営に関する図書

運営は次に基づいて行う。

(1) 事業契約書

(2) ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業　要求水準書

(3) ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業　提案書

(4) その他組合が指示するもの

8.4.2 提案書の変更

SPC は、提出された運営に関する提案書の内容は原則的に変更できない。ただし、本業務期間中に本書と適合しない箇所が発見された場合には、SPC の責任において、組合の要求するサービス水準を満足させる変更をする。

8.4.3 本書の記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書（以下、「本書」という。）に記載ある事項は、組合が要求するサービス水準を示すものであるが、それ以上のサービス水準向上を目的とした SPC 独自の提案を妨げるものではない。よって、本書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮し組合が要求するサービス水準を満足するため、当然必要と思われるものについては、全て SPC の責任において補足・完備させる。

(2) 参考図書の扱い

本書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものであるので、SPC は「（参考）」と記載されたものについて、SPC の責任により補足・完備させなければならない。

(3) 契約金額の変更

前記した(1)、(2)の場合、契約金額の増額等の手続きを行わない。

8.4.4 本事業施設の引渡し条件

SPC は、本業務期間終了後において、次の要件を満たし、本施設を組合に引き渡す。なお、引渡に要する費用は、SPC が負担する。

(1) 本施設の性能に関する条件

1) 本書に示す基本性能が確保されており、本書に記載のある業務を継続して実施するため、本施設を使用することに支障のない状態である。

2) 建物の主要構造部に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態である。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。

3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態である。ただし、

継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。

4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの。）を満たしている。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む。）については除く。

5) 引渡しの前に行う検査から、施設の性能が確保されていることを、以下に示す方法にて確認し、組合の確認を得る。

① SPC は、本書　第 I 編 1.8 に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認する。

② SPC は、全ての設備（機械設備、土木・建築設備等（本書　第 I 編 第 3 章～第 6 章を含む。））について、次の確認を行う。

a）内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査。）

b）汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がない。

c）浸水、漏水等がない。

d）その他、異常がない。

③ 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む。）

a）異常な振動、音、熱伝導等がない。

b）開口部の開閉、可動部分等が正常に動作する。

c）各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮している。

d）その他、異常がない。

(2) 本業務の引継ぎに関する条件

1) SPC は、組合が本業務を継続して実施するために組合及び組合が指定する者へ業務の引継ぎを行う。

2) 引継ぎ項目は、本事業施設の取扱説明書（本業務期間中における修正・更新内容も含む。）、本書、契約書に基づき、SPC が作成する図書に記載されている内容を含む。

3) 引継ぎに係る運転指導は、本業務期間中に実施することとし、SPC は終了日から逆算して運転指導日程を計画する。

4) 机上研修、現場研修、実施研修を含め、運転指導を実施する。

5) 運転指導は、必要な資格を有する者が実施する。実施に際しては組合に、指導者の保有資格や業務経歴等を記載した指導者リストを提示し承認を得る。

6) 教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ SPC が作成し、組合の確認を受ける。

(3) その他

1) 本業務終了時における、上記以外の引渡し詳細条件は、組合と SPC の協議により決定する。なお、協議は事業が終了する 5 年前までに開始する。

2) 本業務終了後における本事業施設の扱いは、本業務が終了する 5 年前までに協議を開始

する。

9. 全体計画

9.1 ごみの種類

処理対象物は、次に示すとおりである。

(1) 破砕・選別対象

1) 不燃ごみ

2) 粗大ごみ（可燃性又は不燃性）

(2) 資源物選別対象

1) ビン

2) カン（アルミカン、スチールカン）

3) ペットボトル

(3) 保管対象

1) 可燃残さ（SPC が、ごみ焼却施設へ運搬する。）

2) 不燃残さ（SPC が、最終処分場へ運搬する。）

3) 金属類

（破砕鉄類、破砕アルミ類、圧縮・成型カン、不燃ごみ・粗大ごみ処理系列より選別される金属類、金属回収される金属類）

4) 色別カレット

5) 生きビン

6) 圧縮・梱包ペットボトル

7) 小型家電類

8) 有害ごみ（廃乾電池、蛍光管、ライター、水銀体温計）

9) スプレーカン

10) 処理困難物

11) その他（河川清掃ごみ、不法投棄物等）

9.2 計画処理量

第Ⅰ編　設計・建設編　2.2.3　及び入札説明書を参照する。

9.3 計画ごみ質

第Ⅰ編　設計・建設編　2.2.4　を参照する。

9.4 車両仕様

第Ⅰ編　設計・建設編　2.5　を参照する。

9.5 公害防止基準

第Ⅰ編　設計・建設編　2.8　を参照する。

9.6 環境保全対策

公害防止関係法令等に適合するとともに、第Ⅰ編　設計・建設編　2.8　に示す公害防止条件を遵守するものとする。

9.7 作業環境保全

本事業施設の運営に関し、作業の安全と作業環境保全を十分留意する。

9.8 本事業施設の基本性能

本書に示す基本性能とは、本業務開始時に本事業施設の各設備が備え持つ、施設としての性能である。具体的には、本施設の正式引渡し時点に確認される性能であり、SPC は、本業務期間中にわたり、この基本性能を維持し本業務を実施する。

10. 運営体制

10.1 業務実施体制

(1) SPC は、運営業務の実施に当たり適切な業務実施体制を整備する。

(2) SPC は、整備した業務実施体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

10.2 有資格者の配置

(1) SPC は、本業務を行うに当たり、必要な有資格者を配置する。

(2) なお、関係法令、関係官庁の指導等を厳守する範囲内において、有資格者は兼務することは可能とする。

(3) SPC は、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理施設技術管理者を配置する。

(4) SPC は、電気設備の設計及び建設を監督するため、設計の必要な段階から電気主任技術者を配置する。

(5) SPC は、本事業が PFI 方式（BTO 方式）として実施されることを念頭に、本事業施設の保安規程と各種届出を行う他、工事から運営に至るまで一貫して責任を持ち、自主保安体制の確立、電気事業法の技術基準を遵守し、保安の維持を行うものとする。

(6) 本事業施設に配置する電気主任技術者は、ごみ焼却施設の電気主任技術者と連携の上、運営にあたり必要となる施設の保守等を実施する。

10.3 連絡体制

SPC は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備し報告する。なお、体制を変更した場合速やかに組合に報告する。

11. 廃棄物の受入業務

SPC は，本書に示す基本性能を十分に発揮し、本業務の基本方針を実現し、受入業務を行う。受入に際しては、第 I 編 2.5 に示す搬入条件、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び提案書等の内容を遵守する。

11.1 受付及び廃棄物の計量

(1) SPC は、計量棟にて、廃棄物、薬剤・燃料等を搬入又は、資源物（鉄類、アルミ類、圧縮・成型かん、圧縮・成型ペットボトル、カレット、生きびん、古紙類）、有害ごみ、ごみ焼却施設にて処理可能な可燃物、最終処分場にて処分可能な不燃物、搬入禁止物（危険物を含む。）等を搬出する車両の計量受付をし、その記録を管理する。

(2) SPC は、直接ごみを搬入しようとする者（個人又は一般事業者）に対し組合が定める搬入基準を満たしていることを確認する。直接搬入されるごみが、搬入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。

(3) 搬入基準は、毎年度組合に確認する。

11.2 案内・指示

(1) SPC は、本事業施設に搬入された廃棄物が安全に搬入されるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を案内・指示する。

(2) 粗大ごみを直接搬入しようとする者に対しては、計量棟での計量及び案内の他、粗大ごみ回収所までの順路について案内する。

(3) 案内・指示に当たっては、誘導員を配置する。また、搬入車両の多い時期は、誘導員を増員する。

(4) 本事業用地に、搬入車両が渋滞する場合には、場外の交通整理を実施し、搬入車両が公道にはみ出さないようにする。

11.3 料金徴収

(1) SPC の職員は、本事業施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者（個人又は一般事業者）から、組合が定める料金を組合に代わり徴収する。

(2) 組合に代わり徴収した料金は、組合が指示する方法により、組合へ引き渡す。

(3) 後納料金については、その搬入記録を管理し、請求額に誤りのないよう組合の示す方法により報告する。

(4) 事業務終了後に徴収及び料金の引渡が発生する場合は、組合と協議する。

11.4 受付時間

(1) SPC は、組合の定める受付時間内（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）に、計量棟に

おいて受付を行う。なお、時間外であっても、時間内に待車した車両及び組合が関与する緊急かつ一時的な受入については対応する。

(2) SPC は，受付時間外についても組合が事前に指示する場合は、受付業務を行う。

(3) 受付時間は、次のとおりとする。

1) 平日は、午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分まで受入する。

2) 土曜日は、午前 8 時 30 分～午前 11 時 45 分まで受入する。

3) 祝日は、午前 8 時 30 分～午前 11 時 45 分まで受入する。ただし、協議した祝日のみとし、粗大ごみの受入は除く。

4) 毎月の最終日曜日は受入する。また、12 月は、28 日以前の直近の日曜日までは受入する。

5) 12 月 29 日～1 月 3 日までの 6 日間は、受け入れしない。

12. 運転管理業務

SPC は、本書に示す基本性能を十分に発揮し、本業務の基本方針を実現し、運転管理業務を実施する。また、業務に際しては、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び提案書等の内容を遵守する。

12.1 計画処理量

本事業施設での計画処理量は、第Ⅰ編　2.2.4　に示されたごみ質に対し、第Ⅰ編　2.2.3 に示すごみの処理及び保管を可能とする。

12.2 年間運転日数

本事業施設の年間運転日数は、240 日以上確保する。

12.3 運転時間

本事業施設の運転時間は、準備作業、片付け、清掃時間を除く、5 時間とする。

12.4 安定稼動試験

(1) SPC は、本業務開始後、速やかに本事業施設においては、90 日（計画作業日）以上の安定稼動が可能であることを実証する安定稼動試験を実施する。

(2) 安定稼動試験の結果、本事業施設は、90 日（計画作業日）以上の安定稼動が実証されなかった場合は、再度の安定稼動が実証されるまで安定稼動試験を実施する。

(3) 安定稼動の実証に当たっては、安定稼動運転計画を記載した要領書を作成し、組合の確認を得た後に実施する。

(4) 安定稼動試験終了後、安定稼動試験成績書を作成の上、組合に提出し、確認を受ける。

(5) SPC は、安定稼動試験を実施すると共に、施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。

12.5 搬入廃棄物の性状分析

(1) SPC は、本事業施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行う。

(2) 分析項目は、第Ⅰ編　2.2.4 に示す項目を含むものとする。

(3) 頻度については、4 回／年とする。

12.6 搬入管理

(1) SPC は、御殿場市及び小山町が収集し、本事業施設に搬入する廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入防止に努める。

(2) 搬入される廃棄物の中から、搬入禁止物を発見した場合、組合に報告し組合の指示に従う。

(3) SPC は、直接搬入される廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入を防止する。特に、段ボール箱等に入れられたものについは、その中身について確認する。

(4) 直接搬入される廃棄物の中から、搬入禁止物を発見した場合直接搬入者に搬入禁止物を返還する。また、搬入禁止物及び搬入者毎に組合が別途指示する場所への搬入又は移動を指示する。

(5) SPC が、直接搬入者が本事業施設から去った後に搬入禁止物を発見した場合、SPC は組合に報告し、組合の指示に従う。

(6) SPC は、直接搬入者の荷下ろし時に、適切な指示及び補助を行う。

(7) SPC は、組合が搬入車に対して行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力する。

12.7 場内運搬

(1) SPC は、本事業施設内から発生する資源物、搬入禁止物（危険物を含む。）等の場内運搬及び必要な積込み作業を行う。

(2) SPC は、場内運搬及び積込みに必要な運転員、重機及び車両等を準備する。また、重機・車両等の選定に当たっては、電気自動車をはじめ、環境配慮型を選定する。

(3) SPC は、場内運搬時に、運搬物を落下・飛散させない。

12.8 場外運搬

(1) SPC は、ごみ再資源化施設内から発生する可燃残さ、不燃ごみ中の焼却灰（未燃灰）をごみ焼却施設へ運搬する。また、最終処分物は、御殿場市及び小山町が管理する最終処分場へ運搬する。

(2) SPC は、場外運搬及び積込みに必要な運転員、重機及び車両等を準備する。また、重機・車両等の選定に当たっては、電気自動車をはじめ、環境配慮型を選定する。

(3) SPC は、場外運搬時に、運搬物を落下・飛散させない。

12.9 ごみ再資源化施設における前処理作業

(1) SPC は、搬入者がごみの搬入のために持ち込む袋（ビニール袋等）を引き取りの上、処理を行う。

(2) SPC は、本事業施設に搬入された粗大ごみ（可燃性又は不燃性）、不燃ごみから、資源物及び粗大ごみ・不燃ごみ処理系列への不適物、搬入禁止物（危険物を含む。）等の選別を行う。

(3) SPC は、選別した資源物、不適物、搬入禁止物（危険物を含む。）等を、所定のストックヤードに運搬し一時保管する。

(4) 前処理の内容と具体的なごみ種（例）は、次のとおりであり、必要な設備及び工具等は、SPC が準備する。

(5) 前処理により回収する資源物の品目は、毎年組合に確認すること。

表 12-1　前処理の内容と具体的なごみ種（参考）

作業/分類名	作業の内容	主なごみ種
前処理なし	前処理しない。	ロッカー、カーテンレール
スプリング外し	スプリングを除去する。	スプリング入りマットレス
油抜き	ストーブなどに含まれる灯油を抜く。	石油ストーブ
穴あけ	スプレーカンの残留物を抜き出し、穴空けする。	スプレーカン
破砕	収集又は不燃ごみから選別回収されるライターを破砕する。	使い捨てライター
直接資源化可能物の選別	直接資源化可能物を選別する。（目視でわかるもの。）	扇風機、掃除機、ビデオデッキ、ステレオ、布団乾燥機
非鉄、くず鉄 小型家電	一時保管する	脚立、たらい
フロンの抜き取り	除湿機などに含まれるフロンの抜き取り	除湿機等
電気コードの抜き取り	アイロン、コタツ等の家電製品のコードの抜き取り	コード付き家電製品全般
一時保管	再生事業者に引き渡すまでの一時保管。	不法投棄

12.10 適正処理

(1) SPC は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理する。

(2) SPC は、ごみ再資源化施設から回収される鉄、アルミが、第 I 編 1.8 に示す純度・回収率を満たすように適切に処理する。また、SPC は、鉄、アルミが、第 I 編 1.8 に示す純度・回収率を満たしているかを年 4 回以上確認する。

(3) 鉄、アルミ等が上記の純度・回収率を満たさない場合、SPC は上記の純度・回収率を満たすよう必要な措置を講じる。

(4) SPC は、関係法令、公害防止条件等を満たさない場合、それらを満たすよう必要な措置を講じる。

12.11 搬出物の保管及び積込

(1) SPC は、本事業施設から搬出される資源物等を組合が本事業施設から搬出する際の積込み

作業を行う。

(2) SPC は、本施設から搬出される資源物等が関係法令、第Ⅰ編　1.8 を満たすことを年 4 回以上確認し、場内での飛散、流出を防止し、適切に保管する。

12.12 搬出物の性状分析

SPC は、本事業施設から搬出する資源物について、分析・管理を行う。

12.13 搬出管理

(1) SPC は、資源化物等の引取り業者が、搬出車両に運搬物を積替える際に、必要な支援を実施する。

(2) 引取り業者による、運搬物の積替え及び搬出時間は、原則午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までとする。なお、事前に組合に許可を得た場合は、この限りでない。

12.14 運転計画の作成

(1) SPC は、施設の安全と安定稼動の観点から運転計画を作成する。

(2) ごみ焼却施設の停止時及び 1 炉運転時の運転を可能な限り少なくするよう計画する。

(3) 運転計画には、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等の内容を盛り込み、年間運転計画として毎年度作成する。

(4) 作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成する。

(5) 作成した年間運転計画及び月間運転計画は、組合の確認を得た上で実施する。

(6) SPC は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、組合と協議の上、計画を更新する。また、更新した計画は、組合の確認を得ること。

(7) ごみ焼却施設にて発電を行わない全炉停止期間を考慮し、年間の維持管理計画を策定する。

12.15 運転管理マニュアルの作成

(1) SPC は、本事業施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理値を設定すると共に、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成する。

(2) SPC は、作成した運転管理マニュアルに基づき、運転を実施する。

(3) SPC は、ごみ再資源化施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを組合が指示した場合をはじめ、必要に応じ改善する。

12.16 運転管理記録の作成

SPC は、本事業施設の運転管理記録として次のものを作成する。なお、記録の内容については組合の指示に従う。

(1) 運転データ（処理量・稼動時間等）

(2) 用役データ（電気・水道・燃料・薬品等）

(3) 各種分析値（搬入出廃棄物等）

(4) 運転日誌、日報、月報、年報等（補修の記録を含む。）

13. 維持管理業務

SPC は、本書に示す基本性能を十分に発揮し、本業務の基本方針を実現し、維持管理業務を実施する。また、業務に際しては、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び提案書等の内容を遵守する。

13.1 備品・什器・物品・用役の調達

SPC は、経済性を考慮した備品、什器、物品、用役の調達計画を作成し組合に提出する。

13.2 備品・什器・物品・用役の管理

(1) SPC は、調達計画に基づき、調達した備品・什器・物品・用役を、常に安全に保管する。

(2) SPC は、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理する。

13.3 点検・検査計画の作成

(1) SPC は、点検及び検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるよう、点検・検査計画を策定する。

(2) SPC は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書を作成し組合に提出する。

(3) 点検・検査計画書は、毎年度及び本業務期間を通じたものを策定する。

(4) SPC は、点検・検査計画を組合に提出し確認を得る。

(5) SPC は、全ての点検・検査を、本業務期間に示す基本性能の維持を考慮し計画する。

(6) 点検・検査に係り、休止を必要とする機器及び予備品、消耗品の交換は、同時にできるように計画する。

13.4 点検・検査の実施

(1) SPC は、点検・検査を、毎年度提出する点検・検査計画に基づき実施する。

(2) 日常点検で、異常が発生された場合や事故が発生した場合、SPC は、臨時点検を実施する。

(3) 点検・検査に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議により、必要な年数保管する。

(4) 点検・検査の結果は、点検・検査報告書としてとりまとめ組合に提出する。

13.5 補修・更新計画の作成

(1) SPC は、本業務期間を通じた本事業施設の補修・更新計画を作成し組合に提出する。

(2) 作成した補修・更新計画は、組合の確認を得る。

(3) 本事業施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におく。

(4) 機器の更新については、各機器の耐用年数を十分に考慮する。

(5) 本業務期間を通じた補修・更新計画は、点検・検査結果に基づき、毎年度更新し、組合に提出する。

(6) 更新した補修・更新計画については、組合の確認を得る。

(7) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出する。

(8) 作成した各年度の補修計画は、組合の確認を得る。

(9) SPC が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、各設備の性能を維持し、基本性能を維持するための部分取替、調整等である。

(10) 工場棟内の見学者設備に設置する、説明用設備も補修対象に含む。

13.6 補修・更新の実施

(1) SPC は、点検・検査結果に基づき、基本性能を維持するために、本事業施設及び外構類（建設用地内）の諸設備について補修・更新を行う。

(2) 補修・更新は、機器の耐久度・消耗状況により、SPC の費用と責任において実施する。ただし、法令改正や不可抗力によるものは、SPC による補修・更新の対象外とする。

(3) 補修・更新に際しては、工事施工計画書を組合に提出し確認を得る。

(4) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議により決定した年数保管をする。

(5) SPC が行うべき補修の範囲は、「表 13-1　補修の範囲（参考）」のとおりである。

(6) 本事業施設の各所に設置する、説明用設備も補修対象に含む。

表 13-1　補修の範囲（参考）

作業区分			概　　要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査　等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく低下した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

13.7 精密機能検査

(1) SPC は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日　環整第 45 号）に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、精密機能検査を実施する。

(2) SPC は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し組合の確認を得る。

(3) SPC は、精密機能検査の結果を組合に報告するとともに、精密機能検査の結果を踏まえ、本書に示す基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行う。

13.8 施設の保全

(1) SPC は、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。

(2) SPC は、来場者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行う。

(3) 施設の保全に係る計画については、点検・検査計画、補修計画、更新計画に含める。

13.9 利用者・来場者の安全確保

SPC は、来場者の安全が確保される体制を整備する。

13.10 長寿命化計画の作成及び実施

(1) SPC は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（その他一般廃棄物処理施設編）」（平成 22 年 3 月　環境省大臣官房　廃棄物・リサイク

ル対策部　廃棄物対策課）等に基づき、本業務期間を通じた本事業施設の長寿命化計画（施設保全計画、延命化計画）を作成する。

(2) 長寿命化計画は、点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の結果に基づき、毎年度更新し、その都度組合の確認・確認を得る。

(3) SPC は、作成した長寿命化計画に基づき、本書に示す基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施する。

13.11 改良保全

(1) SPC は、本事業施設の改造等を行おうとする場合、改良保全に関する計画を組合に提案する。

(2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、組合において判断・了承する。

(3) 改良保全や新技術の採用により、運営に得失が生じる場合、その費用は SPC と組合の双方で協議・調整する。

(4) 法改正に伴い施設の改造が必要な場合、その費用負担は契約書に定める。

14. 環境管理業務

SPC は、本書に示す基本性能を十分に発揮し、本業務の基本方針を実現し、環境管理業務を実施する。また、業務に際しては、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び提案書等の内容を遵守する。

14.1 環境保全基準

(1) SPC は、公害防止条件、環境保全関係法令等の遵守を基本とし組合の本書　第 I 編 2.8 に示す公害防止条件及び SPC が提案する自主管理基準をもとに環境保全基準を定める。

(2) SPC は、運営に当たり、設定した環境保全基準を遵守する。

(3) 法改正などにより環境保全基準を設定・変更する場合は、組合と協議する。

14.2 環境保全計画

(1) SPC は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の確認を得る。

(2) SPC は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認する。

(3) SPC は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告する。

(4) 環境保全計画は、環境保全基準の遵守状況や法令改正、社会要請等に応じて適宜改善し、その内容を組合と協議し組合の確認を得る。

14.3 作業環境保全基準

(1) SPC は、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定める。

(2) SPC は、運営に当たり、作業環境保全基準を遵守する。

(3) 作業環境保全基準を設定・変更する場合は、組合と協議する。

14.4 作業環境保全計画

(1) SPC は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し組合の確認を得る。

(2) SPC は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認する。

(3) SPC は、作業環境保全基準の遵守状況について組合に報告する。

15. 情報管理業務

SPC は、本事業施設の基本性能を十分発揮し、本業務の基本方針を実現し、情報管理業務を実施する。また、業務に際しては、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び提案書等の内容を遵守する。なお、本業務期間を通じて、本書に示す基本性能を維持するため、各施設の運営状況に合わせて適切な対応を講じる必要があり、その判断材料として本事業施設の稼動状況等の情報は不可欠である。よって、SPC はこのことを十分に認識し業務を実施する。

15.1 運転管理記録報告

(1) SPC は、廃棄物ごとの搬入量、廃棄物ごとの搬出量、運転データ、用役データ等の日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し組合に提出する。

(2) 報告書の詳細な内容については組合と協議の上、決定する。

(3) 運転記録に関するデータは、法令等で定める年数又は組合との協議により決定した年数を適切に管理保管する。

15.2 調達結果報告

(1) SPC は、調達結果を記載した調達報告書を作成し、組合に提出すること。

(2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。

15.3 点検・検査報告

(1) SPC は、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出する。

(2) 点検・検査結果報告書に記載すべき内容は、組合と協議の上、決定する。

(3) 点検・検査に関するデータは、法令等で定める年数又は組合との協議により決定した年数保管する。

15.4 補修・更新報告

(1) SPC は、補修・更新結果を記載した補修・更新結果報告書を作成し組合に提出する。

(2) 補修・更新結果報告書に記載すべき内容は組合と協議の上、決定する。

(3) 補修、更新に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

15.5 環境保全報告

(1) SPC は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し組合に提出すること。

(2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。

15.6 作業環境保全報告

(1) SPC は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。

(2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。

15.7 本事業施設の維持管理の記録に関する報告

(1) SPC は、本事業施設の運営・維持管理状況に関する情報について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 6 項に基づき、組合が公表できるように、必要な情報を組合に提出すること。

(2) 提出内容及び頻度については、組合の指示に従うこと。

15.8 その他管理記録報告

(1) SPC は、本事業施設の設備により、管理記録可能な項目又は SPC が自主的に管理記録する項目や、組合が要望するその他の管理記録について、その管理記録報告書を作成する。

(2) 報告書の詳細な内容については組合と協議の上、決定する。

(3) 組合が要望する管理記録について組合との協議による年数保管する。

16. 関連業務

SPC は、本事業施設の基本性能を十分発揮し、本業務の基本方針を実現し、関連業務を実施する。また、業務に際しては、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び提案書等の内容を遵守する。

16.1 来場者対応

(1) 本業務は、平成 29 年 4 月の供用開始と共に開始する。

(2) SPC は、本事業施設への来場者に対し、施設の案内を実施する。

(3) 御殿場市及び小山町内の小学生等（団体）の案内が必要な際は組合が前もって SPC に周知する。

(4) 小学生等（団体）への見学者説明は、ごみ焼却施設と連携して実施するため、SPC は、組合が前もって周知した日に向け、ごみ焼却施設の運営事業者と調整をする。

(5) 来場者の案内時には、本事業施設の機械設備、施設の稼動状況、公害防止状況等を説明する。

(6) 行政視察者の案内は組合が実施するものとし、SPC は、案内に必要な説明支援を実施する。

(7) SPC は、行政視察者用のヘルメット、防じんマスク（使い捨て）等の必要な備品（10 人分）を常時用意する。

16.2 資源化業者の紹介

(1) SPC は、本事業施設から発生する資源物の売却先を組合に紹介するために、必要な調整を図る。

(2) SPC が紹介する資源化業者は、売却益の最大化を念頭に必要な調整を図る。

(3) SPC が紹介した資源化業者との契約にかかる事務は、組合が行う。

16.3 清掃

(1) SPC は、本事業施設の清掃計画を作成し、施設内を清掃し常に清潔に保つ。

(2) 清掃範囲は、リサイクルセンターの他、別紙 1 に示す事業範囲とする。

(3) 来場者等の第三者の立ち入る箇所については、特に清潔な環境を維持する。

16.4 植栽管理

(1) SPC は、本事業施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、組合の確認を得ること。

(2) SPC は，植栽管理計画に基づき，本事業施設内の植栽を適切に管理すること。

16.5 防火管理

(1) SPC は、消防法等関係法令に基づき、本事業施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備する。

(2) SPC は、整備した防火管理体制について、組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

(3) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行う。

(4) ストックヤード等については入念な防火管理を行う。

16.6 警備・防犯

(1) SPC は、警備・防犯体制を整備する。

(2) 警備・防犯範囲は、別紙 1 に示す事業範囲全域とし、SPC は、建設用地内における、警備・防犯に必要な、設備機器類を用意し、必要な箇所に設置する。

(3) SPC は、警備・防犯体制及び範囲を変更した場合、速やかに組合に報告する。

(4) SPC は、本事業施設の開館又は閉館に伴う、各門の開錠又は施錠を実施する。

16.7 来場者説明用パンフレット

(1) 形式　　A4 版カラー印刷

(2) 数量

1) 成人用　　1,500 部／毎年

2) 小学生用　　1,000 部／毎年

3) 視覚障がい者説明用　　100 部／毎年（点字でまとめたもの）

4) 外国人用　　各 100 部／毎年（英、中、韓語）

(3) 特記事項

1) 本事業施設への視察者・来場者に本事業施設全体について説明を行うために用意する。

2) パンフレットは、施設説明用と小学生用の 2 種類を用意する。

3) 施設説明用パンフレットには、日本語版のほか英語・中国語・韓国語・ポルトガル語版も用意する。パンフレットの原図は、組合に引き渡すこと。

16.8 住民対応

(1) 近隣対応は、組合が実施するが、SPC は常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ることに努める。

(2) 近隣対応において、住民向けに施設の運転状況等について説明が必要となった場合、SPC は組合の説明支援（資料作成を含む。）を実施する。

(3) SPC は，組合が出席する周辺地域との協議会に出席する。

(4) SPC は，本事業施設の運営に関して、住民等から意見等を得た場合は、速やかに組合に報告し組合と協議する。また、協議の結果により、必要な措置を講じる。